

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 12 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第3回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第62号 町道路線の廃止について
- 日程第5 議案第63号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第64号 令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第7 議案第65号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第8 議案第66号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第9 議案第67号 令和4年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第10 議案第68号 令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第11 議案第69号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第12 議案第70号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第13 議案第71号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第14 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第15 代表監査報告
- 日程第16 議案第72号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）
- 日程第17 議案第73号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第18 議案第74号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第19 議案第75号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第20 議案第76号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第21 議案第77号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第22 議案第78号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）

- 日程第23 議案第79号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）
- 日程第24 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書
- 日程第27 陳情第5号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情
- 日程第28 議員派遣報告について
- 日程第29 議員派遣の件について
- 日程第30 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は９名です。定足数に達していますので、ただいまから令和５年第３回南小国町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、後藤六男議員、７番、穴井秀房議員を指名します。

—————○—————

日程第２ 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る９月５日に議会運営委員会が開かれ、本日から２１日までの１０日間とし、その間の会議日は、本日、１３日、１４日、１５日、１９日、２１日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期につきましては、そのように決定をされました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定をいたしました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可しております。

—————○—————

日程第３ 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第３、一般質問を行います。

３番、佐藤毅議員。

○３番（佐藤 毅君） おはようございます。３番、佐藤です。通告に基づきまして質

問をさせていただきます。

1つ目の質問は、小国公立病院と町の今後の医療について質問をいたします。

5月25日、熊日新聞に「へき地医療診療車導入 医師とオンライン 通院負担減狙う」という見出しで小国公立病院の新たな取組が紹介されました。その中の記事にもありました、サテライト診療所が7月からおおむらクリニックを引き継ぐ形で診療が行われるようになりました。小国郷の限られた医療資源を関係機関が協力して維持することができました。また、年末にはオンライン診療車が導入され、サテライト診療所を拠点として、遠隔診療も予定されているところです。この新たな取組は、小国公立病院が町民からもっと信頼される、頼られる医療機関へと変わる一步になるのではないかと、私は期待しているところでございます。

そこで、質問でございますが、まだ運用とか運行においては準備段階だとは思いますが、このオンライン診療車両が導入されて、運用が開始されたら、町民にとってどのようなメリットが期待されるのか、またこのオンライン診療車を利用できるのは公立病院に受診されている方のみなのかお尋ねをします。

それから、もう1点、本町において、現在、蓮田クリニックさんが唯一の医療機関であります。仮に閉院されれば、大変なことになることは想像できると思います。今後の町の医療を考える上においても、とても重要なポイントではないかと考えます。小国公立病院が小国町にサテライト診療所を設けたように、今後、本町内においてもサテライト診療所的なものを開設する計画があるのか。もしなければ、今後開設・設置を求めていくのか。町長として、また公立病院組合の副組合長としての考えを聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

小国公立病院は、小国郷にデジタル技術を利用した、医療MaaSを導入し、遠隔診療機器等を搭載した診療車による山間地域におけるオンラインでの医師の診療を受けることのできる新たな医療サービス提供環境を整備するために計画を立て、デジタル田園都市国家構想交付金の申請を行い、医療機関として初めて採択されております。

7月よりおおむら内科クリニック跡を医療MaaS・DX診療拠点として引き継ぎ、おぐにサテライト診療所として、まずは通院での対面診療を開始しました。今後、医師が患者宅へ訪問する訪問診療、遠隔診療機器等を搭載した診療車が看護師とともに患者宅等へ訪問して行われるオンライン診療を組み合わせ、どの診療を選択しても同じ医療情報を参照しながらの診療を実現してまいります。

このことは、医療機関まで遠い地域の医療の質を上げることにつながりますし、

例えば毎週通院が必要であった患者さんが、状態が安定すれば、通院の何回かをオンライン診療に変更できる可能性があります。そうすると、交通費や生活時間に余裕が生まれることになり、小国公立病院を今よりもっと身近に感じることができると思います。

一方、蓮田クリニックは南小国町唯一の医療機関として、診療だけではなく、保育園から小中学校までの園医、校医、各種予防接種の実施などにも多大な御尽力をいただいております、誰もが永く存続いただけることを願っております。

今後、本町内において、サテライト診療所的なものを開設する計画等は現在ありません。

しかしながら、今後のことを考えますときに、オンライン診療車の最初の運行は、小国公立病院を受診している患者さん対象になりますが、将来的には住民負担の軽減と医療サービスの安定供給を実現しながら *w e l l - b e i n g*、つまり心身と社会的な健康を意味する概念でございますが、*w e l l - b e i n g* な人生を支えるケアシステムとなるように、地域医療を熊本大学と学ぶことで連携体制を構築していき、安心して住み続けられる小国郷の存続を目指していく予定にしております。

また、医学生や薬学生がオンライン診療車に乗り、小国郷でのケアシステムを体験していただくことで、今後の小国郷の保健・医療・福祉を担う医療従事者の発掘にもつながると思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） この質問をしようと思ったのは、非常に小国公立病院が町内、町民の方に人気がないというか、これは個人的な感覚ですけれども、あまり人気がないような感じをとりましたので、またこういう新たな取組をされることを、ぜひ町民の方にも知っていただきたいという思いで、今回、一般質問をさせていただいているところでございます。

私も公立病院の病院組合の議会議員をさせていただいております。その中で、監査を受け持っていますので、毎月、例月監査で病院を訪問している中において、事務長も代わられまして、今、病院が変わろうという、変えようというふうに奮闘していることを感じております。そして、それをぜひ応援したいというのが私の今の率直な気持ちであります。

この小国公立病院ですけれども、新型コロナウイルス感染が蔓延したこの3年間において、公立病院が果たした役割というのは非常に大きかったというふうに感じております。域内から小国郷外からのコロナ患者を受け入れましたし、また感染防止のためにワクチンの接種対応等においても対応していただき、改めて欠かすこと

のできない重要な、大事な医療機関であるということを感じたところでございます。

そして、なおかつ小国郷内において唯一、入院ができる病院でありますし、昨年度の実績を見ても、年間延べ1万3,750人、1日平均約37人の入院患者を対応していただいております。また、その1日平均168人、年間4万800人の外来患者さんの診療にも当たっていただいている、このことは事実としてあると思っております。

そこで、2019年、厚労省から突如として実態を反映しない机上の空論として、公立病院の再編・統合の話が出ました。小国郷の医療を考えることにおいて、この病院がなくなるということは、大変大きな事態になることは誰でも予想ができることではないかなというふうに思っています。

そんななくなっては困る病院が、新しい取組を行い、地域住民のことを考え、今までの対面診療にプラスして訪問診療ですとか、今度、オンライン診療車を入れることによってオンライン診療ですとか、そういう利便性を向上させるような動き、そしてなおかつ、また受診しやすくするようにやろうとしている、このオンライン診療車の導入をもっと広く知ってもらって応援していきたいというふうな思いでございます。

そこで、今、オンライン診療の運行については、まだ計画段階ではあろうとは思いますが、基本的には公立病院患者さんの診療のところに当たるとは思いますが、今後できることなら、オンライン診療車を町内拠点となる場所、例えば地域の集会所とかに定期的に来てもらって、多くの住民が利用しやすいような環境を整えていただいて、医療サービスの充実が図られることをぜひ考えていただきたいというふうに思うところでございます。これに関しては、私も病院議会を通じて、町民の声を聞きながら、ぜひ意見を述べさせていただきたい、そのように考えています。

そこで、地域密着型多機能病院を目指す小国公立病院です。運用開始後において、町のほうもぜひ積極的に町民の健康維持活動を含めて、オンライン診療が十分活用されるように協力していただきたいと思いますけれども、今後、町のほうでそこあたりは町民課長等が対応に当たるかと思っておりますけれども、町民課長、御意見とかございましたら一言お願いしたいと思いますけれども。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 3番議員の御質問にお答えします。

現在、この医療Ma a Sにつきましては、定期的に小国町、南小国町、小国公立病院と話し合いを行っているところです。先ほどおっしゃられましたように、1か所拠点を決めて、患者さんがそこに集まって診察を受ける巡回診療につきましては、

実施できる場所の定義がございます。現在、その定義に沿って、小国郷内で実施可能かどうかの確認を行っているところです。今後も定期的にこの会議のほうに参加をさせていただいて、町としての御意見もきちんと発信させていただくつもりであります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 新しいことをやるわけですから、今までの規制とかがやっぱりどうしても邪魔になってくる部分というのは出てくるかと思います。なおかつ、こういうへき地医療ですから、今決められた形がそぐわない部分というのが出てくるというのは当然あるのかなと思いますので、そういうところも規制改革ではないですけれども、せっかく先進的なオンライン診療を導入するわけですから、そしてそれをこういうへき地医療で活用するわけですから、そういう中においてどうでしょう、国を動かすような、その基準的なものを見直すことにつながるような形で声を上げていただいて、利用・活用がされて、この小国郷に住んでも安心して医療が受けられるような形というのはぜひつくっていただきたいと思いますし、それを声として上げていただくのは、やっぱり町のほうでもあるのかなと思いますし、ここに私も含めた議員なのかもしれませんが、そういうところでぜひ小国公立病院という存在意義が今よりも増して、なおかつ先進的なものを取り入れて、よそから羨まれるとは言いませんけれども、でもそういうふうなポジションになることが非常にいいのかなと、それぐらいの目標をもってやらないといけないのかなというふうに思いますので、ぜひこのオンライン診療、年末から稼働される予定ではありますので、今後、来年以降においても利用拡大ができるようお願いしたいと思います。

それと、サテライト診療所的な施設の開設について、計画はないということでございました。ただ、公立病院が小国町に分院的なものをつくったということで、南小国の町民の中にも、なら南にもできるっちゃねえかというような御意見があるのではないかなと。直接聞いたわけではありませんけど、私的にも、ふと考えると、まああってもおかしくはないなというようなところは、ちょっと思うところです。ただ、この町においては蓮田クリニックさんがありますので、特段、理事長先生とか辻先生と話したわけではございませんけれども、医療機関として継続的経営をしていただければ、それに越したことはないと思います。そしてまた、そこにオンライン診療車が巡回することで、非常に充実した医療サービスにはなるとは思いますけれども、ただこの蓮田クリニックさんが経営を維持していただくことが一番ではありますけれども、できなくなったときに、じゃあオンライン診療車だけでそれが

足りるのかというのは、やっぱり疑問が残るところかなというふうに感じるころです。

これから、高齢化が進む町内において、医療機関がなくなることは、そういう状態になったら、非常に町にとっては大きなマイナスではないかなと。ですが、その人口減少で医療ニーズ的なものも減少していくとは思いますが、ただやっぱりそうやって、町に医療機関がないというのは、今あるものがなくなるというのは非常に大きなマイナス打撃ではないかなと。ですから、公立病院、地域密着型、多機能病院として掲げています小国公立病院が、南小国町においても医療サービスをどうにか守っていく、そういう方向性だとか、もっと言うならば、蓮田クリニックを維持するために、医師を確保して、そこに御紹介だとか、勤務していただくような、その医師確保を含めてしっかり考えていただきたいなというところは思っているところです。

そういう意味で、いろんなケースを考えて、これから準備をしておく、町として医療を守る準備をしておく必要性、その検討をする時期にあるのかなというところも思っているところです。今後、病院運営議会において、南小国町の医療サービスを維持していく取組に向けての要望を取り上げていただいて、検討していただきたいと思いますけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まず最初の御提案という部分の、医療Ma a S、これまでの概念だったりとか、そういったところにとらわれずに、新たな形、仕組みもつくっていくべきじゃないかとおっしゃるところに関しましては、私も深く議論に入って、まだ間もないので、どういった制約があるのかというところはわかりませんが、この医療Ma a S自体が全国的に見ても、その事例がそんなにございませんので、新たな先進的な事例の一つであるというふうに認識しております。そういった意味で、やっぱり地域医療が抱えるニーズというものは、それぞれの地域でまた違うものだというふうに感じておりますので、そういった意味においてもいろんな壁、障壁があるのかもしれませんが、そういったところはやはり声を上げながら、変えるべきところは変えていく、そして小国郷独自の医療のシステムを構築していくといったところが必要であろうというふうに思いますので、そういったところはしっかりと声を上げながら、また関係、県だったりとか、厚労省が関係してくるかとは思いますが、そういったところで新たな仕組みをつくるということが必要であるというふうに感じているところでございます。

あと、南小国町の医療に関しては、もちろん辻先生が本当に献身的に昼夜分かつ

ず御尽力いただいていることに、まずもって敬意を表したいというふうに思うんですけれども、そういった中では、今後、いつまでこういった体制が保てるのかといったところはまだ正直わからない部分もありますが、そういったところはやっぱり早め早めに議論をしていくべきだろうというふうに思いますし、今のところはサテライト診療所的な部分を現時点でどこかに設置するということは考えておりません。やはり辻先生がいらっしゃるので、辻先生にしっかりと守っていただくというような中で、今後、将来的にそういった医療が、うちの町が無医療地域というか、そういったところになってしまうのは、非常に厳しいものがございますので、関係者しっかりと協議をしながら、そういった医療体制をまたしっかりと存続できるような仕組みづくりをこれからも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4問目になりますので、まとめて最後をお願いいたします。

○3番（佐藤 毅君） 誰しも医療機関がなくなることに対しては不安を感じることでしょうから、こういう時期に来ているのかなと。一つ小国公立病院が動き出した、その地域の核となる病院がいろんなことを始めようとしている部分において、南小国の医療体制的なもの、定期的に意見交換をされているとは思いますが、その中において今後どうやっていくのかというのは、やっぱり関係機関と調整していくというか、議論していく、検討していく、そういう時期に来ているのかなというふうに思いますので、ぜひこの南小国の医療をどういうふうに維持していくのか、守っていくのか、もしくは発展させていくのか、そういうことに関して関係機関と協議を続けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 第2問目の一般質問をお願いいたします。

○3番（佐藤 毅君） 2つ目の質問を行います。

小学校の今後について質問をさせていただきます。令和元年の一般質問において、小学校の統合について質問がございました。そのときの答弁では、維持管理経費の負担が必要だが、地域コミュニティの核として重要、少人数ゆえに学力、経験が身につく、一長一短あるが、3校を維持していくと、町長からの答弁でした。

また、教育長からも、統合はすべきではない。学校、個々に応じた丁寧な指導がなされており、学力・体力面ともに高い評価を得ている。地域性を大事にして地域とともにある学校づくりをしたいとの回答でございました。

また、町長答弁の中には、統合すべきとの意見が寄せられたならば、統合の協議会を設置し、検討を行うことも考えているというふうにあります。ただ、今後の校舎等施設の老朽化に伴う財政負担や、児童数の減少も見込まれる状況でございます。

そこで、あれから4年たちましたが、今も同じ考えでしょうか。それとまた、仮に統合が必要だと舵を切る条件等が、町長の中の基準判断としておありでしたら教えていただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目につきまして、以前の回答と同様に、3校を維持していきたいと考えております。以前の回答と重複する部分はございますが、少人数であるからこそ、個々に応じた丁寧で温かい指導がなされていることや、複式学級だからこそ自主性・自立性の育成につながることで、大規模な学校にも負けない学力が身につけていると考えます。

実際に、今月の広報きよらでも掲載しておりますが、今年度の全国学力・学習状況調査で、熊本県や全国平均を上回る数値となっています。そういったことから、現段階では統合は行わず、3校を維持していきたいと考えています。

次に、統合に舵を切る一番の条件として考えられるのは、各小学校の将来的な入学者数だと思います。1人や2人といった入学者が続くような状況になれば、さすがに統合も視野に入れた議論をせざるを得ないのではと考えます。また、学校統合については繊細な問題でもありますので、教育委員会をはじめ、学校の関係者、保育園を含めた保護者、地域の関係者などに集まっていただき、早め早めの議論を心がけるとともに、子供たちのことを第一に考え、慎重に判断していきたいと思えます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今日、熊日のほうで、多良木町の今休校している2校について閉校を検討するという記事が、何か申し合わせたわけではございませんけれども、ちょうど朝から見ておりました。ここは当然、入学予定者がいないというところで、ただ1校に関しては4、5名おられるんですかね。よその小学校に通学というか、通っているようなところでございますけれども、そういう検討に入ったという記事でございました。その中で、多良木町の教育長の話で、数人だけの学校では教育効果が少ないという、これはもう人数に限ったところの話だったと思います。こういう意見もあるんだなというところで、教育長にもお話を聞きたい、次、御答弁いただきたいと思いますが、その前に本町においても少子化が進んでおりまして、今年の3月時点で人口の内訳を見ますと、未就学児ですね、ゼロ歳から5歳においては、あと3年間は3歳から5歳児においては、町全体で30名弱の子供がいるような状況になっています。それ以後、ゼロ歳から2歳児においては、20人前半、もしくは20人を切るような数字が上がっております。特に、この中原地区において、

現時点では6年後を予想すれば、全校児童が16名、1年生・2年生においては、それぞれ1名になるのではないかなというふうな、今現在の人口の割合というか、実情でございます。

こういう状況を見ると、やっぱり少人数のクラスということであれば、今、合同学習とかをやられてはいますけれども、学習面を考えると、何らかの検討に入る時期に来ているのではないかなというふうな思いは、私個人的にしているところです。

極端な話ですけど、当然、1人でも子供がいれば、学校は維持したほうがいいというふうな考えなのか、それとも一定数を下回るようだったら、やっぱり統合や休校という形をしたほうがいいのか、教育の専門家である教育長に、その児童数と学習面や学校運営について御意見を聞かせていただければと思いますけど、よろしいですか。お願いします。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 御質問、大変ありがとうございました。

今、熊本県のほうで進めている教育の二本柱としては、1つは個別最適な学びということで、一人一人の学習スタイルにできるだけ合わせた授業を展開していきましょうという、これが1つ。もう1つは、協働的な学びということで、やはり同じ仲間と学び合うとか、いろいろな意見を聞きながら学習を進めていくような協働的な学び。この中には、子供同士だけじゃなくて、地域の方も含めながら、保護者の方も含めながら学んでいくような、そういう協働的な学びということも考えられているところです。先ほど町長さんからの答弁もありましたように、個別最適な学びとしては、できれば少人数で進めていくことが、やはり一人一人に目を向けた学びができるものですから、例えばタブレットを通して学習したい子供もいれば、実際、紙を使って、ペーパーで学習したい子供もいるだろうし、いろいろな学習スタイルに適応していけると考えたときには、少人数はふさわしいかなと、特に今のうちの小規模の学校としては、こういう学習スタイルをしっかり追及していくような研究を今後進めていく必要があるなというふうに、今思っているところです。

ただし、先ほどの答弁の中にあつたように、子供がやはり1人とかになってしまうと、この協働的な学びという部分では、いろいろな考え方があるというところを学ぶ、そういう機会としては非常にマイナスかなというふうに考えているところです。

今、中原小学校が1年生と2年生は単式です。3・4年複式、5・6年複式ですけども、今後の人数で見たときには、1・2年生の複式というところがもう一つ残っています。この1・2年生の複式を通して、例えばやはり地域の方々や保護者の方々が個々の学習としての効率性とか効果が、これでは厳しいという話にな

っていけば、統合に向けてのやっぱり委員会を開きながら、検討していく必要はあるんじゃないかなというふうに思っています。

この前から、局長さんと、それぞれ年度の児童数の推移を2人で見ながら、この辺ぐらいからはちょっと委員会あたりを立ち上げながらやっていく必要があるんじゃないかなというようなことも、局長さんとは話をしたところですけども、そういう児童数の推移を見ながら、今後はまた考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） そうですね。私も調べてみて、この大字中原地区の人口の減少というか、子供の減少はちょっと、えっと思ったところではあります。この話をするに当たって、統合を強く推し進める意見を言ったほうがいいのか、それとも地域の核としてやっぱり大字3地区にそれぞれ学校があったほうがいいのか、非常に悩みながら、今日の朝まで考え、今時点でもう正直、さあどちらにというような、僕自身がそう思うということは、やっぱり町民の方たちも悩む部分が出てくるという、当然、保護者を含めて、地域の方たちも含めて、実情を見ればそうなるのかなというところですので、そういう時期、協議会なり、委員会なりにおいても、その統合というよりも今後の学校の在り方、地域を含めたところのどう維持していくのか、もしくはどう今後していったらいいのかということを、やっぱり議論する時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。6月のときに保育園の話もさせてもらいましたが、園児も正直少なくなって、それは当然、小学校にこれはつながっていくわけですけど、やはりその大字3地区ごとに学校を残したいという思いというのは、私も同じといえば同じです。ただ、その中で、今日、多良木小学校を見たときに、閉校しなくても休校という立ち位置もあるんだなというのはちょっと改めて感じましたので、そういういろんなケースを想定しながら、やっぱり議論を進めていく時期に来ているのではないかなと思います。今、学校の今度、維持管理に関していえば、市原小、りん小、大規模に体育館の改修工事をしています。やっぱり1億5,000万円、3億円弱のお金がかかっていますし、中原小学校も築年数が相当来ておりますので、体育館も平成21年に改修はされたとはいえ、来ております。中原小学校だけに限らず、今後の小学校の在り方をやっぱり地域を含めて議論していくことが求められるんじゃないかなと、それを始める時期かなと思いますけど、町長、いかがでしょうか。改めてもう一回、その協議会設置というところで。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） もう協議会設置に関しては、やるべきだろうなというふうには認識をしております、そのタイミングをいつにするのかといったところが、今後また関係機関と話さなくてはいけないところだろうというふうに思います。もちろんこれは統合するしないとか、ただそれだけの議論ではなくて、やはり全般的に子供の子育て環境だったりとか、そういったところも含めたところの協議をする場の一つとして、統合というものがあるというふうな認識をしていただければなというふうに思うんですけども、そういった関係者の方々に集まっていただいて、例えば放課後子供教室の維持だったりとか、そういったところの話もそれぞれの小学校でももちろんあるでしょうし、そういった地域の中での学校の在り方、そして保育園の保護者の方々だったりとか、学校のPTAの方、そういったところもしっかりと巻き込んで、今後どうしていくのか、その統合に関してもどういうふうな方向でいくのが一番ベストなのか、よりベターな方法なのか、そういったところのターニングポイントと言いますか、ちょっと考える時期に来ているなというふうには認識をしております。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。最後になりますので、よろしくお願いします。

○3番（佐藤 毅君） そうですね。この御時世、少子化になって、子育て環境だとか、政策だとか、いろいろな部分で言われているところにおいて、その中の小学校の在り方、これは町全体として、やっぱりいろんな方向性から、地域を巻き込んで議論する、そういう時期ではないかと思しますので、ぜひそういう協議会を立ち上げていただいて、そうなったときの対処を検討する準備を進めていただきたいと思います。

児童数の減少をどうやって増やすかというところで、山村留学とかそういうのがあるとは思いますが、当然、子供だけでなく、保護者を含めて、その関係人口だとか、人的・物的な相互交流が生まれることによって、本町の子供たちと同様に多様な体験だとか、自然や人間との関わりを通じて、次世代に生きる子供たちの豊かな成長を促すというようなこともあるかとは思ったんですけども、もうちょっと発想を変えると、増やすという意味において、なかなか募集しても来ないのであれば、町内出身者の子供、またこちらにお父さん、お母さん、子供から見れば、じいちゃん、ばあちゃんが、こちらに住んでいるお子さんをこういう留学として、留学というか、お父さん、お母さんが育った学校に通わせるという取組も面白いんじゃないかなと。私はちょっとぱっと思ったときに、孫ちゃん留学みたいな形で受け入れるといいんじゃないかなと思ったところです。そうすると、保護者は当然、この町の良さは十分理解していますし、子供も何なりの形でここに来たことがある

と思います。夏休みだとか、盆・正月だとかですね。であって、なおかつ住まいもありますし、知らない土地でもない。そこで、子供を誰が見るかという、じいちゃん、ばあちゃんが見るわけですけど、非常にじいちゃん、ばあちゃんたちにとっては、生きがいにもなりますし、やりがいにもなる。そういう、どうでしょう、ここに住んでいる祖父母に関してはアクセントができて何か楽しい老後とは言いませんけど、日常が過ごせるんじゃないか。ましてや、それが見守りにもつながるんじゃないかな、なんてことをちょっと考えたところなんですけれども、だからそういうアイデアが私の中にちょっと降って湧いてきましたので紹介して、これで質問等、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1点だけ、後でちょっと教育長のほうにも答えさせていただこうかと思いますが、今のも面白いアイデアじゃないかなというふうに私も拝聴しながら感じたところでございます。そういったところで、何かしらものがくとは言いませんけれども、試行錯誤しながら、どうにか残せる方向性というものを、私としては探りたいというふうに正直思っているところでございます。

また、現在、役場の職員の中で課を横断して、子育て支援のためのチームといったところの立ち上げ、完全にはまだ終わってないんですけれども、まだ議論の経過と言うか途中なんですけど、そういったところで今2回ほど会議を行っております。そういった中でも、例えば中原を子育て特区にしたらどうだろうかとか、中原に関してちょっといくつかのアイデアとか、そういったところも出てきているような状況でもございますので、そういったところの意見も今後踏まえながら、また何ができるのかといったところを考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） ありがとうございます。

佐藤議員さんが悩んでいらっしゃるということでしたので、1つだけ、この前、9月9日に中原小学校の運動会が、校区民の運動会が、久しぶりにもう制限なしで行われました。子供たちがしっかり練習したその素晴らしいきびきびとした態度を、入場行進から見ながら、町長さんともその小規模校での運動会の非常に和気あいあいとした、その良さを感じ取ったところですけれども、本部席におりましたら、後ろのほうから地域の方が座っていらっしゃって、あの子はどこの孫かいとか、あの子はどこに住んどるとかいとか、何かそういう声が聞こえながら、子供たちの一つ一つの演技に対して、校区民の皆さんがしっかり拍手をしながら応援をしている様子がありました。やはり地域の子供たちを地域が育てているというようなところを

強く感じたところです。先ほど児童数の部分がありましたけれども、少しでも今の地域とともにある、こういう学校を継続させていけばいいなというところで、今の議員さんのアイデアもいただきながら、前向きに頑張っていきたいなと思っているところです。どうもありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、3番、佐藤毅議員の質疑を終わります。

ただいまから休憩に入ります。10分間休憩いたします。55分から始めますので、よろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 2番、北里でございます。初めての一般質問となりますので、どうか言葉足りないことも多々あるかと思いますが、どうかよろしくお願いをいたします。

まず初めに、コロナが3年半にわたる挙げ句に、町長さんをはじめ、執行部の皆様におきましては、他の市町村よりも早く手厚い事業への取組とか、商品券とか、3倍返し飲食券、宿泊券、こういった手厚いことをしていただいたことに関しましては、非常にありがたかったなと思っております。ほかの市町村の皆さんからも非常に、南小国はすごいなという形で、羨ましく思われたことでございます。

それでは、通告に基づきまして、中長期的なまちづくりについて伺いをいたします。私たちを取り巻く町は様々な要素で成り立っております。地形や生態系、気候風土、土地に目指した歴史・文化、それらを基盤にした社会経済の営み、そこに暮らす人々の思いやきずな、笑顔といった様々な要素が混じり合いながら、人々が生活し、様々な営みを展開する空間が形成されていくものであります。本町も二十数年前ではありますけれども、黒川温泉等を中心に街なみ環境整備事業、健康とゆとりの豊かなまちづくりの事業等が数年間にわたって行われておりました。それにより、日本でも有数の温泉地として、黒川温泉は注目をいろいろなところから集めてまいりました。それによって、日本全国いろんな各地から研修に訪れる温泉地になってまいりました。

このような取組においても、グッドデザイン賞、環境におけるものなのですが、こういったものを受賞することができました。今後の南小国もこのような総合的なまちづくりの計画があるのかをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申

し上げます。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2 番議員の御質問にお答えをいたします。

平成 31 年 2 月に町民と協働で、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえて、30 年後の町のありたい将来像を描いた南小国町共有ビジョンを策定しました。

この、共有ビジョンに描いた町の将来像の実現に向けて、令和 2 年度から 10 年間、町として今後、何を目標に、どのような方針・戦略で、どのような施策に重点的に取り組んでいくのかを明確にするために、第 4 次南小国町総合計画を策定しました。

また、本町の地方創生の取組についても、共有ビジョンの実現につながるものであるため、以前は別途策定しておりました南小国町まち・ひと・しごと総合戦略を総合計画の中に包含する形で策定しております。2 番議員より質問いただいた、今後の中長期にわたるまちづくりについての構想等については、この南小国町総合計画がそれに当たるかと思います。

第 4 次南小国町総合計画では、役場内の職員で組織する実務的な部分を担う総合計画策定・推進本部に加え、策定の際に町民や関係者を含めた体制として総合計画策定・推進協議会を設置し、策定に向け必要な議論を行い、町民の声が総合計画に反映されるよう最大限配慮しました。

並びに、策定後の KPI による効果検証、町民アンケートの実施結果を踏まえ、総合計画策定・推進協議会の意見をいただき、それを参考、反映しながら、計画の目標達成については共有ビジョンの実現に向け取組を進めているところです。

この総合計画は 10 年間の計画期間ですが、その時々为社会情勢や地方創生の取組の変化などに的確に対応していくため、基本計画、総合戦略については、10 年間に前期、後期の 5 年間に分け策定することとしております。よって、令和 6 年度に令和 7 年度からの 5 年間の基本計画、総合戦略について策定を予定しております。

今後とも、共有ビジョンの将来像実現に向け、また次世代に引き継いでいけるようなまちづくりのために取組を進めてまいります。

次に、住宅や上下水道等についての整備計画についてです。

まず、住宅については、一般の町営住宅及び特定公共賃貸住宅について回答させていただきます。現在、市原・杉田・矢津田・黒川・北黒川・西黒川・中原・満願寺の 8 団地 173 戸の管理を行っているところです。

本年度事業としましては、令和 5 年度当初予算に計上されております公営住宅長寿命化計画見直し業務委託料において、今後 10 年間、2024 年～2033 年度ですけれども、今後 10 年間における修繕なども含め、団地ごとの方針等を再計画

していくとしています。

続いて、上下水道の計画についてですが、まず上水道より答弁させていただきます。現在にいたるまで、議会の中でも多くの質問等をいただいているところではありますが、令和4年度より南小国町簡易水道事業基本計画及び変更認可設計業務委託を発注し、水源の予備も含めた代替の必要性、水源の枯渇、給水量の増加、配水池の容量不足等、多くの課題を解消していくことを前提とし、また水道料金の改定の必要性についても検討を重ねていくこととしています。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としており、人の飲用に適する水を供給するための施設の更新や整備等を図っていきます。

続いて、下水道ですが、公共下水道区域、農業集落排水事業区域、それら以外の区域を合併処理浄化槽による区域の3区分とし事業を行っておりますが、公共下水道区域、農業集落排水事業区域については、ほぼ整備事業が完成しており、接続率の向上に努めていくところであります。

また、合併処理浄化槽区域につきましては、特定地域生活排水処理事業による市町村設置型の整備事業を行っています。

以上を踏まえた上で、来年4月1日より稼働となる公営企業会計の導入による会計の透明性を確保し、また中長期的な計画を踏まえ、町民の生活に密接する各事業の継続性をより高めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 御回答、ありがとうございました。令和2年より10年間で総合計画が立つとということでございます。

それでは、今後、休養村管理センターや農協跡地等の計画、こういったものも必要になってくると思いますが、総合的な建築、まちづくりの計画が必要になってくると思っています。生活の質の高さを興じてくるしなやかな建築、町を次世代に引き継ぐことで持続可能性を問われる時代となっております。せっかく造った建築物を短い年月で建て替えてしまうことがないようにしなければなりません。今までと同じように建物だけ建てて、また短い期間で採算が合わなくて解体していくといったことを避けていかなくはないと思っております。そういった危機感のもとに、地域に集約された資産を再評価・再認識した新たな意味を加えた、持続的に価値を生み出していく建築、まちづくりを進めていくことが大事ではないかなと思っております。

目的を達成するには、やはり時間、資金、人材、情報、知識といったプロジェク

トの遂行に活用できるものを利用しながらことを進めていかなければなりません。こちらの町の総合計画において、推進協議会というものがつくられたという回答ではございますが、こういったものがそのプロジェクトになるのかなというのもありますけれども、これは役場の職員だけで構成されたものだと思いますが、一般的な方たちの参加も、こういったことで役立てていただければと思っております。

事例としまして、昔、今、熊本とは親密な関係にあります台湾、T S M Cの進出によりまして、熊本県はもう非常に台湾との国交が有効になってきております。こういった地域も相当昔に旅行に行ったときですが、あそこの町自体が無電柱化と言うか、地中にすべてライフラインが埋まっているというような形で電柱がないというようなまちづくりを、後発的なものでありますが、していったと思います。九州におきましては、ハウステンボス、こういったところの施設が地下に7メートルぐらい入れて、全部に水道の循環施設とかライフラインとか、全部そこに埋まって、大村湾からの水を取り込みながら、循環しながらトイレの水等を使っていると、そういう総合的な、次に循環されるようなまちづくりが多分できている地域もあります。つきましては、建築まちづくりのプロジェクトのマネジメントを作ることをやってみてはどうでしょうかという提案をさせていただきたいと思います。

今後の住民が快適に過ごすためにも、環境を維持するためにも、上下水道の整備が必要不可欠な要素となってくると思われますが、今現在において、農業集落排水とか、先ほどお答えいただきましたが、中原地区と赤馬場地区の整備はもうほぼ完了したということではございます。

では、今後、満願寺の志津までの下水道は完成はしてあるとは思いますが、満願寺地区において、やはりそういった下水の計画等も今後必要になってくるのではなかろうかと思っております。相当、二十数年前ですかね、やはり黒川からその下水道の提案があったとお聞きしておりますが、そちらの時期にやはり各旅館等が、やはり浄化槽と、単独の自分のところの合併浄化槽、こういったものは相当な金額を払って造って、間もないこともあって、一応断念したというお話を聞いております。あれからもう30年ぐらいたつと思いますけど、やはり黒川地区におきますと、やはりそういった整備がぜひとも必要ではなかろうかと。各旅館が二十数件はびこっておるところでございます。こういったところの整備はやはり進めていただきたいと。そういった計画をぜひとも今後の課題として進めていただければと思っております。

それに、さっきちょっと住宅の話が173戸について、公営住宅の整備も進めておられると言われておりましたが、黒川に2か所だけ、もう相当老朽化した住宅施設があります。現在、空室がもう半分以上、入居者が数名というような状態が続い

ておって、次の入居者はもう入れないという形で、理由はというと危険区域であるということが理由で、今後のそういった、ほぼそこに住んでいらっしゃる方が16戸ぐらいあるのに、多分4人ずつですかね、16、16あるのに、4人ずつぐらいしか入居者がおりません。その方たちも皆さん高齢者と、1人が夫婦の方がおられるんですが、ほとんどが高齢者の方と。こういった方たちを、ぜひともどこか造る予定がないのであれば、そういったことをどうにかしていただけるとありがたいと思いますが、今後のそういったものの計画等が、総合計画の中にあるかどうかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まず、私のほうから、今御意見いただいたところの答えられる範囲の部分をお答えさせていただきたいのと、あと細かい点に関しましては、関係課長のほうから答えをさせていただきたいと思います。

まず、公共施設に関してでございますけれども、やはり町全体を見渡して、総合的にやっぱり考えていく必要があろうかというふうに思います。やはりただ建てていくだけでは、今後のランニングコスト、維持経費、そういったところが重く負担としてのし掛かってまいりますので、しっかりとスクラップアンドビルドみたいな形で、建てるのは建てるけれども、やはり老朽化して見直すべきは見直して、そこは例えば解体をするとか、そういったところも考え方のもとに、今後の公共施設は建築また解体、そういったところもバランスを見ながらやっていかななくてはいけないというふうに考えております。

あともう1点、総合計画の策定に関して、一つ推進本部と、もう一つ推進協議会というのがございます。推進本部というものが役場の職員で組織する、実務的な部分を担うようなものが推進本部でございます。町民の方々だったりとか、関係団体とか、そういったところが組織して、いろいろと御意見をいただいたりするところが推進協議会といったところもございますので、そういった町民の声だったりとか、関係団体の意見だったりとか、そういったところはそちらの推進協議会のほうで意見をいただいているというような状況であるというところでお答えをさせていただきます。

あと、無電柱化だったりとかというのは、やはり景観を維持する上では非常に景観も良くなりますし、必要なことだなというふうに感じております。もちろん激甚化していく自然災害の中では、地中に埋めることのほうが、やはりこの辺も急傾斜地が多々ございますので、土砂崩れで断線したとか、そういったところにならないので、私も必要ではないかなというふうに思っているところでもございます。そう

いったところは、場所によってはなかなか工事をすぐにしようとしても、なかなか工事する時間が短かったりとかする可能性もございますでしょうし、そういったところはちょっとやっぱりエリアによっては、なかなか手を入れづらいところもあるんじゃないかなというふうには思っております。今のところは無電柱化に関しては、計画は確かないかとは思いますが、そういったところで必要性は感じているものの、今のところはちょっと厳しいかなというふうに思っております。

あと、下水道に関しても、やはり例えば黒川温泉とか、下水道工事をするという場合には、やはり先ほど申し上げたように、騒音が出ますし、工事する中でも多分いろいろな配管が埋まっていたりとかするという意味においては、例えば通行止めにも多分なくてははいけないかというふうに思いますし、どうしてもやっぱり地域の方々の御理解と御協力は必須になってくるものというふうに考えておりますので、そういったところの詳細に関しましては、後ほど担当の課長のほうからも説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういったところが懸案かなというふうに現時点では感じているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 下水道と、ちょっと住宅というところでお話をさせていただきます。私が公共下水道の担当をやっていた頃になります。もう30年近くぐらいになるかと思うんですけれども、一応その公共下水道区域というところで、南小国町の管内図に黒川地区が公共下水道の区域で、今後要望していく、何らかの動きをしていくという位置づけはありました。しかしながら、その後、何ら地元からも特にそういった動きもなく、町のほうとしても非常に財政的なもの、先ほどまた町長も言われた部分も含めて、現実的にはなかなか厳しいんじゃないかというところも含めて、その一次の計画から削除したという記憶がございます。

そういった中で、黒川地区の旅館という形で一部出ましたのであれなんですけれども、約30軒程度の地区、旅館があり、それぞれの合併浄化槽が設置されていて、大体見てみますと、20人槽から、一番大きいもので大体1,100人槽ぐらいの浄化槽が入っているかと思います。当然、合併浄化槽というのは温泉の排水は流し込まないという形になっていますので、洗い場と温泉の排水というのは別々になっているかと思います。

一方で、旅館等につきましては、それらの排水量にもよるんですけれども、特定事業施設という位置づけが発生します。そういった施設になれば、合併浄化槽からの排水基準というのも出てきますので、かつ1年に1回、もしくは規模によって違うんですけれども、自主検査義務というものも発生してきますので、ある意味では

環境基準というのは当然のことながら守られている、もしくは守らなければならないというふうな認識もあります。

一方で、年数を見てみますと、直近では5年程度の設立から31年程度経過する施設もあるような状況かと思います。一般的に合併浄化槽というのは、これもちょっといろいろな考え方があるんですが、耐用年数的に言えば30年から50年、近年では、よく話にも出てきます長寿命化というところで、耐用年数を延ばしていく方法というのものもあるんですが、やっぱり50年になったときには当初の70%の機能だったりとか、どんどん機能が落ちていきます。そういった中で、先ほどの下水道が一つの案として出てくるのかなというふうに思っております。

そういった中で、まちづくりというような話もちよっとありましたのであれなんですけれども、先ほど言いました、当然、公共下水道というのは生活ラインの中の基盤となる部分、そういった部分がまちづくりの中でどういうふうに必要なってくるのか。当然、一般的に考えられるのは環境基準とか、そういった部分ではあるかと思います。先ほど、町長もおっしゃったように、やっぱり営業の問題だったりとか、もうそこら辺は重々御承知のとおりだと思います。いろんな過去に至る水道事業においても、いろんな課題だったりとかというところがありました。そういったところを含めた上で、かつ合併処理浄化槽を設置されているところが、公共下水道に切り替えるのかどうかと、そういった住民側の、利用者側の考えというのも当然出てくるのかなと思います。

そして、先ほど言いました温泉に排水というのは、合併浄化槽には流せませんが、公共下水道のほうには流せます。大分県側のほうの排水とかになれば、大きな温泉地帯、そういったところというのは流しています。しかし、その排水量に伴う設備費というのがもう相当かかってきます。現実、南小国町の公共下水道区域では、流し込みを行っておりません。満願寺の中にある公衆温泉がありますけれども、あそここの地区は特に真空式の下水道というものを使っている関係で、医療関係とかが入ってくるものですから、非常に設備の維持関係が難しくなる。そういったところと、あとポンプの排水容量だったりとか、いろんな問題があるところで考えています。

現状、当時、赤馬場、志津地区が、35億円程度の事業費を要して完成を行っています。面積的に66ヘクタールです。令和41年度までまだまだ地方債の償還というのが続きます。その額にして、元金と利子合わせますと12億円程度。当然、毎年度の償還に対して地方交付税が約、大体70%ほど返ってはきますけれども、非常に高額な事業費が動く、かつ加入率は現状いろんな御指摘もいただいていますけれども72%程度の加入率です。そういったいろんなことを考えて、やっぱり一

番重要なのが地元の方、利用者の方、町民の方、区域の方、そういった方がどういうふうにまちづくりの中で必要となってくる下水道区域なのかというところが一番重要であり、またそれに対して町として財源を持ってこれるかどうか、本当にやれるかどうかというところからがスタート地点だと思っています。ですので、今後いろんな協議をさせていただければというふうに思います。

住宅のほうなんです、御指摘のとおり、2団地、公募等を行っていないところがありますし、先ほどお話がありましたとおり、8世帯が入っております。老朽化もあるし、土砂災害警戒区域でもあることから、移転等を以前ちょっと促したこともあるんですが、御指摘のとおり、高齢者等だったりとか、もうそこがいいというような話から現状もそこに住まれているというような状況です。かつ、先だって組合のほうから陳情に來られて、いろんな要望もあったかと思います。そこで、はっきりとした回答というのが出てないんですけれども、今後の在り方については長寿命化計画も含めて考えていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

一応お話によりますと、相当な金額がかかることと、すぐにできるようなことではないと思いますけれども、ぜひとも前向きに進めていただければと思っております。

今言ったように、黒川地区におきましては、住民の何倍もの観光客が利用する地区ではあります。南小国町の外貨を稼ぐ窓口としても、観光産業の中心地であり、農林業と連携して第6次産業化を進める上でも、一番重要な地区であることは間違いありません。この観点からも、ぜひとも前向きな整備の実現をお願いしたいと思います。

全国的にも、今いろんな浄化槽の設備があると言われておりまして、四国の四万十川、この流域において、定点の合併浄化槽を1年ずつ増やしていった、今、多分300個ぐらいの浄化槽を各地区に設置して、四万十川流域で一応完成したというのが出ておりました。これが四万十方式というやつで、ある程度、黒川地区に合うかどうかは全然わかりませんが、こういった方式もあるという情報をいただいておりますので、ぜひともこういった建築、まちづくりプロジェクト、マネジメントチームを、先ほど推進協議会というのをさせていただいて、そういったところに提案をいただきまして、次世代に残せる総合的なまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（井上則臣君） では、北里議員、2件目の質問をお願いいたします。

○2番（北里桂一君） それでは、次の質問にまいりたいと思います。

今後のWi-Fi通信網についての、モバイル通信を含んだ現状と今後の展開の計画についての説明をお願いいたしたいと思います。

それと、今後の衛星通信に転換し、ドローン、自動運転へ対応していく計画があるのかをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

Wi-Fi等通信網という質問ですが、本町のインターネット通信網についての質問ということでお答えいたします。

本町のインターネット通信網については、ケーブルテレビの通信網を活用したサービスとして平成15年度から供用開始し、通信網が一部、主要幹線の光ケーブルを除き同軸ケーブルであったこともあり、ブロードバンドとはいえ通信速度が遅い状況でした。

平成29年度から平成30年度にかけて、南小国町次世代情報通信基盤整備事業により、町内に光ケーブル通信網を整備し、令和元年度から供用開始し、町内の契約者に向け、ケーブルテレビ配信、告知放送、インターネット通信すべてのサービスを光ケーブル高速通信網により提供が可能となりました。併せて、運営は公設民営方式を選択し、情報通信基盤設備を光ネットワーク株式会社へ賃貸するとともに、ケーブルテレビ自主放送業務を除き、維持管理業務を委託することとしました。

これにより、インターネット通信が1Gbpsと高速通信が可能となりましたが、サービス開始からしばらくして速度が遅いとの話が多く聞かれたため、光ネットワーク株式会社と協議の上、2Gbpsまで通信速度を上げる対応を行い、現在に至っております。

しかしながら、まだ通信速度が遅いという声を聞き、実際に時間帯によっては遅い場合もあるようです。通信速度については、光ケーブルのそれぞれの幹線、枝線の太さ、通信容量や、各家庭での機器の状況や使用状況、通信するデータの大きさなど、様々な要因により遅くなっていると考えられ、原因の特定にはいたっておりません。今後も光ネットワーク株式会社や関係事業者と協議・検討し、予算も含め、必要な対策を講じ、少しでも通信速度が改善できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後の計画としては、衛星通信に関して、ある携帯キャリア事業者から、営業、提案はありましたが、まだ計画や実証実験の段階で、実際の運用までにはいたっていないのが現状です。この先、実証事業の提案、お誘いがあり、内容や予算面で折り合いがつけば、ぜひ取り組んでみたいと考えております。

また、情報通信基盤設備の賃貸借契約が令和10年9月30日までとなっており、今年で5年目を迎えております。契約期間満了の前、少なくとも1年前までには方向性を決定する必要があると考えておりますので、それに向けて準備を進めてまいります。

いずれにしましても、快適なインターネット通信環境を実現すべく、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） ありがとうございます。

現在、観光地におきまして、やはりインバウンドのお客様が相当増えていて、フリーWi-Fi等を使っても通信が非常にストレスなく使用できるように、宿泊施設等でも、本管が入っていて、それから内部をいろんな形で施設の設備、配線等は大きい金額をかけながらやっておると。やって、お客様の苦情に対応しとるというような状況と聞いております。一般家庭でのインターネット対応テレビの普及や、動画やゲーム、そういったものにおいて非常にたくさんのインターネットを利用した配信サービス等を作っているのが現状ではなかろうかと思えます。

そういった形で、やはり今から、例えばですが、ここをちょっとケーブルテレビの方にお聞きしたもののなんですが、例えば水道の管に例えてしてみたらわかると思うんですが、本管の線が50ミリと仮定しますと、枝線に入ってくるのが13ミリというようなパイプでいくと、そういったものから大体、本管から8本に分かれ、8本から16本に分かれ、16本から32本に分かれ、32本から64本というのが今の南小国の状態みたいですね。だから、そういったものが64本が1本に、一般の家庭に1本入っていきます。その中で、今度は中で有線で配線をしている部分と、ルーターを使って無線で配信していくということに分かれていくと思えます。こういった形で、先ほど町長のほうからの回答にもありましたように、時間帯によってはもう通信速度がものすごく遅いと。だから、もともとの容量が2Gbpsという形になると思いますが、これが通常の一般家庭に配信されたときに、どのくらいになるのかなということで、ちょっと時間帯でいろんな、測るアプリというのがありまして、そちらのほうで若干ちょっと測ってみたことがありまして、日曜日の昼においても、やはり7Mbpsですね。こういったものがパソコンではある。それと、モバイル通信においては15bpsというような形で、どっちにしても動画を見るためには20Mbps、こういったものが最低でも必要になってくるだろうということをちょっと書いてありました。状況や場所、無線であれば天気等に左右されていくとは思いますが、こういったことが例えば、先日、文科省のGIGA

スクール構想、148億円の予算で、小中学校に学習端末の更新費用を国が負担するということになりましたね。こういったことにおきましても、学校のタブレット1台につき、大体1Mから20M、だから1クラス30台と仮定しますと、大体20Mから200Mの速度が必要になってくるということでございます。こういったものについても、学校等については対応が可能なのだろうかというのが一つと、ちなみに一般的な市街とか、そういったところのマンションについては、600Mから800Mの通信速度があるということでありますので、7とか8ぐらいで足るのかなというのが素朴な疑問ではございました。

それと、現在、先ほど言ったように、5年前に一応光ネットワークというところと契約をしておると思いますが、5年前に配置した無線ルーターが大体3、4世代、現在、今一番新しいものになると6世代というようなルーターが販売をされております。こういった形で無線ルーターに限っても、やはり進化していっとなると。だから、ルーターは自分でやっぱり買い替えていかんと、だんだんだんだん遅れていく。だから、ルーターについても今、広い家によっては1階、2階、それと離れたところにはもう届かないというような状況にもなっております。このため、一応ルーターも進化して、6世代になりますとメッシュルーターというやつが付いって、本体があって無線で飛ばして中継をしていくというルーターもありますので、こういったことへの変換の告知も、やはり町のほうからちょっとやったほうがいいのではないかなと思っております。

もう一つ、有線ケーブルでつないでおるLANケーブルも3世代、4世代というものが最初の配線のときに使われとったということで、今はもう8世代になってしまっとなると。だけん、だんだんLANケーブル等も進化をしとると。そういったものを変えることによって通信速度は改善できると。こういったことをやはり入らん入らんと言うのではなくて、一応そういう提案等も町等が教えていただくような場所もあったらよいのではなかろうかと思っております。そういったことを、やはり通信網についてはやっていただいて、常に進化していくものに対応していただければと思っております。

一応、これをちょっとまちづくり課長にお聞きしたいんですが、こういったものについてはどうでしょう。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、インターネット環境についてですけれども、今までこちらのほうでチェックをしておりましたのは、ケーブルテレビセンターのほうで町の全体的な部分での通信の状況をモニタリングで確認をしておりました。その際には、大体容量でいけ

ば、大きな水道管が外に向かって出ていると。それを、例えれば200ミリの水道管だったとすれば、その7割ぐらいの水量が大体通信で行き来しているというイメージで捉えていただければと思います。なので、町全体としては通信に何ら支障があるとか、停滞をするようなデータ容量がやり取りをされている状況ではないのですが、それでもなおかつその地域によっては遅いという苦情なり御意見が寄せられてきているような状況でした。他の地区でも10Gに上げるという話もあったんですが、そもそも通信容量が遅くなるボトルネックがどこにあるのか、施設のどこがボトルネックとなっているのかを突き止めなければ、10Gに上げたとしても通信容量を確保することはできないんじゃないかというふうなことを考えております。そこに経費をかけて10Gにするよりも、まずは今の通信施設を見直す。地域によっては、やはり幹線から枝線に分かれていく際に、管というのはだんだんだんだん小さくなって行って、最終的には1本の光ケーブルで各家庭、事業者等へつながっておりますので、その1本の光ケーブルである程度、容量的には賄えるはずなんですが、それでも容量が少ないということは、どこかしら、その幹線に行く間で通信容量の不足が起きているんじゃないかというところも推測されます。そこら辺の調査というのが今までできておりませんでしたので、今、関係の業者さんと打合せをして、何とかそれぞれの地区でモニタリングができないかというところで考えております。地域の末端、もしくはその利用者の方々が使っているところで、どこか停滞はないのか、地域による差があるのかないのか、そういったところをきちっと踏まえた上で、光ケーブルの増設が最適な対策なのか、それともまた別の対策ができるのかというところも踏まえて、町全体のこのインターネットの通信網については、できる改善策を模索しながら、少しずつでもその原因を特定して行って、その原因をどう解消するかというのを考えていきたいというふうに、現在のところは考えているところでございます。

各学校のGIGAスクール構想等の部分についてでございますが、今現在、各小中学校に1人1台のタブレット端末が整備され、児童生徒に使用していただいているような状況です。に合わせて、GIGAスクール構想の初年度の補助事業で、各学校にはWi-Fiの設備を更新し、高速通信網に対応できるような内容で更新を行っております。LANケーブルも基準はその当時、文科省から示された最大のLAN6の基準、カテゴリー6のケーブルを使っておりますし、最新の無線LANの基準となる、Wi-Fi6の基準となるものを設置しておりますので、高速通信網には対応できる設備とはなっております。

先ほど言ったような、インターネット通信網の影響も受けることから、通信速度はそれぞれ地区によっても異なる部分はありますけれども、日中使う状況の中で、

各学校において今まで速度が問題になったことはございませんし、ある程度の通信速度の確保はできているというふうに考えております。また、設備によっては、もう新たにしておりますので、その校内の設備において影響を受けることはないというふうには考えているところでございます。

また、各家庭の設備についてでございますけれども、これも各家庭、今のところまちまちで、有線で使われているところもあれば、無線LANルーターを使って無線でインターネット通信を行っている家庭もあるかと思います。また、それを購入した時期というのもまちまちではないかと思います。議員がおっしゃられたように、古い機器を使っておりましたら、通信速度にも影響が出てくるのはもう当然のことであると思いますので、そういった部分でこちらのほうも住民の方に情報提供という形で、何がしか広報なり周知する方法でお知らせすることは前向きに検討させて、早い時期にそういった町民の方にもお知らせできればというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 御回答、ありがとうございます。

今のところ影響はないだろうということでございますが、次世代に向けてぜひとも先のことを考えた形のものと対応していただければと思います。

現在の光回線の経過、あと5年残っているようではございますが、今後は自動運転やドローンによる定点運搬等に対処するためにも、衛星通信やいろんな形の方法を模索しながら進めていただければいいのではなかろうかと思います。もともとアメリカのGPSを使って位置情報をしておりまして、大体10メートルぐらいの誤差があったものが、日本独自の衛星が大体3台上がったことによって、いろんな衛星を使いながら、今は誤差が10センチの誤差というようなことを聞いております。例えばの話ですが、農業機械を使って、夜中に荒起こしが次の朝までには終わつとるというようなことも設定でできるような時代に突入しておるようでございます。こういったことを踏まえまして、精密になった現在、物販においても陸上でなく空を運搬する時代にもなってくるのではなかろうかと思っております。こういったことも踏まえて、今後の5年後にどうするのか、ちょっとわかりませんが、そういったところまでにはまた新しい通信網が発展してくる可能性もありますので、そういったものも踏まえてやっていただければと思います。

人材不足が促進するであろう今日、10年後、20年後の未来を考えたまちづくりとWi-Fiについて御質問させていただきました。私たちの町は、黒川温泉においては環境においてグッドデザイン賞、そして近年、ブッキングドットコムで居

心地のいい場所日本一というようなことで、直近の情報で九州の温泉20件を、韓国、台湾、香港、ここで一応調査を、嬉野温泉か何か調査をした結果、黒川温泉というのが、この3地区とも断トツのトップをいただいたみたいですね。トレンドでナンバー1になったという情報が入っております。こういった、やはり観光客から注目されとる地域を、やはり生かしながら、この町の経済等を進めていただければと思ひまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 北里議員、回答はよろしいですか。

○2番（北里桂一君） すぐに実行するかというのはちょっと難しいと思いますが、ぜひとも前向きに進めていただければ結構と思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

今、まちづくり課長のほうから申し上げましたとおり、ちょっとどういったところがネックになっているのかということも、まず調べてみたいと思います。一気に何か、例えば10Gにしてしまう工事を行っても、それ以外の部分で何かしらの理由があるならば、どうしても投資したお金がもったいないということになってしまっただけなのではないかと思ひますので、その辺のところはこちらのほうでも調査しながら、今後の展開を考えたいというふうに思ひますし、やはり今、ネット環境というものは一つのインフラでございますので、そういったところ、先ほど申し上げた、議員もおっしゃったように、衛星回線とか、そういったところもいろいろとお話もいただきながら、要は空が見えていればつながるみたいな感じの話にはなってきますので、そういったところも人口が減少している地域だからこそ必要な部分であり、それをまた有効に生かせる手段もたくさんこれから出てくるというふうに思ひますので、しっかりとそこは意見交換しながら、また情報を集めながら、今後のまちづくりに生かしていくべきものと生かしていきたいというふうに思ひっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） これにて休憩に入ります。再開は午後1時からいたします。

—————○—————

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（井上則臣君） では、一般質問のほうに入ります。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 7番、穴井秀房です。よろしくお願ひいたします。

まず、一般質問に入ります前に、6月議会で私が質問をさせていただいております。

した町内農業者皆様から切望があり、質問しました。飼料や燃料等の高騰対策につきまして、今議会に予算上程をしていただいたことに、大変ありがたく御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、本題に入ります。私の質問書、ちょっと文字が小さく、読みにくい点があるかと思いますが、申し訳ありません。昨今の世界情勢や人手不足等から、本町の農業は今後も厳しい状況が続く、耕作放棄やむなしと考える人が私の周りで多くなっているような状況でございます。

こうした中、本町の農業を維持するに当たって、いろいろな問題があると思いますが、次のような5点、私が思うところを述べさせていただきます。

1、農業は労働条件に見合う対価も少なく、若者を中心に就農者は減少の一途である。今後は魅力的な農業としなければ就農は見込めないのではないかということです。

それから、米価でございますが、下がる一方となっております。本町規模の米作だけで営農していくのは難しくなっているのではないかと思います。

3つ目でございます。水田は、長い間の転作で用水路の跡さえないようなところもございます。相まって、イノシシやシカ等の獣害で、もう用水路の復旧が不能となっている、そういう場所さえございます。こういった水田を今後どう生かし、利用していくか。

4つ目でございます。山地に接する農地では、獣害が日常茶飯となっております。耕作をあきらめる要因になっている土地もございます。今後もまたこれを駆除する駆除隊の皆様は減少の一途でございます、獣害はこれからも増える一方であると考えられます。

5番目でございます。未利用の原野が増えておりまして、野焼きの従事者も高齢化の現象が進んでおりまして、野焼き自体もボランティアの方々がいなければ危ぶまれる状況となっております。火入れができない場所は、これまた灌木林となり、害獣の巣となりかねず、早急な対策が必要であろうと考えております。

以上、私の考えたようなことではございますが、本町では農業存続に対する危機が目前に迫っているのではないかと考えております。

その一方で、世界農業遺産指定要因でもある広大な原野を有しております。これと隣り合わせるように、いわゆる山里で不利な条件で耕作放棄した農地が続く状況となっております。これらの土地を生かした展開を図れば、世界情勢の中からもそれを見据えた新たな農業を展開することが可能となるのではないかと考えております。

また、本町での農業の衰退は、雄大な自然環境を売り物とする観光業の方々にと

っても大きな問題でありまして、町が主体となり食料安保を見据えた上で、食糧生産体制の整備を行うことが必要ではないかと思っております。

具体的な内容を言いますと、私が思っておりますところでは、産業公社なるものを設立するということです。1番目に、耕作放棄地や山付きの農地、また原野等を借り上げて耕作しやすい区画の畑地とし、獣害対策をした上で、今後ますます輸入価格が高騰するであろうことが考えられるトウモロコシや大豆、小麦、植物油脂穀物等の生産を行うということはどうだろうかと思っております。

また、畜産農家が各々行っております糞尿等の処理を公社で一元化し、自前の堆肥を生産、町内に還元、圃場の地力を上げることで、循環型の有機農業を目指し、ひいては地球環境を守ることにもつながるのではないかと考えます。

それから、本町は筑後川源流部にございます。米、野菜ともに、おいしい産地となっておるが、まだ今のところ、そのメリットを活かしきれていないのではないかと考えます。何人かの方々は福岡市内とかの事業者の方と提携して、米等を売っておる方もいらっしゃると思いますが、ほかの産地と南小国産の物というのは、一番水源、水源池もありますし、差別化できるのではないかと思っております。その利点を活かして販売する展開を図っていくということも考えられると思っております。

4番目でございますが、野菜生産も多く農家が取り組んでいるが、高齢化により人手不足が激しく、生産量の減少につながっております。とりわけ選別・出荷・梱包の過程に時間を要することから、この工程を請け負うということも考え、必要ではないかと思っております。これらの事業にいろいろ参画し、営農の継続を担うことというのは、これからの南小国の農業を行っていくためには必要なものではないかと考えております。

また、最重要課題となります従業員につきましては、働き手不足の中でもあり、採用に当たりましては準公務員的な雇用とする必要があるかと思っております。収入の安定を図ること以外に、人員確保は難しいと思っております。また、農業機械のオペレーター、それとか基盤整備につきましては、町内の建設業者さん等に依頼するという事で効率を上げることも考えられます。また、現在もシルバー人材センター、しごとコンビニさんでも実行中であると思っておりますが、元気な高齢者の方々にその作業をお願いする部分も考えられます。

まとめになります。環境を守りつつ、食料自給を目指すことは、国際情勢からも必須となっており、早急な抜本的対策が求められておるのではないかと思っております。町の公社設立に対する考えを、町長のほうにお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7 番議員の御質問にお答えいたします。

農業の現状については、議員御指摘のとおり、ロシアのウクライナ侵攻を発端とした世界情勢の不安定化による、原油価格の高騰や、農家の高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大といった様々な要因により、大変厳しい状況にあります。

今回いただいた、産業公社や農業公社と言われるものは、市町村や J A などが出資し、農業関連の業務を行うものとなっています。主な事業内容としては、農作業の受託や特産品の研究・開発、農産物の加工・流通・販売など、多岐にわたり行われています。

御提案いただいた公社の設立も、現状の問題解決の一つの方策であると考えます。しかし、県内の他自治体の農業公社の現状をお聞きすると、当初の計画どおりにいかず、経営状況が悪化し、しばらくの間、休眠状態になっていた農業公社もあったようです。そのようなことを考慮した場合、公社の設立以外の方法として、南小国町にある既存の仕組みを利用する方法が考えられます。

1 つ目は、新たに設立された「はいώρα」のような農事組合法人や、農地所有適格法人、任意団体の営農組織などの活用です。

組織の形は違っていても、南小国の農業に意欲のあるそのような方々が、さらに上を目指していただくことで、農業公社でなくとも、公社と同等の役割を担っていただけるのではないかと思います。そのためにも、既存の補助金制度の内容の見直しについて、今後も適宜実施してまいります。

2 つ目は、町内の様々な事業所の人手不足解消の手段として、SMO 南小国が本年度から実施している「しごとコンビニ」の活用です。

本年 5 月に開催した、南小国町認定農業者の会総会の際にも、農業者の方向けの説明資料も準備し、しごとコンビニ事務局から事業内容の説明をしていただきました。6 月には会員向けにアンケート調査を実施し、農家の方から様々な御意見や御要望をいただきました。現在、3、4 軒の農家から仕事の相談依頼があっており、その内 1 件は実働化しています。他の 1 件も仕事のマニュアル化まで進んでいるようで、現在マッチングを進めています。

しごとコンビニ全体の登録メンバーも約 70 名まで増えているようです。今後は、農家の人手不足解消の一つの手段として、このしごとコンビニを活用していただけるよう、周知に努めてまいります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、農業に関しては、抜本的な変革が必要であると考えます。それが議員の言われる産業公社的なものなのか、1 番議員の質問にあるような、農村 RMO 的組織なのか、それ以外に方法があるのか、判断が難しい状

況です。私としても、農業をはじめとする第一次産業を、どうにか盛り上げたいと考えておりますので、産業公社的な組織及び農村RMOのような組織、またそれ以外の選択肢も含め、先進的な取組をされている地域や団体等があれば、ぜひ学ばせていただき、南小国町に適した持続可能な農業施策を見いだしたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 御回答、ありがとうございます。

しごとコンビニあたりが動き始めたことによりまして、人力的な確保というのは、今後それがうまくいけば、ある程度進んでいくのではないかと考えておりますが、町内の農地に限って言いますと、先ほど言われました農事組合法人さんあたりに関しましても、できる部分とできない部分、周辺農地のもう、先ほどの私の質問のほうにも入れております、もう荒れ果てて水路もないようなところ、これは実例を言いますと、はいわらの農事生産組合法人さんでも、使える現状で、使える田については契約というか、そういうのがなされておりますけれども、できない部分はもうしていないというような状況がございます。ですから、私が申したいところにありますのは、民間でできる部分というのは民間の方をお願いするのは当然だと思いますし、これが民間の方々がもう入っても耕作できないような箇所、それからそういう場所は原野に続いている場所が多いわけですが、その部分の荒れ放題を解消することというのは、民間の方々では難しいのではないかと思います。そのために、公的な資金も入れてする必要があると思われる部分はしていくというようなことが必要ではないかと考えておるところでございます。

町の将来を考えた上での大きな事業になるために、すぐに答えが出るはずもないということは思っておりますし、十分な検討がなされるものと考えております。ただ、町の総人口が減っていく中で、特に農業後継者、今でも数えるほどの人数の方しか就農されておられません。これからさらに厳しい状況になってくると思います。議会のほうでも、町の重要な施策であるため、常任委員会をはじめ、いろいろ検討してもらおうということとして考えております。

さらに、経済建設常任委員会の今年の研修は、福井県の農業公社を研修することとしておりまして、遅まきながら勉強を始めております。町当局としまして、早く危機感をもって検討を始めてほしいなと思うところがございます。危機感をなくしておるのじゃないと思いますけれども、ここしばらく開催されていない南小国町今後の農業を考える協議会など等の協議会もあるかと存じますが、動いていないような状況ではないかと考えます。

また、今回、下城副議長の一般質問にあります農村RMO等の検討も含めたところで、早急に町の農業の今後の方向性を検討すべきではないかと思っておりますので、そういう協議からでも構いませんので、なるべく早く話を始めていただけないかというのが、私の一番考えるところでございます。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 御意見、ありがとうございました。

まず、農業を考える会の、すみません、私、去年の4月に農林課に異動になりました。昨年1年間、農業を考える会につきまして開催ができておりません。この件につきましては、大変申し訳なく思っております。

実際に、私も農業の素人でございますので、実際に農業をされている方、こういった方々の御意見というのは大変貴重なものであると考えております。町としましても、この今後の農業を考える会、林業を考える会のほうもございまして、林業を考える会のほうは、昨年、委託事業の大きな事業がございましたので、1回開催をさせていただいたところですが、農業を考える会につきましては、先ほど申し上げたとおり、昨年1年間、開催ができておりませんでした。ただいまの御意見は、率直に受け止めて、農業を考える会は早急に開催の計画をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど民間では難しい部分につきましては、やはり公的な支援が必要ではないかというような御意見も頂戴いたしました。私もなかなか勉強不足ではございますけれども、県内の2つの農業法人につきまして、担当の方、それから課長あたりからいろいろと話を聞かせていただきました。どこというのはなかなかちょっと申し上げにくいのですが、一つの法人につきましては、やはりキーとなる職員、県の職員の方が、県を辞められて、その自治体の職員になられたという、ちょっとレアなケースではないかなと思いますけれども、そういった人材がやはりいらっしゃったということが大変タイミングもよかったというようなお話もされておりました。

しかし、一方ではある町村では平成23年頃に公社を立ち上げて、最初の2、3年はスムーズにいったように思いますが、役場から出向した職員も、もうその2年、3年で退職をされた。当初、出資金9,000万円ほどあったそうですが、それもだんだんと底をついてくるような状況になった。そして、ここは栗林を1万8,000平米ですから、1町8反ですか、管理などを受け持ったけれども、結局それがお荷物状態と言いますか、人もいなくなって、作業もできなくなって、あと先ほど議員おっしゃった農地の部分につきましても、やはり公的なところに支援する部分については、やはり場所の悪い山手のほうの農地を扱って、そこで

米やカボチャ、それからオクラというふうに言われておりましたけれども、そういった新たな野菜などの栽培も行ったけれども、なかなか軌道に乗らなかったというようにお話も聞いております。そちらにつきましては、業務をスリム化しまして、昨年度から農作業の受託と、あとその受託するために準備した機械の貸出し、こういったものに特化して再スタートを切ったというようにお話を聞いております。やり方によっては、そういうふうに公的な部分でスムーズにいく部分もあるでしょうし、やはりなかなかとん挫する部分もあるかと思いますので、先ほど議員さんもおっしゃいましたけれども、これから研修に行かれるということですので、我々もそういった情報を教えていただきながら、良い方向に進めていければと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） 確かに、私は産業公社というような言い方で申し上げておるところでございますが、これが果たして公社でいいか、それに公費を入れるのがいいか、そのあたりも含めたところで十分検討していかないといけないことではあると思っておりますし、呼称がどうであれ、いわゆる荒れた農地を放るのが良いかどうかということまで、もう必要ない土地であれば削っていかなければならないと思えますし、そういうところまでを含めた協議をできる場所というのをつくって、早急に検討を行っていく必要があるのではないかと思います。

通告書にはいろいろ書いておりましたけれども、ウクライナ問題が始まらなくても、日本の農業はいずれ中山間地の農業というのは、後継者がいなくなることが予想されて、いずれ衰退すると。これに伴う食糧不足等も表面化するはずではなかったのかと思っております。先ほども言いましたが、呼称は何でもいいのであります。離農者が増える今こそ、何らかの形のそれに携わる人たちを確保し、それを後継者につなげていくということが必要ではなかろうかと思っております。

コロナ禍、ウクライナ問題で、物価の高騰があり、農業の危機が早くなったことから、政府のほうでも現在、農業基本法の改定ですかね、25 年振りに取り沙汰されているようでございます。今朝の熊日新聞にもまたタイムリーに載っておりますが、食糧危機時の生産転換や流通規制を指示する体制も検討されておるというような農業基本法の改正で、良い悪いは別として、食糧危機を国も本気で考えているのではないかと思います。

それから、食糧危機の一環になるのですけれども、地球温暖化というのも非常に進んでおります。現実には私の栽培しております、標高 450 メートル、ですからこの辺り、役場のある高さとはほぼ一緒と思いますが、以前は夏場のハウレンソウ、こ

れが主力で栽培されておったところでございますが、2、3年前から特に夏場できないというような状況になってきております。これを県の高原農業研究所ですか、あそこに藤本さんという方が一昨年頃、研究をされておるわけでございますが、小国町上田の450メートルですから、全く同じ地形のところでございますが、夏場の7、8月の地温が25℃を超えておるということで、ハウレンソウの発芽というのが難しくなってきたようですねと、そういうことございました。単純に私だけの考えでございますが、来年の夏作、7月、8月植えのハウレンソウについては、もう無理だというふうに判断しておりまして、休むつもりでおります。

そういった状況もございまして、いろいろな状況が重なり、食糧生産自体がますます難しくなるということを考えております。そのために準備、それから早くどうするかを決めていかないと、南小国町の農業に携わる人たちがなくなるのではないかとことを危惧するものでございます。どうぞ、答えはまだすぐ出るものではないと思いますが、そういう話合いの場を早く設けてもらって、その中身を検討していただきたいというふうに考えております。

これで、質問を終わります。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 御意見、ありがとうございます。

度々申し上げますが、私もなかなか農業を実際にやったことがありませんので、このハウレンソウのそういった夏場の出来が悪くなっているというような状況も、なかなか聞く機会が、すみません、今までありませんでしたけれども、こういった実際に作られている方の御意見というのは、やはり先ほど議員もおっしゃられたように、そういった場がこの農業を考える会が一つのものとなってくると思います。

あと、後ほど1番議員のRMOの御質問のときにも関連はするんですけれども、農業委員会が再来年の3月までに地域計画というのを策定するわけですが、その中での地域の意見聴取ということで、それぞれの地域に出てまいります。そういったところでもそういった農地の集約化、そういったところで担い手、そういったところも聞き取りをさせていただくわけですが、そういったときにもこういった御意見等が出てくるかと思しますので、そういった御意見を農林課のほうの農業政策のほうに参考にさせていただきたいと思ひますし、町だけでできるものではありませんので、そういったものは県や国に意見を押し上げていきたいと思っております。

それから、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、本日の新聞のほうにも農業基本法の関連記事が載っておりました。そういった中で、改正をめぐる論点がいくつかあるわけですが、協議会も3つほど国のほうも設けておりまして、その中の一つが適正な価格転嫁というところが議題になっておるようです。今回の補正

予算にも計上させていただきましたけれども、原油価格の高騰から、資材や肥料、飼料高騰につながっておりますけれども、こういった原材料等の高騰が農作物の価格に転嫁できないというのは、以前から御指摘もあっておりますし、いろいろこの議会の中でも御意見としてあったかと思えます。

国もこうしてこの価格転嫁というのをやっと議題に出していただいたようではありますが、やはりここにも書いておりますとおり、この議論は難航しそうだというふうに書いております。なかなか、今まで何回もこういったことが議論にはなったものの、じゃあどうやってその価格転嫁をしていくかというところに、なかなか結び付かなかったのではないかと思います。これは先ほど議員もおっしゃいましたが、国もなかなか今まで本腰を上げなかったものが、やっとこうやって基本法の見直しをされるということで、こういった価格転嫁にもどうにかつながっていくような施策を、国としても考えていっておるようですので、町としてもこの点については見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） これで、7番、穴井秀房議員の一般質問を終わります。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 4番、森永です。質問に先立ちまして、私の第4子の妊娠・出産に関しまして、皆様に温かく見守っていただきましたことに感謝申し上げます。お陰様で無事に元気な赤ちゃんを出産できております。この子供たちにしっかりと南小国町をつないでいくことができるよう、また4年間尽力してまいりたいと思いますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に基づきまして、2つ質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。1つ目は、妊娠から出産、産後の支援制度についてです。このたび、私自身で妊娠・出産を経験したことで、改めて本町は子育て全般にわたり、経済的支援も厚くいただいていることと感謝をしております。そして、何より子供は町の宝と、町中から温かいお声をいただきながら子育てできることがとてもありがたく感じております。また、役場内での子育てプロジェクトチームや子育て包括支援センターも立ち上がり、子育て世帯により向き合い、寄り添ってられることを感じます。

今後、より一層、妊娠・出産をされる子育て世帯の生活に寄り添うため、以下4点お尋ねいたします。

1点目です。妊娠期の健診等にかかる費用の補助制度を創設してはどうでしょうかという御提案です。現在、全国でも産婦人科施設が減少しております。2006年には約6,000件ありましたが、2022年には約5,000件となっております。

す。この１６年間で約１，０００件減少しております。特に分娩を扱う病院と診療所が減少しております。

近年、出産年齢の高齢化などで、ハイリスク妊婦の割合が増加する一方、ドクターたちの過重労働が問題となっております。その解決策として、周産期医療、周産期というのは妊娠２２週から生後７日までのその医療の集約化・重点化と、またドクターたちの働き方改革が推進されております。実際に阿蘇地域でも２０２０年に阿蘇温泉病院さんが分娩を中止され、阿蘇で実質産める産院、病院はなくなっております。

また、各産婦人科では、より安心に、より安全に出産できるようにと、妊婦さんへの検査もあります。決められた妊婦健診はクーポン対応ですが、産院独自で検査をされるものに関しては有料になります。こういった健診にかかる費用もそうですが、周産期医療の集約化が進み、産院が遠くなり、出産予定日近くになったら産院の近くに住むということも考えられます。妊婦さんの状態によっても、予定日近くになったら産院の近くに住むことを推奨されるケースもありますし、また冬場の道路凍結や観光のハイシーズンでの渋滞などが予想される時期も、事前に移動しておいたほうがいいケースも出てくると思います。こういった妊婦健診なり、追加受診なり、妊婦の自己負担分や、また一時的な住居費用などにも柔軟に対応できる補助制度を設けてはどうでしょうか。

２点目が、南小国版のベビーボックスをつくってはどうかという御提案です。ベビーボックスとは、フィンランドで国から届く赤ちゃんへの贈物です。このボックスの中身には赤ちゃんの衣類、絵本、お布団、ぬいぐるみなど、育児用品の詰め合わせが入っております。熊本県内では、TKUさんが主催されている「はじめてばこ」というものがあります。こちらは熊本県内に住民登録された生後６か月未満の赤ちゃんなら誰でも応募できて、全員もらえるお祝いボックスです。中身は、協賛の企業さんからのプレゼントやメッセージが詰まっていました。私もこのたび、初めていただきましたが、各企業さんからの「おめでとう」と、「熊本に生まれてきてくれてありがとう」というメッセージを読んで、こんなにたくさんの方に歓迎されているんだと、とてもありがたく幸せな気持ちになりました。本町でも、生まれてきた赤ちゃんとその御家族におめでとうとありがとうを伝える機会として、同様のことができればいいかなと考えます。

そして、３点目が産後ケアの周知についてお尋ねします。本町でも産後ケア事業に注力してござっており、今年度からは産後のお母さんと赤ちゃん向けに、産婦人科や助産院にて、通院もしくは入院をして、産後ケアを受けられる事業も開始されております。特に産後のお母さんたちにとっては、とても素晴らしい事業だと認

識しております。この産後ケア事業位置づけ、またその周知についてお尋ねをいたします。

4点目が、ファミリーサポート事業についてです。ファミリーサポートは、子供を一時的に預けたい人と預かる人とをつなぎ、有償で子供を預けられるサービスです。本町では、社会福祉協議会さんが運営されておりましたが、預かる側の会員さんたちの高齢化などにより、サービスが終了されております。現在、生後10か月以上の未就園児につきましては、保育園での一時預かりもありますが、10か月未満の子供を一時的に預けられる場所というものはありません。受け皿として何かしら必要なのではないかと考えられますが、町としてのお考えを伺います。

以上4点です。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

南小国町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的として、今年の2月に子育て包括支援センターを立ち上げ、出産子育て応援給付金を開始しました。

事業内容としましては、妊娠から出産、出産から産後を通して、子育て包括支援センターを担う町民課の保健師が、面談、家庭訪問、アンケートを実施し、御相談を受け、不安軽減に努める伴走支援を行っております。その中で、妊娠届時に5万円、出産後に5万円の出産子育て応援給付金を申請いただき、産前・産後に利用できる事業の説明を行っております。

また、7月からは、産後も専門家に相談支援を受けることが可能になるよう、産婦健診費用の補助、通所か宿泊型の産後ケア事業も開始し、8月からは説明資料を準備し、妊娠届時や乳児全戸訪問の際、積極的に事業の紹介をさせていただいております。

この事業を行う中で、出産場所が遠いことによる不安や経済的負担の部分が、次第に見えてきました。そのため、今後より一層、子育て世帯の生活に寄り添っていききたいという思いから、まず役場内での子育てプロジェクトチームの立ち上げを進めております。

その中で、子育てを総合的に捉え、南小国版ベビーボックスの創設も含めて、妊娠から出産、出産から産後の期間の支援制度の充実について考えていくこととしております。

最後にファミリーサポート事業につきましては、平成15年に地域福祉活動として開始し、昨年度まで社会福祉協議会が行っておりましたが、ボランティアとして頑張っていたいただいた方の高齢化や担い手不足、申請数の減少等に伴い、今年度より

事業を廃止しております。

実績としましては、令和２年度からの３年間は申請数はゼロ件でございますが、知り合いもいない移住者の方など、どうしても必要な場合等あると思いますので、相談の窓口を社協に残し、福祉課や関係機関と連携し、適宜対応していく方針でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ４番、森永一美議員。

○４番（森永一美君） 御答弁、ありがとうございます。

私もこの１０年間で４回、妊娠・出産をしております、すべて県内で４つの医療機関などで出産をしておりますが、この１０年間でとても大きく変わったなというのはやっぱり感じます。やっぱり一番大きいのは温泉病院さんの出産を取りやめられたことかなというのは感じております。

そういった中で、やはり周産期医療の集約化というのは致し方ないというか、もうそれがベストなのかなと思うこともありますが、ただ新たに阿蘇地域に産む場所がないというのは、やはりこれから家族を増やしたいとか、子供を授かりたいと思う方にとっては、大きなマイナス要因であることは変わりはないと思っています。産む場所をつくってもらおうというのは、やはり町単独ではすごく難しいことですが、今ある産む場所までのアクセスを確保すること、または安心して出産に臨むことができるようなサポートというのは、今この町、南小国町ができることではないかなと思っています。そう思いながらお話を伺っていました。

例えば、１つ目の健診等の自己負担といった話ですけれども、実際に私の周りでも冬場に出産された方で、陣痛が来たかなと思って病院に行ったら、道路が凍結していて、大きい車がひっくり返っていて、病院に間に合うだろうかと、結局行き止まりになって、通行止めになっていたので、引き返して別ルートから行ったという話もあって、やはりすごく冷や冷やしたよねという話もされていたりとか、実際に今年度出産された方の中にも、出産予定日の１か月前ぐらいからは産院の近くに住める場所を借りて、そこで家族と暮らされていたという方もいらっしゃいました。その方と話していたときにおっしゃったのが、やはり目先で結構な金額が新たに必要になってくるけれども、やっぱりそういった補助というのはどこを探してもなかったと。でも、その目先の何十万円という金額で子供をあきらめるということは、また違う話だからというので、何かこういった補助があると助かるよねという話もされていました。

実際、私自身も今回４人目の出産に当たりましては、産婦人科のほうからも予定日近くになったら近くに住みませんかと提案も受けておりましたが、ちょうどその

時期に長期で住める場所が、ホテルも含めてなかったので、冷や冷やししながらも、どうにかぎりぎりまで自宅で過ごすというような選択でした。

こういった、遠方だから、南小国だから生じる不安とか、マイナスな要因のところというのを何か支援する、サポートして安心して出産に臨めるというような仕組みづくりというのも、今後必要なかと思っております。ぜひ御検討のほど、いただけたらと思っております。

そして、ベビーボックスに関してもですけれども、今、産後2か月のときに保健師さんが家庭訪問してくださいまして、そういったときにお渡しをしてもらうといいのかなんていうのも思っています。町で何か詰め合わせるというのも一つかもしれないけれども、町内の企業さんたちに声をかけて、何かメッセージと、何か品物とか、何かそういう特産品とか何とかを協賛を集めるとか、何かそういった方法で、良い意味で町を知るきっかけになればなというのも思っています。

そして、3点目の産後ケアですけれども、現在、積極的に御案内していただいているということで、とてもありがたく感じています。こちらは私も実際に8月30日に1泊、産婦人科に実際に赤ちゃんと入院をして利用させていただきました。実際に利用した身として、認知度を高く、敷居はもっと低くして、利用促進をしていただきたいと思うほど、とても素晴らしいサービスでした。やはり8月末でしたので、夏休みの疲れなどでちょっと頭痛がずっと取れなかったんですけれども、それで利用させていただいたときに、まずゆっくりと睡眠をとらせてもらえたんですね。また、母子ともに体の状態を見ていただいて、必要な処置というのもしていただきました。赤ちゃんの成長具合を診ていただいたりとか、皮膚の状態を見て、ちょっと必要なところはドクターにつないで、薬の処方なんかもしていただいて、とても心身ともにリラックスをさせてもらったんですけれども、この赤ちゃんとゆっくり向き合うという時間が、今までなかったなというのを感じまして、改めて我が子のかわいさを見たり、我が子と触れ合って会話をしたり、うちの子かわいいねなんて話をしながら、そういう穏やかな、たおやかな時間を過ごせたというのは、子育て中の私にとっては本当に宝物の時間でした。ぜひ、これを多くの方に利用していただきたいなというのも思いました。もちろん、病院や助産院さんなど、受け皿のほうのキャパなどもあると思いますが、出産というのは全治3か月の交通事故と同じダメージといわれています。その山場を乗り越えた後に、すぐに3時間おきの授乳が始まって、おむつ換えなども始まって、結構、赤ちゃんによっては寝ないとなったら、お母さんのほうはもうホルモンバランスの乱れ、睡眠不足と、やはりうつ状態になる方も産婦の方で大体2、3割ぐらいいらっしゃるんじゃないかと言われています。そういった本来、赤ちゃんを授かる、子供が生まれるということは、

とても喜ばしいことなんだなと思いますので、そういった忙しい中にも、少し立ち止まる時間を提供いただけるという、その産後ケアに関しては、もうぜひさらなる利用を促進いただけたらなと思っております。

産後ケアについてですけれども、実際に私、体験してすごく良かったなと思ったし、もっと町内の方に認知が広がるといいなと思ひまして、個人のSNSなんかでも情報発信したところ、自分のときに欲しかったなというような町内の方々からの声がありました。特に多子世帯の方からは、やっぱり自分が3人目出産した後に心身ともにきつくて、1日だけでいいから入院したかったとか、倒れたかったというような話もされていた方もいました。ぜひ、現状も保健師さんが妊婦さんお一人お一人と面談をされて、周知もしっかりされていると思いますが、ぜひさらなる促進というところでお願いをしたいと思います。

そして、ファミリーサポート事業についてですけれども、令和2年度が利用がなかったという答弁だったかと思いますが、実際に利用の相談に行った際には、受け皿がちょっと見つからないかもしれないということで、なかなか利用の申込みまでができなかったというところもありました。実際、子供という命を預かることなので、そう簡単にできると言えないこともあると思いますが、何かしらこういう今から、先ほど町長もおっしゃっていましたが、移住される方もそうですし、海外籍の方もいらっしゃると思います。そういった方たちの何かしら受け皿的な、一時的な受け皿というのは必要ではないかと思ひますので、こちらもぜひ、本町だけでサービスが難しいのであれば、近隣町村との連携をしたりとか、近隣町村のほうにアナウンスをしてもらうなど、何かしら受け皿というものを設けていただけたらなと思っております。何か答弁いただけたらと思ひます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御意見、ありがとうございます。

答弁にもありますように、現在、出産場所が遠いことによる不安や経済的負担の部分が見えてきております。そのため、今後より一層、子育て世帯の生活に寄り添っていききたいという思いから、まず役場内での子育てプロジェクトチームの立ち上げが進められている現状です。この役場内での子育てプロジェクトチーム立ち上げについては、職員自ら、これからの南小国町の子育てを考えていきたいと希望した職員で話し合いを進めている状況です。そんな中で、子育てを総合的に捉えて、今後を考えていきたいというところの、今、現状でございます。

南小国町のベビーボックスについて考えるときに、私もインターネットをちょっと見てみたりしたんですが、育児グッズだけではなくて、例えばお米だったり、パスタソースだったりとか、地域で特産とされているものを差し上げているところも

ございました。そういったところも含めましたときに、対象となられる方にお祝いの気持ちをお伝えすると同時に、対象となられる方々がこういったものがうれしいかなという目線で考えた上で、今後の妊娠・出産・産後の総合的な子育て支援のほうに今後つなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 私のほうからは、ファミリーサポート事業の件についてお話をいたします。確かに、ここ数年は申請件数がございました。ただ、今、議員がおっしゃったとおり、申請の途中まで、御相談のところまで来たのは1件あったというお話は聞いております。社会福祉協議会のほうも、ボランティアの方にアンケートを取って、このファミリーサポート事業のほうを今後ちょっとできますかというようなお話もしているみたいです。どうにかやれるかという方が14、5件のアンケートに対して、2件ほどの方はいらっしゃったそうですけれども、中に書いてあった分で、いろんな何かトラブルがあったときに非常に怖いと、ちょっと仕事の、ボランティア的に自分に対して重くなるというような御意見が多かったみたいでございます。ただ、町長の答弁にありましたけれども、いろんな移住者の方もしらっしゃいますし、外国人の方もしらっしゃいます。頼る方がいらっしゃらない方とか、どうしてもそういう方はいろんな形で町の中にいらっしゃいますので、そこをそのままにしておくわけにはいきませんので、社協の窓口を開いて、御相談をしていただいて、関係機関、福祉課等と話をしながら、どうにかできるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

とても子育て世帯に寄り添っていただいて、御理解をいただいていることに、まずもってありがたいなと感じております。

子育てプロジェクトチームの皆さんも、たくさんアイデア等もあるかと思いますし、ぜひ何か南小国らしい形で進めていくことができたかなというのを感じています。立地的な条件や位置とか、規模感だけでは、どうしても都会と比べたら足りないものというのものもあるかもしれませんけれども、あるものもあるところですよ。なので、そういったものを、例えばもう先ほどベビーボックスでお米や特産品などという話もありましたが、私もそういったものをいただけると、やはり町を知るきっかけになるなというのを思いました。例えば乾物とかでも、おみそ汁に入れたら、すぐできちゃうとか、意外と保存も利くし便利というのがあったりとか、

そういったものとか、例えばどこか入浴剤などを作られているところなんかも、そういった品が一つ入っていると、子供が今度ちょっと大きくなったら一緒に行ってみようかというふうになるかもしれません。そういった何か町を知るきっかけであるし、町と赤ちゃんをつなぐきっかけになればなというのを思っているところです。

そして、これは1点ちょっと追加でお尋ねをしたいところです。現在、保健師さんたちが相談しやすい関係性づくりなども、もうとても尽力いただいていると思っています。大字ごとに担当の保健師さんがいらっしゃるかと思いますが、健診以外でもお会いした際には、最近どうですかなどと気軽に声をかけていただいたりなんかしていて、良い意味で家族構成も知っていただいているので、上の子たちの関わりはとか、そういったふうにお声がけいただけることはとても心強いなと思っています。

ただ、今後、より一層、相談をしやすい関係性づくりと言いますか、もう少し保健師さんと赤ちゃん、またその御家族との接点を増やしていくことができたかなというのを思っています。やはり明石市が有名ですけれども、おむつ定期便とか、有名な話だと思います。1歳未満の赤ちゃんの世帯に毎月訪問して、おむつをお渡しして、赤ちゃんの状態も見るというようなこともされていますけれども、同様のサービスもできてもいいのかなというのも思っています。本町だと、年間に生まれる赤ちゃんの数が、去年が19名ですかね、その前が21名と、20名前後ですので、町のほうでおむつを管理するというのが難しいので、例えば何か面談ができたときに、商品券なり何なりをお渡しするなどで、何かさらに接点を増やして、今はそれこそマイナスな児童虐待などのニュースも出ていますけれども、そういった被害者の半分はゼロ歳児と出ています。何かしら不慮の事故じゃないですけれども、何か防げるものがあるのであれば防いだほうがいいですし、お母さんたちの変化もいち早く気付けるように、何かしら接点を増やす施策というのでも御検討いただけたらなと思っております。

現在が産後2か月で家庭訪問があり、3・4か月児の乳児健診、6か月での健診、1歳健診とありますので、あと7回ほどかと思いますが、1軒1軒家庭訪問というよりも、例えば2か月に一遍からでもスタートとか、毎月の接点ではなくて、2か月に一遍からの接点でもいいかもしれませんし、子育て支援センターぬくもりさんで、今、ママトークなどという日も設けられています。こういった日には先月は保健師さんも来られて、身体の健診、身体測定などもされたというふうに聞いていますので、そういったふうに今ある事業と組み合わせることで、ぬくもりさんの利用促進とかにもつながるのかなと思ったりしていますので、このあたりも一度御検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御意見、ありがとうございます。

現在進んでおります子育てプロジェクトチームの中での御意見、そういったところと現在の事業内容、そして御意見いただいたような今後の発展した事業について、十分検討させていただいて、対象者の方の御意見も聞きながら、こういったものから始めていくかというところで、しっかり考えていくように今考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

やはり、ぜひ前向きに御検討いただけたらというのも思いますし、私たちは議会内での総務文教常任委員会のほうでも、委員長、副委員長を中心に、こういった子育てサポート、子育て支援があったらどうかなという案をまとめようという話も今出ておりますので、ともに前に進むことができたらと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 2件目をお願いいたします。

○4番（森永一美君） 続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

2つ目の質問は、多様化するライフスタイルに合わせるためにということでお尋ねをいたします。個々人の価値観や働き方などが多様化する昨今、本町の産業構造と個々人のライフスタイルの変化に合わせ、町として対応が必要ではないかと考える2つの点についてお尋ねをいたします。

まず1つ目が、役場職員さんの副業解禁についてです。現在、しごとコンビニなど、新しい取組も始まっておりますが、町内の人手不足は一層深刻化しております。令和2年12月議会において、事業者さんからも要望の多かった役場職員さんの副業解禁について質問した際に、先進事例を参考に判断をしていくと答弁をされました。その後の進捗についてお尋ねをいたします。

そして、2点目です。小中学生に平日の家族旅行休暇を設けてはどうでしょうかという御提案になります。令和2年に実施されました国勢調査によりますと、本町の就業者、実際にお仕事をされている方のうち、宿泊・飲食サービス業に従事する方の割合は29.2%と、全国平均5.6%を大きく上回っております。子育て中の方も宿泊・飲食業に従事される方は多くおられます。宿泊・飲食業をはじめとする観光業ですと、保護者は週末がお仕事、平日がお休みというパターンも珍しくありません。保護者が平日休みでも子供が学校を休めないで、家族旅行も難しいとよく聞きます。観光業に従事される方がお子さんとゆっくり向き合う時間を取れるためにも、子供たちに旅行を通じた経験や学びを提供できるためにも、平日の家族旅

行推進をしてはいかがでしょうか。また、マーケット、観光業や南小国町の全体的な視野からしますと、現在は休日また連休に観光需要が集中し、交通渋滞や宿泊料金の高騰なども出ておりますが、休みが分散化すれば観光というものも平準化できるのではないかと思います。本町の就業状態に合わせ小中学生に平日の家族旅行休暇を設けてはどうでしょうか。

以上2点です。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、役場職員の副業解禁についてです。

積極的な職員の兼業許可につきましては、外部の活動で得た知識や技術を公務に生かすことにより、行政サービスの質の向上に期待できるものであり、以前の答弁から引き続き他自治体の動向に注視しているところです。

令和5年度においても、他県の複数の自治体が兼業の許可基準を設けて公表しております。それぞれの許可基準を見ますと、いずれの自治体においても、おおむね公益性の高い活動、地域の発展・活性化に寄与する活動が兼業の対象とされておりますが、兼業できる職員や兼業できる時間の上限などの具体的な設定には差異が見受けられます。

近年、労働基準法や労働安全衛生法の改正などにより、職員の時間外勤務時間の上限設定と健康管理措置を厳格に運用するよう国から通知がされておりますので、職員の負担に配慮した許可基準を設定するためには、今後も先進自治体の検証結果などを見ていかなければならないと考えております。

現時点では、町内事業所等の人手不足の解消について、今年4月に発足したしごとコンビニやシルバー人材センターを積極的に活用していただけるよう、引き続き周知してまいります。

続きまして、小中学生に平日の家族旅行休暇をについてです。

現在、本町の小中学校では、平日に旅行等で休む場合、家庭の事情として欠席扱いをしております。

4番議員のおっしゃるとおり、本町では観光業等のサービス業に従事されている保護者も多い状況ですが、サービス業の保護者だけでなく、その他の職種の御家庭でも、家庭の事情によることを理由として、平日に欠席をしている児童生徒もいる状況です。

土日に働く保護者の方が子供とふれあう機会を確保し、有給休暇の取得も促し、働き方改革ならぬ休み方改革も検討していかなければならないという思いがある一方、児童生徒の学びの保障も確保しなければならないと考えます。

特に、小学校高学年や中学校では、休んだ部分の遅れを取り戻す時間をどうするかといったことが考えられます。このことについては、学校現場と授業への影響等について十分聴き取りなどを行い、慎重に検討していく必要があると考えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 御答弁いただき、ありがとうございます。

まず、副業解禁についてですけれども、今の職員さんに副業してくださいという話ではなくて、副業もできるという選択肢を設けるというお話になっています。ぜひ選択肢、今こんなにもうフリーランス、私なんてフリーランスですけれども、事業も3つ、4つという柱があるぐらいになっています。ぜひ新しい働き方というか、選択肢を増やすというところで、ぜひ前向きに検討いただけたらなと思っております。

また、今回、この質問をさせていただくに当たりまして、南小国町観光協会さんに御協力をいただきまして、働き手の確保に関するアンケート調査を行いました。アンケート調査の対象は観光協会のすべての会員さんになります。今月の9月1日から9月6日までにアンケート調査をいたしまして、37件の御回答をいただいております。その回答の結果を共有させていただきたいと思います。

まず、人出不足で困っていますかという、そもそも困っていますかという質問に、とても困っている、困っている、あまり困っていない、全く困っていないと4つのパターンで回答いただいたところ、とても困っている、困っているというものが、合わせて75%でした。こちらは同等の質問を2020年（令和2年）の12月に、同じく副業解禁についてのお尋ねをした際にも同じ内容で質問を、アンケートを取らせていただいていたしまして、そのときがこの割合が70%でしたので、約5%ほど上昇しているという内容です。

続いて、人手不足解消のための全体としての施策を希望しますかという問いに対しまして、強く希望する、希望すると答えられた方が全体の78%でした。

では、実際にどんなことができたらいいいでしょうということで、南小国町全体として労働力不足解消のためにできたらいいなと思うことという質問に対しましては、一番多かったのが町内での短時間の仕事マッチングの仕組み、その次同じく多かったのが町内での人材派遣の仕組みというところです。その次に多いのが役場職員さんなどの副業解禁、そしてケーブルテレビなどを使った求人広告手段と、その次に既存従業員の資格取得支援、そして求人広告などを出稿する際の補助となっております。また、そのほかの御意見として、住むところの確保、移住者誘致、家族用住宅などの移住者支援、SMOによる外国人労働者のあっせんという回答などもござ

いました。この一番多かった町内での短時間の仕事のマッチングの仕組みとかというところが、やはり町長も答弁されていましたが、しごとコンビニさんが近い解決法なのかなというのも思っております。

このケーブルテレビを使った求人広告というところですが、同じく令和2年12月にこの御質問、同じような質問をさせていただいた際に、観光協会さんのほうで事業者さんに短時間のお仕事、どういうお仕事を募集されていますかというものをアンケートを取られて、一覧にされて、まとめられて、それをホームページに上げて、これをケーブルテレビで放映をされていました。そのときの反響もととても大きかったと聞いていますので、またこれはお金がほぼかからずにできることで、こういったこともまた再度やってみてはいかがかなというところで、まちづくり課長に何か答弁がいただけたらと思っております。

また続きまして、人手不足が解消しなかった場合の将来の予想というの聞いております。回答のパターンとしては、現状と変わらない、売上げは低下するが身軽な体質になっている、売上げの大幅な低下が予想され、今後10年以内に廃業するかもしれない。または、5年以内に廃業するかもしれない、その他という回答項目にしておりまして、実際に廃業の可能性があるかと答えられた方が43%でした。併せて、しごとコンビニはどのくらい認知があるかというところで、しごとコンビニを御存じですかというアンケートに対しましては、83%の認知度となっております。知っていて利用している、知っているが利用はしていない、聞いたことはある、知らないという内容になっています。

アンケートの結果の共有までさせていただいたんですけれども、やはり声として多かった役場職員さんなどの副業解禁についてですけれども、やはり事業者さんや地域の方からは、その人手不足の解消のための副業解禁という話もありますが、地域づくりに参加してほしい職員さんもいらっしゃる。もうこちらから御指名をしたいというようなお声もありました。また、観光業以外の、このアンケート外の方からも役場が先陣切って解禁をしてほしいと。そしたら、町内の事業者も続きやすいんじゃないかなどという御意見もいただいております。これも私が今一つ思ったのが、この副業解禁することのメリットというのが、将来の採用にもつながるのではないかなと思っております。就職サイトのデータなんかを見ますと、公務員になりたい理由というのが、やはり安定、福利厚生、地域貢献ができるというところは、ここはもう以前よりあまり変わりが無い理由上位ですけれども、逆に何でなりたくないのかというところもちょっと調べたりしていると、出てきたのがやはり副業禁止なことというのもしょとなく出てきました。これはやはりリスクであるというので、回答されていたケースもありました。ぜひ前向きに他市町村の事例なども見ながら、

前向きに御検討いただけたらなと思っております。

まちづくり課長から何かありましたら、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 私のほうからは、関連することで、ケーブルテレビに関することについての答弁という形でよろしいでしょうか。ケーブルテレビでの放映につきましては、あくまで観光協会さんとか、そういったところからの依頼によりまして、全体的な部分での広報周知というのはできるのかなというふうには考えております。とある業者さんとかの個別具体的な求人とか、そういったところについてはちょっと役場がやる性質上、好ましくはないと思いますので、そういった観光協会とかが取りまとめて、全体的にこういう傾向ですとか、そういったところで、ぜひともホームページを御覧いただいて、御協力をというような呼びかけがあるのであれば、できればケーブルテレビのほうに観光協会の職員さんに出ていただいて、直接呼びかけをしていただくとか、そういったところも番組制作に御協力いただければ非常に、また有意義なものになるのではないかと思いますので、そういったところの御協力を得ながら広報するというのはできるのかなと思いますので、またそこらへんにつきましては、観光協会のほうと十分協議をしながら、できるところは進めていければというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

本町ではしごとコンビニという、九州では初めての仕組みなんかも始動していますので、いろんな手法を駆使して産業を守るところを、ともにつくっていただけたらなと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

2 つ目の質問に入らせていただきます。小中学生に平日の家族旅行休暇をというお話ですが、私自身も実家が旅館をしておりますので、ゴールデンウィークや夏休みはもう家にいるものだと思って育っておりますが、実際に町内の親御さんが観光従事者だったという方にお話を聞くと、私のような認識じゃない方というの、もたくさんもちろんいらっしゃいまして、やはり子供のときがすごく寂しかったと、子供と仕事の休みが合わないから、すごく嫌だったと。自分の子供には就かせないというような思いをもった方もいらっしゃいました。これは将来の観光業の担い手というところの側面からも、観光業が基幹産業である本町にとりましては、将来的に影響が出ることはないかと思っています。全国的にも休日を分散化してはどうかというような議論も、もう 10 年以上前からですかね、出ているかと思いますが、なかなか進んでおりません。であれば、もう南小国町が南小国町に合った形

で独自に何か政策ができたかなというのを思っています。

1つ、事例も御紹介ですけれども、新聞等でも報道されましたが、別府市では今月からたびスタという政策が始まっております。別府市の小中学生が平日に家族旅行に行く場合、1年間で3日間まで欠席扱いしないというものです。学校への旅行する前に事前の申請のみで、特に証明などは不要ということです。別府市も観光業が盛んで、飲食・宿泊サービス業の従事者の方は10%ほどだそうです、やはりこういう観光業に従事される方もゆっくりにお子さんと向き合う時間を取ってほしいということで、平日の旅行推進をされております。

先ほど答弁にもありましたが、やはり懸念されるのは授業の遅れだと思います。そこに先生たちの御負担がかかるというのは一番懸念されるところで、議論の焦点なのかなとも思っておりますが、何かしら観光業だから、親の仕事があるから、なかなか家族旅行ができないというのではなくて、ちょっと無責任というか乱暴な表現になるかもしれませんが、授業の遅れというのは頑張ったら取り戻せると思うんですけれども、家族との旅行ができるという時間は取り戻せないものがあります。私も今振り返ると、もうちょっと旅行に行きたかったななんかも、やはり思ったりもしますので、何かしらうちの町に合った形で、産業に合った形で、子供たちの休みというのも柔軟に取れる施策というのも必要なのではないかと思います、教育委員会さんのほうから何かありましたら、お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 御提案、誠にありがとうございます。

私自身も、父親のほうが旅館のほうに勤めておりまして、やはりあまり出かけた記憶というのはなくて、同じような、実際経営されている方とは少し違うかもしれないのですが、そういったところを感じたことはありました。ですので、少しばかりですが、気持ちわかるつもりではいるところです。

ただ、議員おっしゃったように、どうしても学力の保障、こちらの部分が少し気になるころではあるかと思います。現在、人数的に多いのが市原小学校とりんどうヶ丘小学校、こちらのほうが欠席率というか、もちろん旅行だけに限らず、忌引とかを含めたところでの欠席率になりますが、こちらの保障のほうを、学力の保障という部分で先生方が自主的にプリントを作ったりとか、休み時間を使って補習をしていただいたりとか、放課後少し時間を使って補習をしていただいたりとかしている部分でございます。

やっぱり御存じのとおり、先生方の働き方改革といった部分もありますが、先生方はやはり子供たちの保障というか、頑張ってもらいたいという気持ちだけでやっていたいております。ですので、やはり学校としっかり十分な協議というか、打

合せ、聞き取り、できればその保護者の方々からの御意見というのも集約しながら、慎重に話を進めていけたらなと、私自身は思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永議員、最後になりますけど、まとめをお願いいたします。

○4番（森永一美君） 穴井事務局長、ありがとうございます。

これだけもうライフスタイルも個々人で変化をしておりますし、価値観も働き方も多種多様になっております時代ですので、仕事とプライベートの両立が可能な働き方を求める方も多くなってきております。プライベートな事情に合わせて働き方を選択するというような仕組みづくりも求められているのではないかと思います。本町で働く方とその御家族にとって、より良い仕組みづくりができますことを願ひまして、一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 2時35分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後2時20分

再開 午後2時35分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 6番、後藤でございます。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今月の2日、南小国町消防団通常点検が、役場駐車場で午前9時半から挙行されました。146名の消防団員の皆さんは、平素の訓練がいかに発揮され、その雄姿に私は町民の一人として感動いたしました。大変お疲れさまでした。

さて、今年の夏は記録的な猛暑でした。気温では北海道と沖縄が逆転する日があり、九州と沖縄ではもう珍しくありませんでした。気候変動に一喜一憂するのは私だけではないと思います。マスコミ報道の天気予報を毎日聞いて、仕事や学校行事など取り組む、社会生活を送っている私たちは、大雨や台風には神経を尖らせているかと思います。梅雨前線、秋雨前線上に線状降水帯が発生する模様ですと言われればなおさらであります。6年前の九州北部豪雨、そして3年前の球磨川や大分県西北部、福岡県東峰村を襲った豪雨も、線状降水帯だったと記憶しております。また、今年は筑後地方、特に久留米市の被害は甚大であったかと思います。

今日の水害の象徴は、線状降水帯ではないでしょうか。降雨量50ミリ、100ミリ、そして150ミリと、気象情報を聞くたびに私たちは恐怖の量が増えております。河川に堆積する土砂を定期的に除去する、また土砂の大量崩壊による悲惨な

犠牲者が毎年、日本全国どこかで必ず起こっておるかと思います。この対策として、町発行のハザードマップに危険地域が表示されております。これを自分事にするために、自分の住む地域の防災探検を、1、2時間程度で済むかと思しますので、大変テーマは大きいかと思しますが、攻めの防災と考動する防災ということで提案をしたいと思ひます。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 6番議員の御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、近年は線状降水帯がいつどこで発生してもおかしくない状況であり、日ごろから突発的な豪雨災害に対応するための備えが必要です。

災害から命を守るため、町では毎年自主防災組織と合同で防災訓練を行っており、今年度も10月末に実施することとしております。また、令和4年度から消防職員OBを防災・消防担当の会計年度任用職員として採用し、自主防災組織の集会などに派遣して防災講話や救急救命訓練を行っており、令和4年度は9回、令和5年度は9月までに8回の派遣を行っております。

議員から御提案いただいた防災探検についても、防災訓練の内容の一つとして自主防災組織に実施を促してまいりたいと思ひます。

ハザードマップにつきましては、現在発行しているものは平成29年度作成のものでありますので、令和6年度に最新の情報に更新したものを作成し、配布する予定としております。

町民の皆様、災害は身近に発生しうる自分事ととらえていただき、非常時に命を守る適切な行動をとっていただけるよう、引き続き自主防災活動の支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 御答弁、ありがとうございます。

もう先ほどからずっと申し上げましたが、この線状降水帯というのは、突発して起こるという状況で、特に現在では気象庁はスピード化を図るということで、発生30分前に発表するというふうに言われております。

私たちの生活で、30分前で発表されたら逃げるだけで精一杯かと思ひます。町としての対策は、ただいま町長から回答いただいておりますけれども、具体的にどうするかということではありますが、自主防災、そして町でただいま防災担当職員を配置されているということでもありますので、特に防災意識の危機管理というんですかね、危機意識の持ち方、特に町民の皆さんの、今よく言われます私は大丈夫だとか、俺は大丈夫だというような形の、このことが災害が起こった場合に命を亡くさ

れるというような形があろうかと思しますので、特に防災意識の高揚を図るという防災意識教育、このところはかなり重要かと思えます。町長をはじめ、町の防災に関わる職員の皆さんは、このところを大変努力してされているということでもありますので、先ほど答弁をお聞きしながら安心は若干しております。

そして、私が今住んでおります大字満願寺地区の志津であります。皆さん御存じの満願寺共同浴場がございます。その前は大変川幅が狭くて、そして川の底、それも浅いということで、普通の降水量の水が出た場合に大雨の場合でも、かなり水嵩が増すわけで、これが時間雨量50ミリとか、これが先ほど6年前にありました大雨のときは、やっぱり50ミリぐらい降ったような感じがします。それで、私の家も川のそばです。大体降り始めの激しくなるときに時計を確認しながら、30分で一気に水嵩が増してきたという状況で、すぐ家の上のほうで公民館の分館がございますので、そちらのほうに家族みんなで避難をしました。そして、そのときは床下浸水になったわけで、床上浸水になった志津の地区内が3軒が床上浸水、そして床下浸水になったところが13軒ぐらいありまして、これが一番今日のタイトルになっております線状降水帯、これがもし万が一発令された場合は、志津の地区においては相当数の家においては、家屋床上・床下浸水も増えるだろうし、中には結局、大雨の状態によれば家屋が流失するということも想定されるというような感じがします。

そういう状況でありますので、ぜひ川底に、今、皆さん御存じと思いますが、ここ最近のこの豪雨災害においては、かなり川に土砂なんかの堆積が以前と比べて、かなり堆積量が多いわけで、これをやっぱりその都度、除去していくと。特に河川の関係においては、町が直接どうということではないかとは思いますが、ただ何せ県とか国のほうに、結局、私たちがそこを言うていく場としては、当然、町のほうに、特にまた今日のこの議会においてお願いをするということしかないかと思えます。ですから、命と財産を守るためということも含めながら、特に高橋町長が7年前の熊本地震の後ですけれども、死傷者がいなくて大変幸いでしたということは、もう本当に私も同感であります。今回のコロナウイルスの感染症の拡大防止のために、町民向け放送で町長はもう何度も高齢者をはじめ、全町民とにかく感染防止のために放送されたということは、特に高齢者の人たちは何名もお話を聞いておるわけです。ですから、やっぱりそのように水害においても犠牲者を出してはいけないかと思えます。

そこで、一歩踏み込んで、攻めの防災という観点から、浸水対策として、今申し上げたように、川底の土砂除去は、特に町内全体を見ると、いつも低地というのか、その河川の狭いところとか、そういうところは大体水が早く上がってくるという状

況にあらうかと思いますので、調査を含めながら、予防的というよりも、これを早めに土砂を除去していけば、被害が起こってからかかる経費よりも、いろいろ先に手を打って土砂の除去とかやっていけば、コスト的には被害額の10分の1ぐらいに終わるのではないかと、こういう考えでおります。

それで、分かればでよろしいんですけれども、最近の河川の土砂の除去した場合の費用とかはどのくらいかかるか、もし分かればでよろしいですけど、建設課長に聞いてよろしいんですかね。お教え願えれば、助かりますけど、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 河川の危険箇所と、堆積物を今後ちょっと点検できるかどうかということのお尋ねですね。

建設課長、そのあたりできますでしょうか。河川の危険箇所のチェックと堆積物の除去とかいう点検を、今後できるでしょうかということのお尋ねでございます。

本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、河川の掘削というその前に、志津地区の河床の低い箇所が浅いと、護岸という話がございました。そのへんのほうからちょっとお話をさせていただければと思うんですけれども、要望書、もしくは陳情書が過去に出たかまでは、ちょっとすみません、現時点でその記憶はないんですが、確か以前に近隣の近接する家屋が床下浸水になった経緯があるかと思います。その際だったかどうかというのは覚えていないんですけれども、ちょうどその川の中にあります温泉がありますね。よくいわれる日本一恥ずかしい温泉といわれるものが、河床から湧水が出ていると、温泉水が出ているという状況と、かつ下流側に、当然あれは県の河川の中なんですけれども、床止めといわれる固定堰が実際設置されております。結果的にそこらあたりの除去と言いますか、そういうものをしないと川底を下げることができない。ただ、それを下げてしまうと、温泉の湧水に影響を与えると。かつ、それはちょっと河川ではないんですが、別件で近隣の下水道工事とか、そういったものを行った際にも、個人が有する温泉の泉源に影響を与える可能性があるというところで、一般的にいう建物調査に類するような工事前の湧水の吐出量と、工事完了後の吐出量を定期的に検査をして、最終的に問題がなく終わった経緯、そういったものもございます。ですので、一律に掘削をしていいものかどうかというのは、なかなか迷うところであり、いろんな補償物件、補償対応、そういったものにつながることもあるということを御了承いただければというふうに思います。

その上でなんですけれども、確か6月の補正だったと思うんですけれども、満願寺川の河川掘削を補正予算として、確か2,000万円ほど計上させていただいたと思います。これというのは、令和2年度の災害におきます県管理河川と町管理河

川、両方が管理する、施設の状況によって管理するということで、砂防河川という位置づけなんですけれども、以前、県がやった後の残量というのがありまして、その近隣の農地、そういったところに対しての危険性があるという前提から河川掘削を今年度行うという形にしております。

かつ、悠清苑前になりますが、これも砂防河川になりますけれども、ちょっと事業費は覚えていないんですけれども、それなりの工事費で結構高額な工事になるんですけれども、河川護岸の、河川の線形が大きく曲がっているものですから、川幅を拡げたり、河川の土砂の堆積を掘削したりとか、いろいろと行われています。

先ほど、費用の話があったんですけれども、掘削に対してのその1立米当たりの単価というのは、あまり変更はないんですが、結果的にその残土をどこに持っていくかによって大きく金額が変わってきますので、一概に1立米当たり幾らになりますとか、そういった費用はこの場では言えない。イコール、現場現場によって異なるという形で御理解をいただければと思います。

また、つい先だっても町長のほうと県の土木部長、また今後、県庁本庁のほうの土木のほうに陳情に行く予定なんですけれども、町内の各河川におけます県管理部分の河川改修だったりとか、河川掘削だったりとか、そういった要望にも行くようにしております。ただ、なかなか河川改修となりますと、非常に大きな予算が動いて、何年も陳情して、やっと動くというような現状もあることですから、なかなかすぐに対応が厳しいと。一方で、防災という面では、非常に苦しい面もあることですから、今回、町長も含めた動きをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。今の建設課長の御答弁、ありがとうございました。

先にちょっと下流のほうになりますけど、志津下ですかね、確か今年か去年、河川工事をしてもらったところがあるんですけれども、これはずっと前と言いますか、私が1期目のときをお願いして、振興局にも陳情に上がったんですけど、それが工事が終わったということで、その年数もちょっとかかっておったんですけど、今、課長から言われた年数がかかったなというふうに感じたわけで、この場で御礼申し上げます。ありがとうございました。

今、課長から御説明いただいた中で、なかなか工事のことは詳しいことは私も分からなかったもので、なかなかもちろん経費のことに、工事費もどのくらいかかるとか、なかなか専門家でないと分からないことが多いわけなんですけれども、いず

れにしても線状降水帯問題の対応としたら、結局、スピードと何を急ぐということになろうかと思うんですけれども、何せ県とか国とか、そういうところに工事とかいうものを含めてやっていかなければいけないということですから、とにかくそれができるまでは、特にその河川の住民とかは、結局、防災意識を高めて、冒頭に申し上げた防災意識を高めながら、どう避難をするかということ、全国各地、今年は当町においては幸いにも大きな災害が今のところ起こっていないわけでありまして、いつ来るか分からないということにおいては、最大なるその危機意識をやっぱり皆さん、町民全員が常にそこを意識しながらやっていくということで、特にハザードマップは町長が先ほど、来年度、令和6年度に改訂したのを発行されるということでもありますので、今よりも充実しているかと思います。でありますので、ぜひ私もいつも防災というか、ハザードマップをいつも見ておるんですけれども、それをやっぱり自主防災のときにはいつも使うと。常にもう自分のところにいつ来るか分からないということは、もうこの意識は強く持っておれば、東日本の震災にしても、先ほど福岡県の東峰村において、その集落で全員助かったというケースにおいては、その組長の方がテレビで話をされておったのに、ちょうどそのとき、その組というのは14、5軒ぐらいのところなんですけれども、結局、5軒単位ぐらいで、要するに避難所にはすぐ行きつかないと、間に合わないときに、3軒から5軒ぐらいのところ、ちょうどそこに逃げ込んだら安心だというような家がどこでもあろうかと思うわけで、それを日ごろからちゃんと自主防災の中において、もう訓練をやっていたということで、これがやっぱりその組長の言われるのは、このことが私たちが全員助かったということを書いておられました。だから、本当にその自主防災、そして訓練においても、本当に最後は自分の命は自分で守るという立場においては、大変危機意識というのはそのときの動物的な本能も含めながら、自分はどう助かるか、どこに逃げれば助かるかということが、この防災の一つの一番キーワードじゃないかと思うわけで、何も大げさでも何でもなくて、ただ日ごろからそういうことを常に意識しながら、そして自分が住む家の周りだとか、先ほどちょっと申し上げておりますけれども、防災の探検をファミリーですとか、そして自主防災の中でやったり、またグループの中でそういうことをやったり、ちょっとでもやるということにおいて、やっぱりそういう死者にしろ、ケガ人とかにしろ、こういう集落の中においても出さないということにつながるかと思いますので、ぜひそういうことで防災意識の高揚を図ってもらうために、これは最初のタイトルでありますけれども、攻めの防災と考動する防災、この2つは大変大きなテーマみたいを書いてあるんですけれども、やっぱり自らの命は自ら守ると。やっぱりまず自分自身、自助があって、共助があって、公助があるというような形に

において、やっぱりそこだけは町民全員の意識を常に高揚していつてもらいたいと、私の希望も含めながら、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 後半のほうではなくて、ちょっと前半のほうの河川の掘削のほうの話なんですけれども、なかなか市町村、町管理河川におきましては、実績としてなんですけれども、なかなか河川掘削の工事というのを現状的にはなかなか発注していないというような現状です。ただ、令和2年の災害復旧の影響というものを踏まえて、今回はちょっと発注したような状況なんですけれども、そういった中で一方で地元からの要望というのも、河川の掘削に関しては市町村河川においてはなかなか上がってこない。県管理河川とかというのは、もう結構上がってきているような状況なんです。先ほど後半におっしゃられた、当然、河川掘削をしたからといって、災害が全て防除できるではないということも踏まえて、かつ防災意識の向上という部分も踏まえた中での災害に対する意識向上というのが必要かと思うんですけれども、一つの災害の原因となるものの一つの削除と言いますか、そういったものを踏まえる上においては、例えば地元からのこういったところの河川掘削をしてほしいとか、そういったところの要望、もしくは話というのをいただくと、建設課としても非常に助かるなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 続きまして、1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 1番、下城でございます。久しぶりに質問をさせていただくような気がしますけれども、よろしくお願いいたします。

まず1点目、社会資本の整備ということで、6月の町長の所信表明で取上げがなかったという、わざとということじゃ、多分ないだろうというふうに思います。あえてお伺いをしたいというふうに思います。

まず1点目、橋梁の架け替え、補修工事、どうなっていますかという話です。2番目、道路の改修、今後の予定はどうなっていますかという話。3番目、水道管の腐食調査等はどのように行っているかという話。これはもう特に上げたいんですが、水道管というのは当然のこととして、もう50年、60年たっておるようなところもあるかと思いますが、ただこれは土の酸性度とか何とかによって、古いから腐食が速いとか、新しいから遅いとか、そんなことじゃないみたいなものですから、そのあたりも含めて、どういう調査を行っているのかということ、まず1点目としてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1 番議員の御質問にお答えをいたします。

道路・橋梁・水道施設等の社会資本の整備については、本町の最上位計画である南小国町総合計画を柱とし、施設・インフラ部分で関連のある南小国町公共施設等総合管理計画でその指針を示し、詳細な各個別施設計画等に定めて進めているところです。

はじめに、①の橋梁の架け替え及び補修工事についてですが、現在、本町が管理する町道橋は137橋あり、5年に1回の法定点検の結果を踏まえ、南小国町橋梁長寿命化修繕計画により整備を行っております。これは、橋梁の健全度や重要度から、対策の優先度を判定した上で計画的に整備を進めていき、橋梁の状態がそれほど悪くないうちに補修工事を行う予防保全の対策をとることで、長期的なコスト削減を図り、併せて安全・安心な道路ネットワークの構築を目指すというものです。

一方で、交通量などを考慮した橋梁の重要度に関わらず、国の方針により早期の対策が必要とされる診断区分Ⅲの橋梁が現在15橋存在しており、これらについて架け替えや補修工事等の対策に早急に取り組まなければならないことが喫緊の課題となっております。

財源としては、国庫補助事業で対応しているものの、多額の費用を要することから、利用者が少なく迂回路があるなどの橋梁については、町道自体の見直しも含めて橋梁の廃止を検討する必要もあると認識しており、今後は議会との協議を行い、また町民への説明や理解を得ながら進めてまいりたいと考えます。

次に、②道路の改修の今後の予定についてですが、現在は南小国町総合計画の施策で重点事業としております瓜上矢田原線をはじめ、当該計画の登載路線を中心に改修を行っております。

改修の進捗状況としては、近年頻発している災害の影響等により、思うように進んでいない状況にあると認識しておりますが、南小国町総合計画の内容に沿って改修を進めていきます。また、計画登載路線以外についても地元自治会等から要望をいただいております。これらについても交通量、利用形態、整備効果等を考慮しながら、現総合計画の見直しも踏まえ、優先順位のもと、改修を行ってまいりたいと考えます。

次に、③水道管の腐食調査等についてですが、結論から言いますと、漏水調査を行うことはありますが、腐食の状況を確認するような調査は行っておりません。

一方、南小国町簡易水道事業において、一般的に解される水道管には、導水管、送水管、配水管があり、それらの総延長は9万7,495メートルです。その内訳として、硬質塩化ビニル管に類するものが7万2,552.2メートル、ポリエチレン管が4,413.7メートル、ダクトイル鉄管が6,252.2メートル、鋼管、

これはナイロンコート鋼管も含みますけれども、鋼管が1万4,277.3mとなっています。

そのうち、質問にある腐食といわれるものが発生する可能性があるものは、鑄鉄管、鋼管と思われ、ナイロンコート鋼管を除く、それらの延長は2万120.9メートルに上ります。当然のことながら、腐食調査を行うには、外面・内面の調査が必要である一方、土中に埋設されているものがほとんどであり、また内面においてはカメラを利用した調査となることが考えられ、その結果、多大な経費が生じると思われます。

一方で、各種の配管材料において、布設後40年を経過しているものは1万1,325メートル程度あり、耐用年数を超える水道管があります。

現在行っている、南小国町簡易水道事業基本計画及び変更認可設計業務委託を踏まえ、総合的に、かつ長期的な計画も含め、対応していきたいと考えます。その上においては、水道料金の値上げも考えられますので、引き続き検討し、また議会とも協議していきたいと考えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 何せ質問が3回ですから、まず1番目と2番目のところを一緒に話をしたいと思いますが、架け替えを早急にせにゃいかんとが15か所というふうに、今伺いをいたしました。多分、その中でも優先順位があろうかというふうに思っております。私は1期目の一番最初の一般質問で同じ質問をしたような気がするんですが、志童子の橋は皆さん方、皆御存じだと思います。あの橋、強いんですね。災害があっても、あの橋は正直言うて流れてもおかしくない橋のような気がするんですが、幸いにして流れない。向こう岸には今2軒の方がいらっしゃいますかね。ただ、通ると怖いと、欄干がない、こっち側もがくんとなつとるし、向こう側はこうなつとるし、いや正直言つて、毎日あそこを利用する方にとってはもう恐怖でしかないような気がするんです。まあそれは慣れというところもあるのかもしれませんが、あの橋を何とかその欄干の補修工事、それはもう強度とかいろんなこともあろうかと思いますが、毎回同じことを言うと思いますけれども、命が無くなってから、ああごめんなさいじゃ済まん話。これはさっきの15か所、同じことだと思いますけれども、なおさらそのことを志童子の橋については、早急に対応をお願いしたいということ。それは交通量は少ないです。あれから上って行ってトンネルがあって、山の中に行くわけですから、交通量はそんなに多いはずはないんですが、人の命ということの重さを考えれば、早急に何とかやってもらえんじやろかということ強く要望をしたいというふうに思います。

それから、2番目の道路の改修についてです。もうそれこそあそこをしてくれ、ここをしてくれというような話というのは、恐らく町内のあちらこちらから、町道もそうでしょうし、県道のほうも、県道は何とかならんかい、県のほうに言うてくれというような話が上がってきとるものだろうと思います。つまり、それだけ予算が必要だということです。先ほどこちと話をしたかと思いますが、今後は町道をなくすという、町道の指定をなくすという、今回この議会の中でも手形野トンネルを町道を外すというようなことで、委員会で視察に行こうという話にはなっていますけれども、それこそ町民の方々としてはそんなことは絶対してほしくないというようなことは多分どこの地区の町民の方とも言われると思いますが、逆にもうごめんなさいと、ここを改修するとはほんなこつ、いやもうやりたいけれども、ほとんど使われていない町道。私は1か所だけ、ほかのところもあるんですけど、1か所だけ知つとるのが、湯田の天神様から真っすぐ入っていった、久綱さんのところに入っていく道、あれからずっと先が町道なんです。もう本当にほとんど通らんですよ、人は。何で知つとるかという、うちがあそこに稲刈りに入って、コンバインが入りますものですから、コンバインが落ちそうになるんです。トラクターも落ちそうになるんです。ばってん、町道なんです。いつだったか、もう何年か前に、何とかならんかねなんて言うて話をしたら、いやコンクリートを差し上げますから、どうぞ自分たちでやってくださいというような話。ただ、これは我々のことじゃなくて、集落の話ですから、私たちは手を出すことは、私などが手を出すことはできませんでしたが、町道というそのことについてどうなのかなと、本当は町道であるならば、もう役場のほうが何とかしてくれんかいてというのが町民の話だろうと思いますけれども、よく言う、泣いて馬謖を斬るという言葉もあつたりしますが、そういうこともありなのかなと。ただ、それについてはそこはもうちょっと一般道にするけれども、その代わりこっちのほうをきちんとしますから、もういっちょ勘弁してくださいというようなことは当然必要じゃないかなというふうには思います。

以上2点、建設課長、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、大変こちらとしてもありがたい御質問をいただきまして、この場をお借りしまして、大変ありがたく思っております。

その上で、まず15橋の区分Ⅲといわれるもので、架け替え、または補修が必要なものというところで、15橋の箇所が上がっております。その中で、今後の経済建設常任委員会等との協議も踏まえることにはなるかと思うんですが、そのうちの2橋につきましては、執行部側としては町道からの廃止というものも、ちょっ

と一つの案として持っておりますので、そこらへんは今後の協議を踏まえたところで、また地元との協議も進めていきたいというふうにも考えております。

そういった中で、当然、町道として管理する以上は早急な対応が必要であるということも踏まえて、財源の確保等もやっていくことになるんですけれども、先ほど話がありました志童子の橋、満願寺の志津地区から志童子に抜けていく橋になるんですけれども、これ自体は架設年次自体はうちのほうにも台帳が残っていません。実際、いつ架けられたかというのも分かっていないんですけれども、延長が28メートルで、幅員が今では考えられないような2メートル。一般的には高欄といわれるものなんですけれども、現状では防護柵なんです、それがあることによって通行車両が通れず、結果的に何らかの形で崩れていっているという現状で、少しでも通りやすくしているのかなというところであります。この橋については、橋梁の、先ほど言いました点検においては、現状の構造という形の中での判断になりますけれども、区分Ⅱということで、すぐさま対応しなければならないというランク付けにはなっていません。

しかしながら、橋梁については上部工と下部工と分かれるんですけれども、上部工におけます主桁といわれる橋の主の構造物になるんですが、そこにはもう鉄筋の露出があったりとか、コンクリートのひび割れがあったりとかというところで、そういった対策が必要ということも認識をしている状況です。

しかしながら、現状の道路構造令に合った規格では、もう全くございません。そういった観点からいきますと、架け替えが必要なんです、先ほど質問の中にもお話をいただいたように、前後の取付けというのも当然考えなければならないと。橋梁だけではなく、前後の道路ですね。そういったところも考えなければならない中で、以前は南小国波野線のバイパス工事のほうの工事の中で、取付け部分については何らかの対応もできた可能性もあったんですが、非常に現状では厳しい状況であると。

これにつきましては、先だって町長のほうとも協議をさせていただいた部分もあるんですが、非常に億単位の金額がかかってくるという状況なものですから、今後の検討をできる限り早めに進めたところで、方向性を見いだしていきたいというふうにも思っております。

続きまして、道路改修における、その前提として町道の認定なんですけれども、御指摘いただいたように、様々な道路が当時の何らかの理由により、町道として認定されているというような状況です。以前の議会におきましても、支障木伐採の際に、こちら側からそういったお話をさせていただいた経緯もございます。町道の財源としまして、基本的には地方交付税が算定されるための基礎の材料となっていま

す。しかしながら、2メートル以下に関しての道路については地方交付税の対象となっていないというのが一つの答えになります。その上で、現状では草藪、そういった状況で生えてしまっていて通れない状況が何年にもわたって続いている。そういったものが町道として今後も管理すべきかどうかというのは、先ほど御指摘いただいたような部分につながるかと思います。

一方で、1路線ごとにその路線の利用状況、必要性、周辺住民の方々の考えというのがあるかと思いますので、そこにつきましても経済建設常任委員会になるかと思えますけれども、1路線ごとに今後の協議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 志童子の橋については、2ということだったつばってんが。

まあ見ても、あれは3、4、5、10ぐらいいいとりはせんかなと、私は勝手に思っとなつたつばってん、どちらにしても私がそれこそ今言うたように、最初の質問、10年以上前になるかな、一番最初、1期目に出たときだけん。その最初の一般質問だったつだけん、もう10年以上経つ。何とかやりますというような話、考えますみたいな話、考えるのが10年も続かんでもいいんじゃないかなんていう、正直なところ思います。ですから、今日言うたけん、明日できるような話じゃなかつたつばってんが、早急な対応をどうぞしてやってくださいよ。本当にお願いします。

3番目の水道管の腐食の調査についての話です。全国で何の略か知りません。A Iと、それから衛星によって、その腐食の調査をしとる自治体というのが、相当な数あるんですね。橋とか道路は見えるけんが、あそこは崩れとるばいととか、あそこはやばかばいととかいうのはすぐ分かるんですが、地中の水道管の話ですから、もしくはこれは下水道管も通じるかもしれませんが、今聞いたら大体2万メートルとおっしゃったつたつたですね。だから、20キロ分ぐらいの腐食があるであろう、あるかもしれない管が2万100メートルとかおっしゃっていましたがけれども、そのくらいあるということですから、それはもう当然どこに水道管が埋まっとるかというのは、役場の資料の中であるでしょうから、それをA Iと衛星で事前に調査をするという方法。私が知つとるとは会津若松市とか、あといくつかあつたつばってん、もうすみません、忘れました。つまり、水漏れして、さあてどこじゃろかと言って、一生懸命探したとしても、それで相当時間がかかって、町民が迷惑するわけですから、そのところを事前にここはひょっとしたら、ここは危ないぞということが分かれば、その地域の中で水漏れがした、破裂したと言うならば、ああ多分あそこばいというのが、あらかじめ分かるわけですから、分かっとなつたらそこに行け

ばいいわけです。それを、先ほど町長がおっしゃったばってんが、カメラを入れてどうのこうのするなら、それは調査費用というか、当然委託料になるでしょうし、中には穴掘らにやいかんとかいうようなことも出てくるでしょうから、その意味では相当な莫大なお金と、それから期間が当然必要になってくるでしょうから、そのあたりはそういうＡＩというのを、今流行というか、コンピューターでしょう、そういうのを使ってやるというようなことも考えの中に入れていいんじゃないかなと。先ほど、後藤さんが攻めの防災と言ったけれども、これもある意味では一緒に攻めの防災になりはせんだろうかというふうに思います。

どうですか、そのあたりについて、お答えをいただければありがたいなと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。大変ありがたい質問のほうで、続けてありがとうございます。

まず、腐食等の調査につきまして、先ほど町長の答弁等にもございましたけれども、一般的な腐食調査という分類は、管路診断という分類に当たるわけなんですけれども、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、町としては漏水調査しか現実的には行っていません。その前提として、結果的に水道管には当然耐用年数というものが、２５年から４０年をスパンとしてあるわけなんですけれども、耐用年数を過ぎたからといって、すぐさま水が漏水する、使えなくなるというものではないものですから、御提案いただいたものとは真逆になるんですけれども、漏水した箇所から維持管理をしていくということを現実的には町として今までやってきているのかなと思っております。

そういった中で、今おっしゃったＡＩ、人工知能という部分での活用というところで、なかなか私もそういった情報というのはちょっと持っていなかったんですけれども、ちょっと再度調べてみましたところ、今おっしゃったように、全国の各自治体のほうでいろんな取組が行われていると。一方で、まだまだ確証していない部分、技術的に確立されていない部分もあるのかなというふうにも思っております。

そういった中で、先ほどお話がありました会津若松市のほうにおきましては、水道ＤＸ、デジタルトランスフォーメーションといわれるもので、人工知能とＩｏＴ、物とインターネットをつなげるというやり方で、簡単に言ってしまうと、当然、水道管の耐用年数だったりとか、水道管の近隣の工事をやったときの土質の状況だったりとか、そういった様々な箇所ごとの豊富なデータをデータ化して、それに架設年度の施行年数、耐用年数ですね、そういったところを加味して、ＡＩのほうで漏水箇所の発生度の危険度の高い路線を判断してくれるそうです。それ以上詳しい

ことはよく私も分かりません。なので、優先順位を付けられて、効率的に工事がやれるというものが一つなんですけれども、もう一方で言います I o T と言われるものに関しては、当然、工事を発注する段階、施工する段階、その後の維持管理の段階、そういった中で発注段階における効率化、施工時における施工段階等の管理だったりとか、試験関係、締め固めの試験関係、水圧の試験関係、管の接合度合いの関係とか、そういったものを I o T を利活用して管理していくということで、A I だけではなく、全体的な D X、そういったところで進めていこうというので、会津若松市はされているみたいです。非常にこれというのは、職員が技術的に不足している、かついろんな対応がある中では、非常に助かる部分もあるのかなと思っています。

ただ一方で、市街区と山間部の違い、それともとのデータ量の違いというのもいろいろとありますので、これが駄目とかそういうことではなくて、今後の基本計画を進めていく中での一つの検討として、良い案をいただいたと思っておりますので、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。すみません。答えになっているかどうか分かりませんが。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。最後でございます。

○1 番（下城孔志郎君） 私もよく分かりませんので、何さま検討してみてください。

将来にわたって、今ちょうど課長、たまたま言ったけれども、人がおらん、ばってん対応はばたばたせにやいかん、実際、金はかかるかもしれんばってんが、あらかじめある程度分かっとならば、さっと行けるという、そしてすぐ対応ができると。まさしく町民のためだろうというふうに思いますので、ぜひとも今後の計画の中に、ならどうしたらいいかねというような検討を入れていただきたいというふうに思います。

続いて、2 番目に行かせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） はい。2 番目をお願いいたします。

○1 番（下城孔志郎君） 2 番目の質問にいきます。時間がないので、ささっといきたいと思います。

今日は横文字がいっぱい出てきますけど、農村 RMO についてということで、農村 RMO、リージョン・マネジメント・オーガナイゼーション、リージョンというのは地域という意味です。マネジメントは運営、オーガナイゼーション、組織という、もうそっくりそのままですね。これは何も農村の話じゃなくて、都会でもいろいろ RMO というのはあるみたいで、特に農水省が推奨しているというか、農村 RMO という、大体小学校単位ぐらいで、ネットを開くといっぱい出てきます。何とか町の何とか地区というような形でいっぱい出てくるんです。農水省は、中山間地

のお金を出してくれるんだらうというふうに思いますが、実は先日、もう3日か4日前、県のほうから、私は今、上中原の牧野組合の組合長をしていますものですから、くしくも県のほうから農村RMOって知っていますかと、こんな組織ですよ。それについてのアンケート調査ですと言うて、そういう文章が送られてきました。県のほうも、ちょっと力を入れとるのかな、なんて若干思っているところなんです。が、このような取組について、町としてどのように思われとるか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1番議員の御質問にお答えをいたします。

本町のような中山間地域は、全国的に人口減少や集落内の戸数が減少傾向にあり、本町も例外ではありません。農業の生産活動や地域資源の保全だけでなく、日常生活などの集落維持に必要な機能が弱体化していく恐れがあります。

そのような問題を解決する手段の一つとして、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織（RMO）が近年増加しており、2022年現在、全国に7,207の組織があります。今回議員の御質問にあります農村RMOは、地域運営組織の農村型として、現在、農林水産省が推進しているものとなります。

この農村RMOは、農用地を保全する組織と、地域のその他の組織、例えば社会福祉協議会や自治会、公民館組織、婦人会やPTAなど、他の組織と連携が不可欠となってきます。今後、町内の様々な団体間の連携はより強固にすべきと考えますし、農村RMOのような、自分たちの地域を自らが考え、行動するといった組織体は必要だと感じています。

現時点での私が持っている情報の中で、課題として感じていることは、まず人の問題です。誰が、もしくはどの団体が中心となり、この組織をけん引していくのかということ、そして次にお金の問題、財源をいかに生み出し、事業を展開していくのかといった点、ほかにもどのような単位、もしくはエリアで組織するのかということ、全国的な事例で見ますと、校区単位で組織しているものが多いかと思います。本町で言うならば、3つの校区で分けるのか、もしくはさらに細分化するのかなどといった問題もあるかと思います。

いずれにしても、先ほどの7番議員の産業公社と同様に、農村RMOが機能している地域の視察などを実施できればと思いますし、そのような成功事例と併せてうまく機能していない事例等を踏まえ、南小国町での農村RMOの有効性を判断できればと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） 農村RMOというのは、農業関係者、自治会、社会福祉協議会、今町長がおっしゃったPTAとか、公民館とか、そういうふうな全ての団体が一緒になって、さてこの地域、みんなでどうしていこうかというような話し合いをする場所ということなんですが、ちょっと観点が違いますけれども、一つ農林課長にお伺いをしたいのが、7月、実質的には6月まで私は農業委員をしていたんですけども、農業委員会7月の新しい農業委員、それから推進委員さんが決まりましたけど、新しくいろんなことをやってちょうだいよというような形になったやに聞いております。そのあたりについて、ある程度、かいつまんだところで分かりやすく課長のお話をいただければありがたいと思いますが。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 御質問、ありがとうございます。

分かりやすくと言われまして、なかなか難しいんですが、すみません。農業委員会につきましては、先ほど1番議員からもお話がありましたけれども、1番議員におかれまして、2期6年、農業委員として御活動いただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

先ほどのお話のように、この7月20日に改選がございまして、6月の議会で皆さま方に農業委員さんの承認をいただきまして、その後、農業委員会が最適化推進員さんの承認をいたしまして、8名と8名、合わせて16名の新体制でスタートいたしました。初会、それから農業委員会も8月、そして今月も行いまして、既に3回総会を開催をいたしております。

そういった中で、農業委員の役割といたしましては、今までの役割としても4つありまして、農地法に基づく許可、これはもう以前からあります。その最適化推進員という制度、6年前ですか、改正前からある、俗にいう総会を開催しまして、所有権の移転ですとか、地目の変更ですとか、そういったことを許可する権限を持っております。これは農業委員さんだけに限るものでございます。

それから、その後の3つは、農業委員さん、それから最適化推進員さんも一緒なんですけれども、農地の利用の最適化に取り組んでいただくようになっております。これは担い手への農地利用の集積とか集約化ですとか、あとは遊休農地の発生の防止、こういったところを現地に入らせていただいて、今日も午前中は赤馬場地区が農地パトロールと言いまして、今、毎年この時期に8月から9月にかけて行っておりますが、本日も農業委員さんにそういった活動をしていただいております。

それから、これは農業委員さんが直接は関わらないとは思いますが、農業経営の合理化に支援する組織であるということですね。効果的な情報提供をいたし

まして、農業経営の発展に寄与するということで、これは農業委員会として事務局を中心にですけれども、農業新聞ですとか、あとはその他いろんな情報を、今、LINE等もございますので、そういったもので有意義な情報は、あと研修会とかセミナーとか、そういったものを情報提供する、そういった機能もございます。

そして、最後は農業委員会と言いますのは、私は農業委員会の事務局は農林課長が兼務をしております。ほかの大きい町村ですと、単独の組織でありますので、農業委員会は別の組織になってはおりますが、本町では兼務をしております。そういったところで、農業委員会は行政に対して、いろんな農業者の声、そういったものを反映させる、そういった組織でもありますので、そういった活動も農業委員会の活動となっております。農業委員会の主な性格は4つ、今の4つでございますが、その中ですでに始まってはおったんですけれども、実働ということで行きますと、この新しい任期の農業委員さん、最適化推進員さんをお願いをしている部分でありまして、それが再来年の3月までに法律の改正におきまして、地域計画の策定が法定化されました。

以前、人・農地プランというのがありまして、これは任意でつくっていくものでして、本町でも任意の状況でもつくってはあったんですが、今回、それが法定化、法律で定められました。このことによりまして、令和6年3月までに目標地図を作成しなければなりません。この目標地図と言いますのは、農業を担っていただく方が利用する農地を地図に示して、10年後に目指すべき農地の姿を地図として明確化するものとなっております。町が最終的には作るんですけれども、この素案を農業委員さん、最適化推進員さん、それから前回、6月の議会で御承認いただきましたけれども、集落支援員、それから地域おこし協力隊、こういった方々の力をお借りして、作成することとなっております。

まだ、それぞれの地域には入っておりませんで、今その入るまでの下準備を事務局と言いますか、役場庁舎内で集落支援員も週に2日、3日ほど来て、パソコンのデータを今準備をしておったり、あとは今日ですと、現地の農地パトロールも一緒に農業委員さん、最適化推進員さんと一緒に、集落支援員も同行して現地を見ております。

現在、昨年、国のほうの補助を用いまして購入いたしましたタブレット端末、これを有効に活用いたしまして、こちらのほう、庁舎内でデータを入れたものをタブレットを現地に持って行って、そしてタブレットで地図を見ながら、その遊休農地、そういったものの農地パトロールを実際今年から本格的に行っております。

先ほど、下城議員のほうからの御質問の内容からいきますと、そういった今現在、農業委員さん、それから最適化推進員さんには、今まで以上のちょっとお骨折りを

いただくようなことになっておりますけれども、やはり我々事務畑だけでは、その目標地図、地域計画の策定はできませんので、農業委員さん、最適化推進員さんのお力をフルに活用させていただいて、一緒になってこの令和6年3月に向けて、今進んでおるところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） くしくも、町長おっしゃいましたけれども、結局、RMO、そういう組織をつくるということ、今言った農業委員さん、結局は人なんですよ。ならば、誰が中心になってやるのという、あえて私は今、農業委員の方々の仕事の話を聞かせていただきましたけれども、つまり地域計画、あと2年ぐらいで作らにゃいかん。正直言って、農業委員をやった人間に言わせれば、大ごとじゃろなというのが正直なところですよ。

そういう農業委員さんとか、地域の中でまあまあそれは誰に聞いても、あの人が中心でやってるよというような人は、大体どこの地域でもいらっしゃるであろうというふうに思います。例えば、秀房さんがおっしゃった公社についても、誰がするのという話、本当に意欲がある人がたった1人、たった1人から始まって、3人、5人、10人と増えていくわけです。ですから、本当に町の計画を作る上で、ぜひともお願いしたいのは、そういう人の発掘、何とかやっちくれんかなという人の発掘をまず必要ではないかなというふうに思います。

農村RMOと言うても、例えば私が住んだ上中原、中原地域、中原校区、それはこれは簡単にそんなものはできないよというのが本当の本音です。しかし、どんどん人口が減って行って、高齢化して、若者がおらんごんになって、どうしてその地域をまとめていくの。それを5年、10年のスパンで考えたときに、わあこれは将来のほうがもっと大ごとじゃというふうに、私自身は考えます。ですから、お金は正直言って、やろうと思えば後からついてくるものです。しかし、人がおらんならば、最初の1がスタートしない。そういうふうに思います。ですから、正直なところ、まず今言う農業委員さんとか、有意の皆さん方を、もうそれこそ町長、自ら説得して回ったらどうですか。一緒にやろうよと言って、そのくらいの町長自ら意識がないと、正直、農村地域を何とかしようと思っても、そう簡単にはいくものじゃないと。簡単にいくはずじゃない質問を私がやっているんですから、私自身も矛盾しとるかななんて半分思いながら、しかし町長、よろしくお願いします。答弁をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

RMO、こういった組織は本当あれば絶対いいと思いますよね。こういった異業種間の連携の中で考えていくということは必要だと思いますし、そういった自分たちの地域を自らが考え、そしてアクションを起こしていくといったところでは、今後の一つの中山間地域の在り方の一つであるというふうに、私も認識をしております。

そういった中で、今回に関しては、産業公社といった部分のお話もあり、今回の農村RMOといった部分、まあ目的は若干、もしかしたら違うかもしれないです。どちらかといえば、RMOに関しては福祉的な意味合いも要素として入ってきます。例えば、一人暮らしの方の移動の問題だったりとか、買い物の問題だったりとか、そういったところも入ってきますので、ちょっと違う部分もあるのかもしれませんが、もう一つは農業の維持という部分も、この農村RMOは一つの大きな目的としておりますので、そういったところでは今後どういう方向で持っていくのかといったところは、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、ちょっといろいろと先進事例とかありましたら、ぜひ御教授いただいて、私どももいろいろと勉強させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、こういった組織体をつくるときに、一番気になってくるのが人と金なんですよね。うちのDMOを立ち上げるときも人と金、どうしようかといったところが一番大きな課題でもございました。そういった中では、そのキーマンとなり得るような人材が来たこと、また財源となり得るようなものがあったからこそ、今どうにか動いているというふうなところもございますので、そこをどうまわしていくのかといったところが、本当大きな課題でもございます。どういうふうな手法でこれから取り組んでいくのかといったところも考えていかねばなりませんけれども、ぜひそういった、まずは人の部分に関して、この組織体は何を目的として立ち上げるのかとか、そういったところが多分一番、だったらこの人が適任じゃないかといったような考え方にもなるのではないかというふうに思いますし、まずはぜひ私も参加させていただきたいと思いますけれども、そういった農村RMOがうまく機能している、何を財源に、どういう人が来て、地元出身なのか、町外の方なのか、農業に精通している方なのか、そのへんはいろいろあろうかというふうに思いますので、そういったところをぜひ参考にさせていただきながら、私も今後の方向性といったところを考えてまいりたいというふうに思いますので、ぜひいろいろと何か情報がありましたら、御教授いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。最後でございますけど。

○1番（下城孔志郎君） ごめんなさい。もう一つ聞かにやいかんだった。このRMO、中山間地域の金が出るということだったと思いますが、実際どうなのか、課長は御

存じですか。これで質問を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。最後になります。

○農林課長（河本孝博君） 財源の問題でございます。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。私のほうでも調べましたところ、この農村RMO、農村型地域運営組織の形成の推進というのは、国の農山漁村振興交付金というメニューの一つとなっておりました。デジタル技術による地域資源を活用した農山漁村の課題解決というのがテーマになっておりまして、その中の一つにただいま申し上げました農山漁村振興交付金というものがございました。こちらが令和5年度の当初予算で91億円、予算措置をされております。ただ、ちょっと手元の資料では、そのうち、議員の御質問にありました農村RMOが幾ら措置されているのかというのは、ちょっと明確には、すみません、私のほうでは調べることはできませんでした。何遍も申し上げますが、上位の農山漁村振興交付金、この91億円の内数であると思われます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本日は、これにて延会といたします。

なお、明日10時から、また引き続き一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

—————○—————

延会 午後3時57分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6 番

会議録署名議員 7 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 13 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第3回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月13日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第62号 町道路線の廃止について
- 日程第4 議案第63号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第64号 令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第6 議案第65号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第7 議案第66号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第8 議案第67号 令和4年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第9 議案第68号 令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第10 議案第69号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第11 議案第70号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第12 議案第71号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第13 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第14 代表監査報告
- 日程第15 議案第72号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）
- 日程第16 議案第73号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第17 議案第74号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第18 議案第75号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第19 議案第76号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第20 議案第77号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第21 議案第78号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第22 議案第79号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第

3号)

- 日程第23 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第25 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書
日程第26 陳情第5号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情
日程第27 議員派遣報告について
日程第28 議員派遣の件について
日程第29 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は９名です。定足数に達していますので、これより令和５年第３回南小国町議会定例会の第２回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、穴井則之議員、１番、下城孔志郎議員を指名します。両方、お願いをいたします。

—————○—————

日程第２ 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第２、前日に引き続き、一般質問を行います。

５番、井野和哉議員。

○５番（井野和哉君） まず、今年度、町教育委員会の主催によるスマートフォンの講習会を開催していただきまして、ありがとうございます。町民の方も今、非常にスマートフォンのトラブルが全国的に取り上げられている中で、少しでも多くの方がこの講習会に参加をされて、安全で安心かつ便利な道具として、今後活用されていくことを期待しております。

それでは、通告に基づきまして、１点質問をさせていただきます。

再生可能エネルギー開発における町の対応についてであります。地球温暖化対策として、化石燃料から再生可能なエネルギーへの転換が図られるようになり、太陽光発電や風力発電などの自然にやさしいエネルギー確保への取組が進んできております。

近隣の自治体でも、風力発電や地熱発電、メガソーラー発電などの施設が整備され、注目を集めておりますが、一方でいろいろな懸念材料も取りざたされております。

阿蘇地域では、現在、世界文化遺産登録に向けての取組がなされておりますが、このような大規模開発が足かせになる可能性もあります。町としては、今後、条例の制定など、開発に一定のルールを設ける必要があるかと思いますが、どう対応されていくのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ５番議員の御質問にお答えをいたします。

政府は、2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を、全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、都道府県、市町村においても、カーボンニュートラル達成のために脱炭素の取組を進める必要があります。

そこで、温室効果ガスの排出量を抑える手段として、太陽光や風力発電など再生可能エネルギーの導入に注目が集まり、各地で設置が進められている一方で、大規模太陽光発電、いわゆるメガソーラーの設置では、森林や草地を伐採・開墾し、日当たりのよい丘陵地などに設置するため、大雨の際の土砂流出による災害や水質汚濁など、環境への影響が問題となっております。

また、阿蘇地域においても、大規模太陽光発電や風力発電の設置が進んでいる地域があり、環境への影響だけでなく、景観阻害要因となり、世界文化遺産登録への影響も懸念されているのは、議員がおっしゃられているとおりに思います。

そこで、阿蘇地域全体で、太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドラインを策定し、設置計画の見直しや景観配慮、法令遵守等について、設置事業者に依頼することで、一定の抑止効果を狙っています。

また、県内の市町村において、太陽光発電設備の適正な設置や維持管理等に関する条例が制定され、設置事業者や関係するそれぞれの立場での責務や届出義務、努力義務等が規定されているようです。

しかし、法令による規制、罰則がないため、個人の自由、権利が優先され、条例などでは、規制や事業中止命令などの措置、罰則等を規定することができず、抑止力としての効果があるのかなど、いまだ不透明な部分があります。

町としましては、一般住宅や施設等の屋根に設置する太陽光発電設備は補助事業により推進していきますが、環境への影響や景観を阻害する大規模太陽光発電設備などは、設置を遠慮いただく取組を進めてまいりたいと考えており、条例を制定した市町村の情報収集に努め、抑止力としての効果があるかなど検証を図り、本町でも必要性が高いと判断すれば、条例の制定も検討してまいります。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

町長がおっしゃったように、やはりいろんな懸念材料が各地で出てきているということで、先日、ニュースを見ておりましたら、2021年度だけでも400件を超える土砂流出であるとか、土地のそういう浸食とか、そういった影響が出ているというようなニュースが流れておりました。メガソーラー、メガソーラーといいますが、メガソーラーの定義は何かということでもちょっと調べてみましたら、発電能力が1,000キロワット以上、これは一般家庭の屋根に載っているソーラ

ーシステムが大体10キロワット未満ということですから、大体100件分の発電能力ですね。それ以上の発電整備をされているところがメガソーラーと呼ぶそうですが、1,000キロワットのソーラーシステムを設置するためには2ヘクタールの土地が必要だそうです。これはもう一般的なサッカーコート2面分ということで、1年間運用で100万キロワットを発電して、大体300世帯分ぐらいを賄うだけの電力の発電はあるということで、これは本当に太陽光というのは無限に降り注いでおりますので、有効な自然にやさしいシステムかと思えますけれども、ただこれが建築基準法の適用外ということで、建築物・工作物ではないと。したがって、用途地域の制限がないということで、非常にどこでも設置が可能というような状況になっているようです。

3月の上旬の西日本新聞の1面に、ちょっと地元の方はなかなか目にする機会はなかったと思うんですが、「阿蘇にメガソーラー次々 狙われる草原 放牧廃れ、景観では1円にもならん」という見出しで大々的にその阿蘇地域のメガソーラーの開発についての記事が取り上げられたそうです。この中の5つの大きなメガソーラーの開発地点があったんですけども、大体の地点を見ると、山都町、高森町、そしてお隣、大分の由布市、そして小国町、もう1点が国立公園内で、これが産山なのか南小国なのか、ちょっと大きな地図だったのではっきり分からなかったんですが、1点だけ、その阿蘇くじゅう国立公園内の一角に、その開発の場所が記されておったと。ちょっとこれはどこまで、どこというのは私は特定できなかったんですけども、いずれにしても、やはりこの阿蘇地域の中にそれだけの大きなメガソーラーの開発の地点が記されておりました。

先日、ちょっと用事があって、大分のほうに出かけたんですが、高崎山の南斜面であるとか、湯布院の山附の南向きのほうであるとか、非常に森林を伐採して、大きな開発が、それが多分メガソーラーの発電システムか何かは分からないんですが、非常に山肌を切り開いた場所が見受けられるようになってきております。

町長がおっしゃったように、阿蘇も2022年に、県知事、そして阿蘇郡市内7市町村の首長さんの連名で、太陽光発電に対するガイドラインということで記されております。これは非常に地域でこういう大規模開発について取り組んでいくという姿勢の現れかと思えますけれども、南小国町共有ビジョンの中にも、6つの大きな柱があって、一番最初の柱に築いてきた里山の景観、伝統文化、生業を次世代に引き継いでいく里という項目がうたってありますが、1本の柱の中には再生可能エネルギーを地域資源から生み出し、有効活用し、未来につながる豊かな暮らしを実現する里ということで、非常に開発と保全と相反するような状況の中にあるかと思えます。

その中で、町長は、必要であればそういう太陽光発電等に関する条例の制定もということで、景観を維持する方向で進めていく考えだというふうに、私は受け取らせていただきました。おっしゃるように、太陽熱の温水器であるとか、家庭用の屋根に載せるソーラー発電であるとか、そういった部分はそんなに大きな影響を与えるものではないかと思います。その太陽光発電大型開発の土地として狙われているというのは、やはり南向きの傾斜地で、言うように草原であるとか、山林であるとか、特にその阿蘇が狙われるというのは、やはり広大な草原があつて、日当てがいいと。そして、その開発に対して木材の伐採等の大きなそういう工事が要らずに、ある程度、大規模な面積が確保できるということで、この中に取り上げられていたのが、山都町の３つの牧野組合、こちらが一応そのメガソーラーの開発のために土地の売買を行った、この面積が１１９ヘクタール、パネルが２０万枚敷き詰められておりまして、昨年の９月からもう稼働しているそうです。

一番の懸念は、やはり調整池等が設けてありますけれども、こういう中山間地域であれば、雨は一旦そこに蓄えられるかも知れませんが、一定量を超えた場合、昨日の一般質問にもありましたけれども、５０年、１００年に一度とか、経験したことがないような大雨というような状況が、もうここ例年続いております。

その中で、やはり斜面の崩壊であるとか、一定数の雨量を超えて、調整池を越水して一気に下流のほうに流れて被害を及ぼすとか、そういう大きな災害の要因にもなり得ると思います。

その中で、やはり町長がおっしゃったように、町がある程度、アピールするとか、南小国町はこういったことに関しては、できるだけ自然の景観を守っていく方向で、大規模な開発は御遠慮願いたいというようなアピールを、全国に向けてやっていくべきではないかと思いますけれども、町として景観を維持していくのであれば、例えばそういった内外に、南小国町はこういう自然にやさしい、景観を重要視したまちづくりを行っていきますとか、そういったようなアピールをするようなお考えがあるのか、その点をお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まず、一番最初にメガソーラーが立地している部分で、南小国町か産山のあたりでというようなお話だったかと思うんですけども、こちらに関しては大分県のほうに入っているところ、九重の登山口、牧の戸峠に登っていくところに、幾つかのホテルだったりとか、ケーキ屋さんだったりとかあるかと思いますが、そのちょっと下のほうになるんですよ。そこの大分県側のほうに入ったところに設置をさせていただきます。

正直、私も隣接する自治体の人間としては、そういった話は一切ない中での、あそこを開発だったものですから、非常にそういった景観を阻害する要因になるんじゃないかというようなところで、お話もさせていただきました。あのときは県の職員と話したのかな、ちょっとすみません、そのあたりは分からないんですけども、そういったところはこっちは何も話も聞いてないし、例えば地元の事業者の方、関係者、地元の住民の方とか、そういったところにも話はされたんでしょうかみたいな感じの問いかけはさせていただいて、その後に地元の方々には何か説明があったというか、了解は取ったというようなお話はありましたけれども、結構、有名なホテルとかも、そのすぐ上には建っておりますので、そういったところからの何か御意見とかなかったんですかという話はしたんですが、あれが多分、森林を切り開いて、そこに見えないように多分ソーラーパネルを敷くような方法でやっていらっしゃいますので、その事業者、大分県側に立地する事業者のほうからは、特段なかったような感じの話は聞いております。

やはり熊本県と、やっぱり大分県では、県が違うことで大分（だいぶん）開発の許可の下り方が違うというようなお話も伺っておりますので、そういったところでああいった中でも、すぐに設置できたのかなというふうに感じておりますので、まずそこが1点でございます。

あと、共有ビジョンの中にございますけれども、やはり次世代にいかにかのふるさとの景観だったりとか、伝統だったりとか、そういったところをつないでいくのかといったところは、今を生きる私たちの大きな担いであるというふうに感じております。と同時に、再生可能エネルギーの利活用というものも必要であるというふうに認識をしております。それはもうあくまで再生可能エネルギーにおいても、先ほどから話に出ているような、家屋に設置するような太陽光パネルだったりとか、あとは木質エネルギーというものが、本町には一番則しているんじゃないかなというふうに思います。小水力もいくつかやってみましたけれども、なかなかごみが詰まったりとか、落差がなかったりとかで、厳しい部分がございますので、そういったバイオマスエネルギーを利活用するような薪ストーブとかペレットストーブとかは、現在、補助は出させていただいておりますが、そういったところでの資源を活用して化石燃料を使わないとか、そういった化石燃料を使うことによって、どうしても地域の外にお金が漏れてしまう部分もありますので、そういったところで地域の中にいかに経済循環を高めていくかといったところをやるということで、共有ビジョンは作り上げているというふうに考えております。

あと、条例に関しては、先ほど申し上げたように、そういったところの効果がどれだけあるのか、どうしても罰則だったりとか、そういったところの規定ができな

いものですから、どれだけ抑止力があるのかといったところは、正直、不透明な部分がございますけれども、ほかの自治体の先進的な取組、例えば美しい村連合でも、そういった話は正直出ているところがありますので、いろいろと情報も共有しながら、そういったところの乱開発を、要は乱開発を防ぐということを目的に情報共有をさせていただいて、有効なこういった条例はどうだろうかとか、そういったものがあれば、そのような条例も制定していきたいというふうには考えているところでございます。もちろん、アピールといったところも必要だというふうに思っておりますので、そういったアピールをどういう方法でやっていくのかといったところは、ちょっと今後また関係課とも踏まえながら、協議をしたいというふうに思います。

一方で、条例を例えばうちが制定するとしたら、近隣の町村のほうにすべてしわ寄せがいつてしまうといったようなお話も、正直いただいた経緯がございますので、そういったところも近隣の町村とは、ある程度、こういうことを制定したいと思いますという、事前の共有といったところも必要なかなというふうに、一方で感じているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5 番、井野和哉議員。

○5 番（井野和哉君） ありがとうございます。

先月末でしたか、福島市の市長さんが、マスコミを通じて、ノーモアメガソーラー宣言をされました。福島市内も 26 か所、メガソーラーの設備があるそうで、その市内から見える有名な山の山肌も開発のために伐採をされているということで、これ以上は太陽光発電はいりませんと、御遠慮願いたいというような発言をされておりました。

山梨県の北斗市は、町民が立ち上がって、あの辺りは非常に東京から移り住む方々が多くて、割合平地が多いんですけれども、やはりその光の害であるとか、やはり景観を損なうということで、市民のほうがいいろいろと動いて、市のほうが令和元年度に太陽光発電に対する条例を制定されたというような話も聞きました。

私は、やはりこの景観はもう、一度崩れたら戻らないものだと思いますので、やはりこれは維持をしていくのは我々の責任ではないかと思います。その中で、以前も話しましたがけれども、大観峰を越えて小国のほうに入ってきたら、風力発電の支柱が見えますし、また下ってくればメガソーラーの発電設備の一部がやはり目に入ってくるような、やはり以前とはかなり景観も変わってきているなというのは実感しております。

その中で、先ほど言いましたけれども、やはり阿蘇地域としては世界文化遺産の登録に向かって、非常に今、積極的にアピールをしていっておりますので、その中

でもやはり7市町村の中でも、南小国はそういった部分では先頭に立って景観を維持していきますよというようなことをアピールされてもいいのかなと思います。

先だっのニュースの中で、環境省が2024年度までに阿蘇くじゅう国立公園の特別区の拡大ということで、新聞に載っておりましたけれども、南小国町もやはり面積の拡大ということで、国道212号線沿い、またやまなみハイウェイ沿いですか、その辺りの特別区の拡大で環境省のほうが動いてくれているということで、これは非常に喜ばしいことかと思えます。届出を出しても、すぐには許可を出さないと、国のほうも強力なそういう発信をしておりますので、やはりこの自然環境を守っていく中で、町長がおっしゃったように、その木質バイオマスであるとか、小水力発電であるとか、やはり景観を維持しながらも、脱炭素に向かって進んでいけるような、そういうシステムも十分可能性があると思いますので、町としてどういう方向性で進めていくのかというの、町民にアピールしていただくのも必要かと思えます。積極的にそういう木質バイオマスの発電であるとか、あとは小水力発電もなかなか結果が出ませんが、やはり豊かな水の流れもありますので、そういった部分を生かしながら、南小国町にふさわしい、そういう自然にやさしいまちづくりというのを進めていただけたらと思います。

その中で、住みよい環境の里づくり条例というのが平成12年に町のほうで制定されておまして、これが平成26年に改定をされております。その頃はまだそういう自然にやさしい、こういった発電とか、そういう開発についてというのは、まだ全然取り組む前でしたので、まあとりあえずはこのあたりの条例あたりをもう一度洗い直して、必要であれば、この住みよい環境の里づくり条例あたりの見直しも必要なのかなと。どんなにその条例とかアピールをしても、強制力はありませんけれども、やはりそういう自然環境に対して、南小国町は取り組んでいますよというのをPRするだけでも、やはり周りの感じ方というところは変わってくるのかと思いますので、今ある景観条例であるとか、こういう住みよい環境の里づくり条例であるとか、そういった部分の条例を一度見直していただいて、必要であれば改正して、今の時代に合った形に作っていくというようなことが必要かと思えますし、非常に私もいろいろ調べていく上で、限界があるというのは分かっておりますけれども、ただそのぎりぎりまで南小国町としては、この景観を維持していくために取り組んでいきますというようなことを、周りもありますけれども、南小国町としての考えをやはりアピールしていったほうがいいのではないかと思います。

その中で、やはり昨日の一般質問にもありましたけれども、荒廃した休耕地あたり、そのあたりのやはり3月の記事を見て一番衝撃的だったのは、景観では1円にもならんと、その牧野の組合員の話ですね。やはり確かに後継者もないようなと

ころは、休耕田とか、手入れをしない山林あたりは、そのままにしておくよりも、やはりそういう話があれば手放したほうがいいのかもかもしれませんけれども、そのあたりの休耕田であるとか山林あたりの整備とか維持、そういったところにもやはり目を向けていただいて、少しでも今の南小国町の土地景観を維持できるように、当初、町長がどういう考えなのか分からずに、この質問に立ちましたけれども、同じように、この町の景観を維持していきたいという最初の回答をいただきましたので、今後、同じ方向に向かって協力できる部分があれば一緒にやはり取り組んでいきたいと思いますので、今後、この問題に対して、町としてやはりどんどんアピールをしていっていただきたいと思います。特別、質問はありませんが、お願いをして質問を終わります。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

ちょっとそういったアピールの部分に関しては、また関係課とも協議しながら、どういったことができるのかといったところも考えたいというふうに思いますし、おっしゃるとおり、対外的なアピールだけではなくて、町内におけるアピール、そういったところも必要だなというふうに、改めて感じたところでございます。

また、現在ある条例のほうも、もう一度、私のほうと、また関係課のほうとでも見直ししながら、やっぱり一つ怖いのは乱開発というのが一番、これはメガソーラーだけではなくて、怖い部分がございます。例えば水資源といった部分も、やはり守っていかねばならない大きな一つの資源でもございますので、そういった部分というものも必要なのではないかなというふうに考えておりますので、そういったところが包含できるようなものができるのか、ちょっともう一回見直したいというふうに思います。また、こういった条例も、やっぱりできれば7市町村で足並みをそろえてやれるというものが一番理想ではあるなというふうには思っているんですけれども、そういったところもほかの首長さんともまた話をしながら、このガイドライン、今一緒にやっているガイドラインからもう一步、例えば踏み込むとか、そういったことができないかといったような提案のほうも、今後させていただければというふうに思っておりますので、また何かありましたら、ぜひいろいろと御意見をいただきながら、今後の方向性というものをまた考えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上則臣君） これにて、井野和哉議員の一般質問を終了します。

引き続き、8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 8番、穴井です。

質問の前に、まず最後ですので、トリを務めさせていただきますが、何分にも提

出が遅かったというだけのことであって、でもトリだから言えることが、一言あります。私も4期目に入りまして、これまで一般質問が翌日まで続いたというのが1回あったかなどうかなというぐらいで、定数も1人減った状態の中で、翌日まで2日に延びたということは、非常にこの議員さんが頑張っている証拠ではないかなと思っております。非常にうれしく思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。フードバンクの充実をということで、昨年あたりから様々な品物の物価高騰が収まらない状況にあります。食品だったり、諸材料、燃料、飼料・肥料、本当に農業資材など上がる一方で、そういう状況にあり、家計を圧迫するようになってきています。

そのような中、社会福祉協議会においては、私この質問は2度目なんですけど、いつから始まったか分かりませんが、企業、店舗、個人などから、提供していただいた食品を、生活困窮者やいろいろな方々へ配布を行っているそうです。町内にどれだけの食事に困っている方がいるかというのは、私自身、分かっておりませんが、町として、このようなフードバンクの充実を図ることにより、多くの方々への食品の提供ができるのではないかと、また食品ロス削減であったり、SDGsの取組からも有効な手段といえるのではないのでしょうか。フードバンクの充実をもっと図っていただきたいと思っておりますが、町長に伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8番議員の御質問にお答えをいたします。

フードバンクは、安全に食べられるけれども、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。

また、フードバンクは食品ロス問題と貧困問題という2つの問題を背景に活動しており、これらの社会課題に対する取組は、貧困をなくそう、飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉をなど、SDGs（持続可能な開発目標）の掲げる複数の目標と直結しています。

現在、物価高騰については先行きが見えず、全国的に家計圧迫の負担が生活困窮をも引き起こしている現状です。その中で、南小国町社会福祉協議会は、生活困窮者自立支援事業を行い、県の社会福祉協議会とも連携しながら、必要に応じて生活困窮者への食品配布を行っています。今後、取組を広げていくために必要なことは、ネットワークの構築とコーディネート、食品管理の部分ではないかと思えます。

フードバンクに関連するSDGsの目標として、つくる責任、つかう責任、パートナーシップで目標を達成しようもあります。この2つの目標の意味を考えると、官民協働推進も含め、課題を明確にしてから、今後のフードバンクの充実について

考えるべきと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ありがとうございます。

フードバンクについては、そういう規格品だったり、印字ミス、流通に乗せられないものを、それからまた農家の規格外品、余った食品とかを、そういう施設だったり、食事に困っている方々へ提供するというのがフードバンクの取組です。現状として、こういう団体が全国に2001年から、これは農水省調べですけど、2001年から1団体できて、2010年に17団体、2020年に136団体で、本年度の調べでは、本年度まだ途中ではございますが、233団体。コロナ禍や物価高騰などで、食糧支援を必要とする生活困窮者の方が増えている現実があります。そんな実情を踏まえ、ここ5年間で団体数が2倍以上に急増しているそうです。まだまだそんなに多い団体数ではないようにも思います。

また、別に国立社会保障・人口問題研究所というところがあるそうですが、2022年の調査で、ひとり親世帯の20.8%が過去1年間に必要な食料を買えない経験をした。これは5年に一度、生活と支え合いに関する調査ということで行っているそうです。約1万6,000世帯ほどに調査を送り、昨年、2022年の4月の状況を尋ねたそうです。こういう状況が現実としてあるそうです。

では、私がなぜフードバンクの質問をするかと申しますと、いつも毎年のことですが、夏になると非常に思うんです。我が家も家庭菜園に多くの野菜を作付けしております。隣の穴井議員も非常に多種多様な野菜を植え付けて、たくさん収穫されておるところです。キュウリ、ナス、ゴーヤ、オクラ、インゲン豆、トマト、ミニトマト、その他いろいろな種類を、これは私ではなくて、うちの家内が植えているわけですけど、家庭で使う分を使い、余りますので子供たちにも送っています。それでも余るんですけど、それはカアサであったり、JAの朝どり市であったり、そういうところでの販売、また知人へのおすそ分けとか、そういう形で処分というか、お配りしたりしているわけですが、なかなかそれでも余ってしまったり、形がちょっと不ぞろいであったりとか、そういうのはしばらく家に置いて使っているわけですけど、どうしてももうしわがれてしまって、結局、廃棄処分になる。もう廃棄の前に何とかならないかなと、いつも思っているところでした。そしてまた、秋になると、10月には稲刈りが始まります。新米の時期になり、私も稲刈りをするものですから、我が家の米が、新しい米ができたなら食べたいなといつも思っております。しかし、いつも在庫があり、まだまだおいしいお米ですが、在庫の処分、米を親戚や知人に食べるのを手伝ってということで、無償であげています。米を作っている

農家は、ほとんどがこういう方が多いのではないかなと思っております。中には、やっぱりもったいない精神で、在庫を処分してしまうまで、前の米をずっと食べているという方も、たまにはお聞きするときもあります。こんなとき、本当にフードバンクの必要性を感じていました。

しかし、今、社会福祉協議会に保存してあるのは、先日見せていただいたのは、お米が1袋30キロですね。これは低温倉庫に保存してあります。それから、乾麺、乾物、ラーメンとかそういうものは非常食にもなるようなものでした。それから、企業から、セブンイレブンあたりから、どういう経緯で入ってくるのか分かりませんが、洗剤であったり、いろいろな日用雑貨、そういうものがありました。そういう今置いてあるものは、非常に保存が利くものであって、乾物と言いますか、そういうことになりますが、私が思うのは野菜のフードバンクができればなと。野菜は生ものですから、非常に長く保存するということはできません。

そこで、提案なんですけど、生ものについては1週間に1回とか呼びかけをして、食のボランティア精神をもっている方などをお願いをして、そういう余った野菜を集めて、そして集荷をし、食事に困っている方や、そういう方だけでなく、一般の方々にも配布ができたらと思っています。配布の内容については、今、役場でLINEをいつも出しているんですけど、今週の配布物はこういうのがありますよと内容をお知らせしたり、画像を送ったりして、欲しい人に提供できたらと思っています。

そういうフードバンクができればいいなと思っておりますが、ここで町民課長、こういう取組ができないものでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） フードバンクの御提案、ありがとうございます。

私のほうでも、フードバンクについて少し調べてみましたところ、九州農政局のホームページに、九州地域のフードバンク活動団体一覧が掲載されておりました。そのほとんどが福祉関係やNPO法人になっているようです。

町長の答弁の中にもございましたが、まず必要なことは需要と供給のバランスかなと考えております。また同時に、お野菜のコーディネーターをするコーディネーターの存在と、食品ですので管理の部分の方法も重要になってくるのかなと考えます。地域生活の中でのフードバンクを考えると、どのような課題があるのか、まずはその整理のほうから始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） こういうのができれば、食品ロスも本当に少なくなるし、作っ

て収穫した人たちも、誰か使ってもらえる人がいたら、多分うれしいんじゃないかなと思っています。

次に、フードバンクといえ、子ども食堂ということにもつながるのではないかなと思います。いろんなところでフードバンクから集まった食材で、子ども食堂を開いているという資料がたくさんありました。

先ほど申し上げましたフードバンクの団体が233ありました。今、全国に子ども食堂の展開しているところが今急激に増えて、7,000か所と言いますか、団体と言いますか、あるそうです。フードバンクは233、でも子ども食堂は7,000近く全国であるそうです。そういうところでフードバンクの食材を提供して、子ども食堂を開いているという資料を見て、ちょっと無理があるのかなとは思いましたが、最近はいろんな取組があるそうです。フードバンクでいただいた食材を利用して、子ども食堂を開き、子供たちにいろんな体験や交流などを通して、食育を提供できると。そういうことで、フードバンクと子ども食堂がつながっているということらしいです。

しかしながら、問題もたくさんあって、資金面だったり、場所だったり、スタッフだったり、いろんな取組を行っていく上において、課題もあるのはありますが、やっぱり子供たちのためということで、子ども食堂を一生懸命開いて頑張っているということらしいです。

1例、2例ありますけど、東京のJA、これはJAマインズというところだそうですけど、体験型農園の運営を行っていて、市民農園ですか、利用者が収穫した野菜を子ども食堂やフードバンクへの提供する活動を始めたそうです。都市農業の保全や担い手育成に始めた農園が、子供たちや学生、ひとり親家庭などの支援の活動に輪を広げて、地域活性化に貢献しているそうです。

また、違う例として、これは高校生なんですけど、福岡県立の糸島農業高校、また山形県立置賜農業高校、多少内容は違うんですけど、体験のための子ども農園を生徒主導で整備しているそうです。そこは食への理解を深められる農業体験として、収穫した野菜で子ども食堂を展開しているそうです。先ほど申しました7,000近くの子ども食堂にも様々な地域の特性を生かした取組をしているようにも思います。

そこで、昨日の下城議員の中にもありましたが、もし子ども食堂をしたら、じゃあ誰がするのか、誰が先導していくのか、やっぱり人が大事という下城議員のお話がありましたが、こういう活動を行う上ではとても大事な、そういうところがとても大事なところだと思います。ほとんどの子ども食堂が、現在のところ、民間主導で行われているわけです。できたら、フードバンクがそういうところまで展開

をしていったらいいなと思うんですけど、町長に伺いたいんですけど、行政主導でそういう子ども食堂とか、そういうことができないものでしょうか。ちょっと飛躍しすぎたかもしれませんが、フードバンクがそこまで展開していったら、すごくいいことじゃないかなと思うんですけど、民間にとっても手を挙げる人はなかなか難しいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

本当、余った野菜だったりとか、そういった出荷できない野菜とか、そういったところを持ち寄って、それをフードロスにしないというような取組だったり、またその余った野菜を有効に活用するために、子ども食堂的な部分で提供するといった部分と、あったら絶対いいなというふうに、私も感じております。

そういったところで、実施主体、そののやっぱりどうしても人の問題というのが最終的には出てくるのはございます。行政主導というやり方で、役場職員がするというのは多分非常に難しいということはいえるかというふうに思いますけれども、そこはやっぱりどうしても、やはり委託なり、何かしら外にアウトソースするということ、やっぱり必要になってくるんだろうなというふうに思っております。

そういったところの課題が、ちょっとすみません、私のほうも子ども食堂、こういった種類の子どもの食堂があるのかとか、運営主体がどこがやっているのかといったところの部分の情報が、すみません、持ち合わせておりませんので、申し訳ないんですけども、やはりそういうふうな形で委託に出すとか、そういう形になるのではないかなというふうに、現段階、お話を聞いている中では感じたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。最後になります。よろしくお願いします。

○8番（穴井則之君） ありがとうございます。

そこまで展開していくかどうかは、また今後の考えと思いますが、町長もできたらということで話をお聞きしましたので安心しましたが、フードバンクの取組は食事に困っている方々の支援だけでなく、子ども食堂や、先ほど申し上げた食品ロスの削減、また食料安全保障、そしてSDGsなど、いろいろな取組に通ずるものが、町民課長もおっしゃいましたが、あると思います。この南小国町でフードバンクを通して食のボランティアの方々などがますます活性化していくことを祈念しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（井上則臣君） これにて、すべての一般質問を終了いたします。

休憩に入りたいと思います。11時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 3 議案第 62 号 町道路線の廃止について

○議長（井上則臣君） 日程第 3、議案第 62 号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 62 号、町道路線の廃止については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第 62 号、町道路線の廃止について。

町道の路線を次のように廃止する。

令和 5 年 9 月 12 日提出、南小国町長、高橋周二。

路線番号 131 号、路線名、手形野線、起点、大字赤馬場字赤馬場 157 番 1 地先、終点、大字満願寺字陣内 8562 番 4 地先。

提案理由。道路法第 10 条第 3 項の規定により、準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに、参考資料として路線の位置図、2 枚目に現道の手形野隧道、旧トンネルの両入り口の写真を添付しております。

本議案につきましては、次の 63 号のほうで一部をまた認定するものではございますが、今回の目的としまして、旧手形野線の中にあります隧道、新しいバイパスの部分の上にあります隧道のトンネルになるんですけれども、そのトンネルが昭和 43 年に建築されまして、現在で 55 年ほど経過をしております。延長にしまして、約 75 メートルになります。

今回の廃止に至った主な要因としまして、新道のバイパスができていることから、利用者が極端に少ないというもの、それと先日の議会の一般質問の中にもありましたけれども、道路橋梁の点検と同様にトンネルの法定検査というものも含まれております。その費用が、点検に要する費用のみで約 300 万円ほどかかってきます。また、旧トンネルの安全性、また不法投棄の温床につながるという観点から、一度全路線を廃止しまして、次の議案におきまして必要な部分を新たに認定をさせてい

ただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようであれば、議案第62号につきましては、先ほどの議会運営委員会におきまして、経済建設常任委員会に付託と決定しております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議案第62号、町道路線の廃止については、経済建設常任委員会に付託し審議します。会期中に報告を求めることにしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

—————○—————

日程第4 議案第63号 町道路線の認定について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第63号、町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第63号、町道路線の認定については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第63号、町道路線の認定について。

町道の路線を次のように認定する。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

路線番号131号、路線名、手形野線、起点、大字赤馬場字赤馬場、終点、大字満願寺字大藪。

路線番号183号、路線名、旧手形野線1号、起点、大字赤馬場字赤馬場、終点、大字満願寺字手形野。

路線番号184号、路線名、旧手形野線2号、起点、大字満願寺字横井ノ本、終点、大字満願寺字横井ノ本。

続いて、路線番号185号、路線名、旧手形野線3号、起点、大字満願寺字中村、終点も同様となります。

路線番号186号、路線名、旧手形野線4号、起点、大字満願寺字中村から大字満願寺字陣内。

路線番号187号、路線名、旧手形野線5号、起点、大字満願寺字花山から大字満願寺字鬼洩。

提案理由。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページに、認定路線、それと写真を、それぞれの支線ごとに添付しております。その上で申し訳ございません。認定路線と書かれているものの地図が添付されておりますけれども、一番右下にございます187号、旧手形野線5号、延長が210.2メートルと記載されておりますけれども、すみません、誤りです。463.8に修正をお願いいたします。

今回につきましては、先ほどと同様になりますが、認定の仕方としまして、バイパス部分を主に手形野線として設定し、それに連絡する道路をそれぞれ支線として認定を新たに行うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 先ほどの第62号のところの廃止のところで聞くべきでしたけれども、トンネルの今後ですけど、不法投棄とか、そういうことを抑止するという事で廃止はされますけど、実際、出入口のところにはどういう形、バリケードなり、鉄条網なり、埋め込むなり、何かそういうことがされるのか教えてもらえますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 恐らくまだ午後の経済建設常任委員会のほうでも同様の話になるかというふうに思った上で、現在は三角コーン、バー、それと全面通行止めの看板というもので通行止めを行っております。しかしながら、やはりそれを開けて通行される方も実際いるようです。そのために、今回のこの議決の通過後、告示を行います。それが1週間から2週間かかりますけれども、その後に転落防止柵といわれるもので、よく一般的な赤白のこういったものですね。高さが60センチメートルぐらいで、横幅が1メートル50から2メートルとか、いろいろあるようなものです。それを一部は設置しながら、旧トンネルの中に水道管が通っております。ですので、そういった管理の部分もあるものですから、鍵が付けられた状態で出入りができる、それはあくまでも管理者の立入り部分になるんですけれども、そういった形で対応したいというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、議案第63号につきましては、先ほどの議会運営委員会におきまして、経済建設常任委員会に付託と決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議案第63号、町道路線の認定については、経済建設常任委員会に付託し審議していただきたいと思います。会期中に報告を求めることにしたいと思いますので、委員長、よろしくお願いいたします。

—————○—————

○議長（井上則臣君） これにて延会といたします。

この後、全員協議会を開きたいと思いますので、今度は控室のほうでよろしくお願いいたします。

お疲れさまでございました。

—————○—————

延会 午前11時15分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 14 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第3回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月14日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第64号 令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第3 議案第65号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第4 議案第66号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第5 議案第67号 令和4年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第6 議案第68号 令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第7 議案第69号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第8 議案第70号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第9 議案第71号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第10 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第11 代表監査報告
- 日程第12 議案第72号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）
- 日程第13 議案第73号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第14 議案第74号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第15 議案第75号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第16 議案第76号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第17 議案第77号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第18 議案第78号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第19 議案第79号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）
- 日程第20 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第22 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書
- 日程第23 陳情第5号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情
- 日程第24 議員派遣報告について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、これより令和 5 年第 3 回南小国町議会定例会の第 3 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、北里桂一議員、3 番、佐藤毅議員を指名します。お二方、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第 2 議案第 64 号 令和 4 年度南小国町一般会計歳入歳出決算書

日程第 3 議案第 65 号 令和 4 年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

日程第 4 議案第 66 号 令和 4 年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

日程第 5 議案第 67 号 令和 4 年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書

日程第 6 議案第 68 号 令和 4 年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 7 議案第 69 号 令和 4 年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 8 議案第 70 号 令和 4 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 9 議案第 71 号 令和 4 年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 10 報告第 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 64 号を議題といたしますが、先日の議会運営委員会において議案第 64 号から報告第 2 号までの 9 件を一括審議とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認め、議案第 64 号、令和 4 年度南小国町一般会計歳入歳出決算書、議案第 65 号、令和 4 年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、議案第 66 号、令和 4 年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、議案第 67 号、令和 4 年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書、議案第 68 号、令和 4 年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第 69 号、令和 4 年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第 70 号、令和 4 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第 71 号、令和 4 年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、報告第 2 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、それぞれを採決いたします。

算書、議案第68号、令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第69号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第70号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第71号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、一括議題といたします。

本日は、代表監査委員においでいただいておりますので、出席をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、代表監査委員、石橋正寿氏は出席をお願いいたします。

〔石橋正寿氏 入場〕

○議長（井上則臣君） 代表監査委員に入場いただきましたので、本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第64号、令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書については総務課長より、議案第65号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、議案第66号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書については町民課長より、議案第67号、令和4年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書については福祉課長より、議案第68号、令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第69号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第70号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第71号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書については建設課長より、報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第64号、令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書。

8ページ、9ページをお願いいたします。一番下の歳入合計でございます。8ページの調定額65億4,545万8,702円、前年比5,048万1,315円の減額です。次に、9ページ、収入済額65億3,087万1,117円、前年比5,113万9,037円の減額です。右隣の不納欠損額100万9,755円、前年比94万7,059円の増額でございます。それから、収入未済額1,357万8,830円、前年比28万9,337円の減額となっております。

次に、収入済額の増減の主なものについて御説明いたします。

増加分として、１７ページ、下から９行目、固定資産税４，６１７万２，３９４円の増。

１９ページ、上から７行目、入湯税１，３３１万７，１５０円の増。

２３ページ、下段、地方交付税３，９７９万７，０００円の増。内訳といたしまして、普通交付税２，３９２万２，０００円の増、特別交付税１，５８７万５，０００円の増となっております。

３５ページ、上から４行目、公共土木災害復旧負担金（繰越明許分）１億３，６９３万８，０００円の増。

３９ページ、下から６行目でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５，５８８万５，０００円の増。

５５ページ、上から３行目、ふるさと寄附金１億７０８万８，７９８円の増となっております。

また、減分といたしまして、２３ページの下から８行目、令和３年度は地方特例交付金の中に新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が４，９９４万７，０００円含まれておりましたが、令和４年度は０円となっております。

また、２５ページの下から３行目、施設型保育給付費個人給付相当分１，８１３万１，７４０円の減。

３５ページの下から４行目、民生費国庫補助金の中に子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金５，１５０万円が含まれておりましたが、令和４年度は０円となっております。

４９ページ、下から７行目、農林水産施設災害復旧補助金３，２５１万６，３７４円の減。

４９ページの下から３行目でございます。農林水産施設災害復旧補助金（繰越明許分）５，３４１万７，１０４円の減。

５５ページ、下段、ふるさと納税基金繰入金１億８，５６５万５，０００円の減。

５７ページ、上から８行目、繰越金４，７４３万７，８５０円の減。

以上が収入済額の増減の主なものとなります。

続きまして、収入未済額について説明いたします。

１７ページの１行目、右側、収入未済額１，００２万９２０円については、県町民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれ町税の合計額です。

２５ページ、上から５行目、分担金及び負担金、収入未済額２８万６，５３０円については、保育料過年度分等２３万４，６３０円及び町立学校給食費現年度分５万１，９００円です。

29ページ、上から2行目、使用料及び手数料、収入未済額238万1,380円については、ケーブルテレビインターネット使用料過年度分92万7,910円、管理センター使用料6,930円、公営住宅使用料144万6,540円です。

57ページ、下から4行目、諸収入、収入未済額89万円については、奨学資金貸付金収入過年度分です。

続きまして、14ページをお願いいたします。一番下の歳出合計でございます。14ページ、右側、支出済額58億8,989万4,643円、前年比4,735万4,385円の減。

次に、15ページ、翌年度繰越額6億2,306万2,000円、右の不用額3億1,564万2,357円、前年比5,997万4,615円の減額となります。

次に、支出済額の増減の主なものについて説明をいたします。

増分といたしまして、91ページ、下から1行目、情報電算管理費、委託料3,834万8,200円の増。内訳といたしまして、電算関係運営支援委託料1,504万5,800円の増、コンビニ収納システム導入業務委託1,244万1,000円、防災情報配信システム更新1,097万8,000円。

93ページ、上から4行目、財政管理費1億429万4,266円の増。内訳といたしまして、報償費2,761万1,000円の増、役務費1,362万2,358円の増、積立金、ふるさと納税分です。6,287万6,797円の増。

続きまして、99ページ、下から6行目、戸籍住民基本台帳費、委託料2,873万2,738円の増。内訳といたしまして、戸籍システム機器更新業務委託料1,452万円、戸籍システム改修業務委託料716万1,000円、コンビニ交付サービス導入業務委託料836万円。

続きまして、137ページ、下から2行目、農業振興費、負担金補助及び交付金2,696万7,811円の増。内訳として、飼料・燃料費高騰対策補助金でございます。

続きまして、145ページ、下から1行目、林業振興費、委託料2,060万2,000円の増。内訳といたしまして、147ページの森林資源解析業務委託1,914万円の増。

153ページ、下から1行目、商工振興費、負担金補助及び交付金1億1,222万9,691円の増、南小国町町民向け商品券発行事業補助金です。

続きまして、195ページ、上から2行目、公共土木災害復旧費1億3,379万9,781円の増。内訳といたしまして、公共土木災害復旧費（現年度）、工事請負費4,961万9,971円の減、公共土木災害復旧費（繰越明許分）、工事請負費1億6,489万2,380円の増。

197ページ、上から3行目、公債費、元金、償還金利子及び割引料6,245万4,630円の増でございます。

減分といたしまして、75ページの上から8行目でございます。財産管理費2億3,059万1,000円の減。内訳といたしまして、庁舎別館工事、それに伴う監理業務、公有財産購入費、JA跡地の購入などありませんので、減となっております。

また、81ページ、上から3行目、財政調整基金積立金3億2,747万9,388円の減。

117ページ、上から1行目、負担金補助及び交付金7,059万4,520円の減。内訳といたしまして、施設型給付費公立保育園負担金1,813万1,000円の減、子育て世帯生活支援特別給付金5,130万円の減。

続きまして、177ページ、上から2行目、学校管理費、工事請負費4,404万7,886円の減。りんどうヶ丘小学校改修工事等を行いましたので、その分が減っております。

また、191ページ、下から7行目、農林水産施設災害復旧費7,782万3,982円の減でございます。内訳といたしまして、農地災害復旧費、工事請負費1,510万2,332円の減、農地災害復旧費（繰越明許分）、工事請負費2,334万2,202円の減、農業用施設災害復旧費（繰越明許分）、工事請負費1,855万4,360円の減となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額6億4,097万5,474円。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

続きまして、198ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額65億3,087万117円、歳出総額58億8,989万4,643円、歳入歳出差引額6億4,097万5,474円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額1億9,659万8,000円、実質収支額4億4,437万7,474円、前年比1,415万3,652円の減です。

一般会計歳入歳出決算書の説明は以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、議案第65号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

まず、2ページ、3ページをお願いいたします。歳入ですが、調定額合計6億613万4,049円に対しまして、収入済額5億9,847万3,015円、不納欠

損額１８万９，９７１円、収入未済額合計７４７万１，０６３円となっております。

続きまして、６ページ、７ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計５億９，２７２万１，８２０円、翌年度繰越額０円、不用額合計６７５万８，１８０円となっております。歳入歳出差引残額５７５万１，１９５円。

令和５年９月１２日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、２４ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額５億９，８４７万３，０１５円、歳出総額５億９，２７２万１，８２０円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は５７５万１，１９５円、対前年度比８１３万１，４４３円の減額となっております。

続きまして、議案第６６号、令和４年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

２ページ、３ページをお願いします。歳入ですが、調定額合計６，６６９万５，３９３円に対しまして、収入済額合計６，６５５万８，７９３円、不納欠損額７万４，９００円、収入未済額の合計６万１，７００円となっております。

続きまして、４ページ、５ページをお願いします。歳出でございます。支出済額合計６，６１２万６，１６１円、翌年度繰越額０円、不用額合計２８３万７，８３９円となっております。歳入歳出差引残額４３万２，６３２円。

令和５年９月１２日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、１６ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額６，６５５万８，７９３円、歳出総額６，６１２万６，１６１円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は４３万２，６３２円、対前年度比１０万７，２１２円の増額となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第６７号、令和４年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

４ページ、５ページをお願いいたします。歳入でございます。調定額合計６億６，３８４万２，３２３円に対しまして、収入済額合計６億６，２１４万６，７６４円、不納欠損額２万１，０４９円、収入未済額合計１６７万４，５１０円となっております。

続きまして、８ページ、９ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計６億４，３２６万９，９６１円、翌年度繰越額０円、不用額合計２，２３４万３，０３９円となっております。歳入歳出差引残額１，８８７万６，８０３円。

令和５年９月１２日提出、南小国町長、高橋周二。

最後のページ、34ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額6億6,214万6,764円、歳出総額6億4,326万9,961円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は1,887万6,803円、対前年比12万9,915円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、議案第68号、令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。歳入です。調定額合計1億8,870万8,021円、収入済額1億8,495万2,601円、不納欠損額79万5,420円、収入未済額296万円となっております。

続きまして、4、5ページになります。歳出です。支出済額合計1億3,927万3,457円、翌年度繰越額3,202万2,000円、不用額580万1,543円であり、歳入歳出差引残額4,567万9,144円です。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

18ページ、最後のページになります。実質収支に関する調書です。歳入総額1億8,495万2,601円、歳出総額1億3,927万3,457円、翌年度へ繰り越すべき財源3,202万2,000円、実質収支額1,365万7,144円、前年度比652万8,007円の増となっております。

以上です。

続きまして、議案第69号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。歳入です。調定額合計3,324万1,729円、収入済額3,312万4,749円、不納欠損額0円、収入未済額11万6,980円。

続きまして、4、5ページです。歳出です。支出済額合計3,169万348円、翌年度繰越額0円、不用額104万3,652円、歳入歳出差引残額143万4,401円。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

14ページ、最後のページになります。実質収支に関する調書です。歳入総額3,312万4,749円、歳出総額3,169万348円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額143万4,401円、前年度比93万5,686円の減となっております。

以上です。

続きまして、議案第70号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別

会計歳入歳出決算書。

4、5 ページになります。歳入です。調定額合計 2,027 万 8,440 円、収入済額 2,026 万 730 円、不納欠損額 0 円、収入未済額 1 万 7,710 円。

続いて、6、7 ページです。歳出です。支出済額合計 1,962 万 9,333 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 222 万 3,667 円、歳入歳出差引残額 63 万 1,397 円。

令和 5 年 9 月 12 日提出、南小国町長、高橋周二。

16 ページ、最後のページになります。実質収支に関する調書です。歳入総額 2,026 万 730 円、歳出総額 1,962 万 9,333 円、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、実質収支額 63 万 1,397 円、前年度比 42 万 1,382 円の減となっております。

続きまして、議案第 71 号、令和 4 年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3 ページになります。歳入です。調定額合計 1 億 4,478 万 9,595 円、収入済額 1 億 4,352 万 5,125 円、不納欠損額 52 万 4,010 円、収入未済額 74 万 460 円。

続きまして、4、5 ページ、歳出です。支出済額合計 1 億 3,932 万 4,193 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 267 万 7,807 円、歳入歳出差引残額 420 万 932 円。

令和 5 年 9 月 12 日提出、南小国町長、高橋周二。

16 ページ、最後のページになります。歳入総額 1 億 4,352 万 5,125 円、歳出総額 1 億 3,932 万 4,193 円、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、実質収支額 420 万 932 円、前年度比 144 万 7,386 円の減となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 報告第 2 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 12 日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。総括表①、健全化判断比率の状況です。

上の表ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、昨年同様、赤字額がなく、良好な状態です。実質公債費比率は 6.5 % になっております。昨年度が 5.7 % でしたので、0.8 ポイント増加しております。これは、平成 29 年度・30 年度に

実施したケーブルテレビ事業の元金償還が始まったためでございます。

次に、将来負担比率についてはゼロになっております。

下の表に早期健全化基準とありますが、実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%となっており、本町はそれぞれが下回っており、健全であることがうかがえます。

それから、下の財政再生基準でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率ともに、本町は早期健全化基準を下回っておりますので、問題はありません。

続いて、A3の横書きを御覧ください。資金不足比率の公表です。中段の法非適用企業になります。特別会計の中で、水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計におきまして、この表、右側の(9)の資金不足額、資金不足比率の欄ですけれど、ここに数字が上がっておりませんので、資金不足額はないということで報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 代表監査報告

○議長（井上則臣君） 日程第11、代表監査報告、代表監査に監査の報告をしていただきます。石橋代表監査、よろしくお願いいたします。

石橋代表監査。

○代表監査（石橋正寿君） それでは、提出しました令和4年度南小国町一般会計及び特別会計決算等審査意見書について簡単に説明をいたします。

1ページより、第1、審査の基準から第9、決算の概要となっており、4ページの第7、審査の結果を申しますと、計数は正確であり、各会計の予算執行も適正に行われていると認めます。また、36ページの基金の状況についても誤りなく処理されております。38ページより41ページまで、むすびとして全体の要約が記載されております。まとめとして、42ページに5点あげてありますので、読み上げたいと思います。

1、財政健全化審査については、昨年度に比べ、経常収支比率、実質公債費比率が上昇しているが、おおむね良好と言える。将来負担比率については、3年連続比率がゼロとなった。しかし、令和4年度も、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害関連災害復旧事業、物価高騰への様々な対策や施策が取られてきた。将来、大規模な事業実施が行われる予定であり、公債費、繰出金等の増加が懸念され、一般財源である財政調整基金の推移も気になるところである。

本年度１０億円超の実績となったふるさと納税も、制度改正等により減収が見込まれている。今後も、個々の要因を分析し、抑制に向けた適正な財政管理を行っていただきたい。

２、税と保険料・使用料及び負担金等の徴収については、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことにより、町税等において増収となっているが、科目によっては徴収率の低下が見られる。悪質な滞納者については、引き続きこれまでのような法的措置を取るなど、徴収業務のさらなる強化をお願いしたい。支払い能力がないわけではない少額滞納者も依然存在しており、そのような滞納者には滞納額が増える前に口座振替制度やコンビニ納付などを積極的に推進してもらいたい。今まで以上に担当課局間の連携に期待する。

３、歳出に多額の不用額が発生している科目が見受けられる。限られた財源の中、長期化する新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策などに有効活用するためにも、繰越明許などやむを得ないものもあると思うが、実施困難となったものなど早めの対応が可能なものは、年度途中の減額補正など適切な財政処理を望む。

４、伝票監査においては、請求書に記載される作業内容や購入内容が簡略化されたものや決裁印の漏れが見受けられた。数量や算出根拠などが分かるように明細等の記載をお願いしたい。また、確認体制の強化を徹底し、事務処理ミスの防止に努めてもらいたい。併せて、債権者への指導もお願いしたい。

５、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策等の様々な事業が実施され、職員の負担も増加しているように思われる。今後も、専門職員の確保など職員の業務負担に対する対策を講じていただきたい。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響がいまだ残る中、少子高齢化、原油価格・物価高騰など懸念材料が多数存在し、その中で各種事業を実施していくには課題が山積しているように思える。より計画的かつ効果的な行財政運営を願うものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（井上則臣君） 石橋代表監査、ありがとうございました。

報告が終わりましたので、本案の質疑に入りたいんですけど、ここで１０分間の休憩をいたします。お願いします。

————○————

休憩 午前１０時４７分

再開 午前１０時５６分

————○————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

報告が終わりましたので、本案の質疑に入りたいと思います。決算書についての質疑ございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） 1 点お尋ねをいたします。使用料及び手数料のところでは、一般会計の 31 ページが分かりやすいかと思いますが、今年度、公営住宅の使用料過年度分の徴収を強化なさっていたということで、全体的な収入未済額も昨年と比べたら大幅に減少しておりますが、これは今の担当職員さんが頑張っておられるということだと思いますが、この方のノウハウとか、現在どういうことをされているからこんなに徴収ができたとか、そういったノウハウを横展開できるようなお考えと、いうのがあるのかなというのをお尋ねいたします。今回、住宅のみならず、まちづくり課のケーブルテレビなどでも収入未済なども上がっていたかと思いますが、そのあたりについて役場の職員さん内での何か共有などができないのかなというところでのお尋ねです。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今の御質問にお答えいたします。

まず、確かに公営住宅の今現在の担当職員というのは、以前は税務課に在籍をしておりまして、差押えだったりとか、そういったところで精通していた職員であるという形の中で、それなりのノウハウを持った形でやってきているというところでもございます。ただ、一方で、その職員のみでやっているというわけでもございません。当然のことながら、各課のそれぞれの担当職員というものの知識だったりとか、情報だったりとかを債権管理条例に従って情報を共有し、そういった形でやっているという形の中で、一方で、現在の建設課職員の内部になりますけれども、一方では、全く知識を持たない、そういった職員も、持たないといいますか、まだまだ知識が足りていないという部分がございますので、いろんな研修だったりとか、債権管理の中に基づく情報共有というのは当然行われております。ただ、一方で、やはり担当課とする職員同士で持てる情報と持てない情報と、そういった厳格さというところも踏まえた上で、その知識、技術の向上と、技術の向上と言っているものか、言葉が妥当かどうか分かりませんが、そういったところというのは現在も行われているという状況ではあります。いずれにしろ、いろんな課を踏まえた知識の向上というのは今後もより必要だと思っておりますので、情報共有、そういったところは含めていきたいと思っています。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） ありがとうございます。

現在の担当職員さんは、やはり過去の経験だったり、住宅も過去にも担当もなさ

っていたと思いますし、税の徴収もされていたと思いますし、また今の担当さんの個人のお持ちのスキルといいますか、向き不向きみたいなのところもあるのかと思いますが、担当の職員さんが変わったということによって、この徴収というのが大きく差が出てきているように思いますので、せっかく今の職員さんは頑張ってスキルも高くいらっしゃるのであれば、各課で徴収とか滞納をされている方に接点を持つ方に向けて、もし滞納が出たときはこういう対応をしているとか、そういった徴収といいますか、そういったところの情報共有みたいなのところまで、勉強会じゃないですけども、そういったところができたら、役場内に今の担当さんのスキルというのが横展開できるのではないかなと思っております。もちろん、サービスを受けている受益者が支払うべきものを支払っていないというところが限定にはなりますが、そこに対しての対応というところで職員さん内でのスキルの横展開、技術の横展開ができたらなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 同じく歳入の収入未済額についてでございます。一般会計から特別会計、全てを今ざっと計算しますと2,600万円ほど収入未済額という金額が上がってきます。顕著に見えるのは国保の特別会計で747万円と一般会計で固定資産税が662万1,000円という形ですけど、この国保と固定資産税に関してこれほど大きい額が出る理由というのが役場のほうで何かしら感じとっている部分があるならば教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、固定資産税におきましては、その方の固定資産税というよりも、亡くなられた先代とか、そういう方の固定資産税が残っている方がいらっしゃいます。あと、今回、固定資産税の収入未済額が昨年より200万円ほど増加したんですが、こちらは高額滞納が1件ございまして、そちらで200万円ほど昨年より増えております。このように高額になった理由は、とにかく固定資産税というのは毎年かかっておりまして、分納していただいているんですけど、追いつかないというのが現状でございます。

それから、国民健康保険税でございますけれども、こちらに関しましては、いまいち税という概念がない、薄い方もいらっしゃいまして、病気になったときに払えばいいという方も中にはいらっしゃいます。こちらに関しましても、御本人の国民健康保険税ではなく、亡くなられた方の保険税を相続でそのまま引き継いでいるという方もいらっしゃいます。こちらも、固定資産税同様、追いつかない。分納して

いただいていたとしても、やはり毎年かかってきますので、追いついてない。それから、たとえ後期高齢のほうに移ったとしても、国保税は税金でございますので、そのままずっと残っていくということが見てとれております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今の回答の中で、故人の部分、亡くなられた方の部分を引き継ぐ。ただ、それは延滞金も増えてはくるとは思いますけれども、原資自体、元金自体は当然回収されれば減少していくところだろうとは思いますが。そういう場合の役場として、相続された方が、支払い能力がないとは言いませんけれど、払えないような状態をそのままにしておいても当然回収はできないということになるんですけれども、具体的にその後どういうふうに回収をしていこうとお考えなのか、そこだけを言われれば、そこをもう一回聞きたいところです。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 通常であれば、滞納があれば差押えというものを行っております。差押えに関しましては、まず預金の調査であったり財産の調査を行っておりますけれども、中には財産がない、収入がないという方もいらっしゃる、そういう方におきましては、差押えから一定期間経過した場合は不納欠損という取扱いを行っております。ただ、財産もある、まだ収入もあるという方におきましては、こちらに計上しているように滞納という扱いをさせていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 各会計上、いろいろな、各課も含めてですけれども、いわゆる収入未済額というのが発生しているわけです。使用料にしても税にしてもですけれども。これを、今、各課単位で徴収に移ろうとすれば、それぞれの課がそれぞれにやらなければいけないことになってくるので、非常に手間がかかるだろうし、二度手間、三度手間になるような感じがするので、もし、今後というか、検討をぜひしていただきたいのは、こういう債権に関して、税金なり使用料というのは当然財源の確保であり、公正な税負担というのは国民誰しも求められる部分なので、ここを徴収するということで庁舎内にそういう情報を一元化して、何かしらの手当等が町から支給されるとか、そういうときに回収に移る、もしくは各課が、いわゆるプロジェクトチームじゃないですけれども、担当課が主となるところをつくって、その回収に当たるだとか、そういう組織というか、仕組み的なものも必要じゃないかなと個人的には思っているところです。非常に職員としてやりにくい仕事だとは思いますが、ただ、そういうことをしなければ、多分この数字というのは減っ

てもいかなだろうし、これは、あくまで滞納したからとか、未納が発生したからじゃなくして、その年度中にでも起きている事案に対して対処するということもあると思うんです。年度期間中に一回でも遅れが発生したりとか、未納が発生したときに即時に対応するような、そういう組織というものをぜひ検討していただいて、この金額が減っていけばいいなと私個人的には思っているところです。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 大変ありがたい質問をいただきまして、ありがとうございます。ただ、この件に関しましては、以前の議会でも同様の話をいただいたかと思っております。その中で、先ほどの答弁の中でも言いましたけれども、債権管理条例というものが頭にあります。私たち公務員としましては、1個1個の債権というのを担当者以外が債権管理条例を除く部分で他に教えるということではできません。あくまでも債権管理条例の下で情報を共有するという形が大前提となっております。そういった中で、例えば建設課が持つ水道の使用料だったりとか、いろいろな使用料がありますけれども、そういったものというのは非強制徴収債権という形になりますので、税が持つような直接的に動ける強制徴収債権ではない。ただ、一方で、税のほうで滞納されている場合には各使用料に出てきているという状況が多いものですから、結果的には、連携してといいますか、共有して動かざるを得ないという形になっています。一方で、先だつての議会の中でも条例の改正をさせていただきましたけれども、公共下水道については今まで強制徴収はやっていなかったんですけれども、今後やっていくという形で条例を改正させていただきました。やはりいろんな人的な問題等はこちらの話として、現状におきましても債権管理条例の中でそれをもととして動いているという状況はございますので、そこらあたりも御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） コンビニ納付が始まったわけですが、非常に便利で助かっている方も多いと思います。コンビニ納付と会計室、この割合というのは今どのような状態にあるんですか、分かったらお願いします。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 御質問、ありがとうございます。

コンビニ納付が令和5年度から始まりまして、現在8月末の数字といたしましては、27%という数字が出ております。こちらは、役場がお送りした納付書の枚数に対するコンビニ利用の割合でございまして、ですので、お一人で何枚も納付され

ている方もいらっしゃいますので、27%の方が利用したわけではなく、枚数の上では27%の利用が8月末までにあっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 75ページ、文書広報費の中で37万1,250円、これはLINEの運用だと思いますけれども、LINEが使われるようになりまして、今朝、登録者数を私はのぞきましたら1,282名の方が登録をされているようでございます。情報発信の一元というか、利便性を図るためにLINEを使ったと思いますけれども、実際やってみての町の反応というか、感想的なものを教えていただければと思います。良かったのか、悪かったのか、もっとこうしたいのか、どうしたいのか、そういうところまであれば教えていただければ。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

LINEを導入いたしまして、行政情報をメール配信からLINE配信へと変更いたしました。様々な情報をLINEで送信することによって、届いている声としてはLINEを始めていただいたことで非常に助かっているというところと、やはりいろんな情報が手元に来て、またスマートフォンの中で後で確認ができるというところが非常に助かっているという御意見をいただいているところです。

今後についてですけれども、今のように情報をくまなく発信するのは継続していきたいと考えておりますが、より充実するためにどのような方向があるのかというのは模索しながら、改善できるところは随時改善していければと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 町民が3,800人、そのうち1,200人、今からも登録者数が増えるような取組をしていただいて、情報が隅々までいくようにしていただきたいと思いますけれども、その中で一つ御提案という形で、LINEですから、今は一方通行の情報発信しかありませんから、これを双方向、いわゆる町民から各課なりに情報が共有できる、仮に建設課とかいうアカウントがあれば、そこに災害時の発生状況を写真つきで送ることができるだとか、もっと言うなら、町長室ができれば町長に対して、こういうことをしたらどうだとか、今の町はこうなっているだとか、そういういい意見も悪い意見も届くのではないかなと私は気がしています。自治体の雑誌の中にアプリを利用して、そういうことを双方向で意見だとか情報の共有をされている自治体もあるようでございましたけれども、うちとしてはせっかくLI

LINEをやっているのであれば、そういう機能を拡大していただいて、町民からの声というものも吸い上げられるようにしたらどうかなと思いますけれど、まちづくり課長、どうですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） LINEの双方向による町民からの御意見とか、そういったところの反映とか、また災害時の情報提供とかいうところも検討の一つではあるかと思っております。まだまだ始めて間もない部分もありますので、まずは町の情報発信を中心に、よりくまなく町民の方へ情報が発信できるよう、また加入者数でいきますと、おおむね町内の世帯数に近づく数字に加入者が近づいておりますので、そういったところでいくと、世帯におおむね1人ぐらいはLINEの登録をしていただいて、各家庭に情報が届いているのかなというふうに感じますが、いずれにしてもこれは人数でしか把握はできておりませんので、じゃあ、全ての世帯がと言われますと、同じ世帯で2人、3人登録されている方もおられますので、数字的には一概には言えませんが、まずは加入数も随時増やしていきたいと考えております。また、そういった双方向の部分につきましては、内部で十分検討した上で、導入が必要かどうかというのも踏まえて検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、まちづくり課長にということでしたけれど、質問の中で建設課の部分が出ていましたので、先ほど議員がおっしゃったとおり、他の自治体では、例えば118番だったと思うんですけども、道路の事故があった際のお気づきの点で電話で通報するというシステムがございますが、実際の自治体におきましても、例えば道路陥没だったりとか、そういったものをLINEでやっているというところもございます。実際に建設課内部でも検討したんですけども、先ほどおっしゃったように、各課の中でやれないかという話もやっていまして、現状、お金が発生したりとか、そういう部分もありながら、一方で、LINEの登録者の方が、ある方の思いだったりとか、人それぞれの判断というところが全LINE登録者に渡ってしまう。そのことで、結果として、例えば危険と思われるものの判断というのが非常に難しくなる面もあるのではないかと。ただ、一方で、おっしゃっていただいたように、情報の共有、それとスピード感というのは当然あるかと思っております。先ほどまちづくり課長からも話があったとおり、もう一度再検討しながら、より良い通報体制、早急な対応というものができるように努められればと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2 番、北里桂一議員。

○2 番（北里桂一君） しごとコンビニについて若干お尋ねをしたいと思います。今、しごとコンビニというものが始まったと思うんですが、こちらの実態、現状、しごとコンビニの依頼数とか分かれば教えていただきたいことと、その仕事の内容、要はバイトとか、従業員とか、そういった形で全部の仕事を大体していただきたいところのサービス業とかが多いとは思いますが、現在のところは、どうも委託業務で、掃除だけなら掃除だけ、袋詰めなら袋詰めだけ、入力するなら入力だけというしごとコンビニのように思われますが、そういったところを働き方改革やら賃金の上昇といったものもありますけれども、こういったところを今後どのような形で進めていくのか、お尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

本年度4月から本格的にしごとコンビニの運用を開始いたしました。それで、登録者数もどんどん伸びておりまして、現在70名ほどの登録者数があっておりますし、仕事の依頼も旅館並びに農業関係と多岐にわたって応募がっておりますが、なかなか事業者数の応募というのが件数的にはあまり伸びていない状況もございます。まだまだ広報が足りない部分がありますので、そういった事業者への広報は引き続き続けていきたいと考えているところでございます。

しごとコンビニの形態としましては、やはり町が仕事をあっせんとかいうところの資格を持っておりませんので、そういった職業安定所的な仕事のあっせんというものはできません。まずは業務委託という形でシルバー人材センターと同じような形の運用しかできませんので、しごとコンビニでは業務委託で仕事の人材不足を補っていくという方向で今後も進めてまいりたいと考えております。経営者にとっては、雇用して、いろんな仕事をさせたいという気持ちもあるかとは思いますが、そういったところになるとあっせん業という形になりますので、現状、町が取り組むというところではハードルが高いものになっております。まずはできるところからと、限られた人材の中で空いた時間を有効活用するために少ない時間で短時間勤務の、また限られた仕事量を業務委託の中で担っていただくというところで、何とか今の人材不足を少しでも解消するという方向でこの事業が進んでいければと思っておりますし、また内容につきましても随時委託先のSMO南小国とともに協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 回答、ありがとうございます。

なかなか雇用関係をするということは難しいと思いますので、その辺から始めていただければと思っております。10月8日から最低賃金が熊本県が多分898円ですか、になっていると思いますが、そういった方たちの賃金（時給）は、雇う方と働く方、その方たちの話合いでやるのか、どういった形になっているのか、普通の派遣会社とかだったら、大体1,300円とか、1,400円とか、高いところになると1,500円とかになっていると思うんですが、そういったところはどういう形で契約とかあっせんをしているものか、お聞かせ願いたいです。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 料金体系についてですけれども、事業者の雇用というか、委託先と受託する代理でSMO南小国の取りまとめのところで、受託と委託の両方のところで仕事内容並びにどれくらいの時間で標準こなせるものなのかというところを踏まえて料金を幾らに設定するかは打合せの上で、それぞれの仕事で決めております。その中で委託料を決めると。それで募集をして、この仕事でこれだけの委託料でどうでしょうかというところで、登録された方々に募集をかけるというところで料金を決めていっている状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 最後ですが、仲介役を担うということでございますけれども、仲介料とか、そういった類いのものがそこにも含まれて、SMOが仲介するのであればそこら辺に発生しているんですか。これで、最後です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） しごとコンビニも、今、地方創生交付金事業の3年目ということで補助事業でやっておりますが、行く行くはやっぱり自走するという方向性でもっていくような形で取り組んでいるところでございますので、この委託料の中にはある程度のSMOの運営費も含んだ形での委託料にはなっておりますので、その分、幾らかは運営費に委託料が含まれるというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員、すみません、できますれば、決算書だから、ページ数をなるべくお願いしたいと思います。

○4番（森永一美君） はい、承知しました。

一般会計、27ページです。学校給食費に関しまして1点お尋ねをいたします。今年度、27ページの一番下の段ですが、収入未済で5万1,900円上がっているかと思ひます。昨年度も4万9,000円ですか、上がっていたかと思ひますが、教育委員会のほうで経済的に厳しい御家庭に対しては給食費や、また修学旅行なども納めなくていいというか、そういう必要な対応というのは取られていたかと思ひます。子供たちが、そういう経済的な支援が必要な方は御連絡くださいということで、プリントなども4月ぐらいに確か持って帰ってきているように思ひますが、その必要な対応は用意されている中で収入未済が上がっている原因というのはなぜなのかというところをお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

滞納の原因のほとんどが口座振替時の残金不足というところが多くございました。本人確認しましても、引き落とされていないことに気づいていらっしやらなかったりといった部分になっております。決算の時点で5万1,900円、不納額というか、滞納額がございますが、今現在では全部完納しておりますので、御本人さんに納付書での納付になりましたが、納めていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

皆さん納められているというところかと思ひますが、先ほどお尋ねしました経済的な支援が必要な方への案内というのが確か4月に一斉案内をいただいて、その後、確定が7月ぐらいでしたか、大丈夫ですか。これが、例えば少し前倒しができないものなのかというところですね。例えば、3月、4月ぐらいにどうしても入学準備に必要な経費がかかるかと思ひますが、そのあたりについて確か前年度の所得に応じた対応というのものもあるかと思ひますが、何か前倒しができるというのはどうなんですか。できないのかなというのが1点お尋ねです。

あと、もう1点、給食費に関してですけれども、様々な材料がまだまだ値上がりをし続けておりますが、そこに対して学校給食費の値上げなどはどうなのかというところをお考えなのか、過去の井野議員の質問においては、今のところは値上げは検討していないということでしたが、今後これ以上上がるようであれば、そういったときの対応もお考えをお知らせいただけたらと思ひます。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 御意見というか、御提案、ありがとうございます。

就学援助のことになるかと思います。4月の入学時点で御案内等をさせていただいて、前年度のどうしても世帯での所得というか、金額が確定する時期、税務課さんから情報をいただいた上で審議をさせていただいて、6月に決定をして、7月から就学援助という形でさせていただいております。その際には4月・5月・6月分も遡っての充当というか、支給をさせていただいております。

そして、入学に関しましては、現在で言えば、6年生の部分には中学校に対しての入学時の支給を行っております。ですので、あと、あるとすれば保育園から小学校入学時といったことになるかなと考えております。これにつきましても、先日の議会でも出ました子育てのプロジェクトチーム、そちらのほうで少し検討していきたいなと委員会としては考えているところでございます。小学校入学、中学校入学、高校までははっきりは言えないところですが、そういったところで少し検討、協議を進めていければと思っているところでございます。

それから、給食費の値上げにつきましては、現段階では協議まではまだ至っておりません。現在の町の公費の負担の部分で行っているし、現在のところ、それで進めていければと教育委員会としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 1つずついかせていただきます。ドローンプロジェクトの委託に関して、83ページでございます。令和元年から本年度も実施されている事業だと思います。この5年間、昨年度は物流の実証実験も行われました。そういうことを踏まえて、まずどんな成果が出て、今後どこに向かおうとしているのか、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度につきましては、ドローンプロジェクト委託料として、小中学校でのドローンを活用した授業、並びに有害鳥獣駆除に係る対応と職員へのドローン講習会で、それによって、災害時、並びにいろんな土木の現場等での撮影、並びに農林関係の様々な調査または町有林の現地の確認等にそれぞれ職員が活用いただいている状況でございます。

また、ドローンを使った物流の実証事業も協力という形で町も実施したところではございますけれども、これを実用段階にいくには費用面、それと機体面、ハード面等も含めるとハードルが高いものがあるので、そういったところの実用化というのはまだまだ先なのかなと思っています。

現在、ドローンプロジェクトの絡みで、今後の展開としましては、役場の業務の中でどういう活用ができるのか、また関係する各課の業務の範囲でまだまだ活用の範囲があるのではないかとということで、そういったものも含めて各課から意見を集約したりとか、それぞれ主となる方々に集まっていただきながら、いろいろ御意見をいただいて、もっと活用の幅を広げるような部分で、また委託先にもいろいろ御協力いただきながら、また今後の方向性は今年度中に何か考えていきたいと思って、今のところ動いている状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 11月の議員研修の中で、今、総務文教常任委員会で山梨県の小菅村に行く予定にしております。そこで、ドローンを使った物流が実際に行われているということで事業として成り立っているようでございますので、そこを拝見させていただこうと思っております。この町においても、今、移動販売が動いていますけれど、なかなか住民サービスというところにおいては、満足いくものかどうかというのは疑問が残るかなというところで、ドローンを使ってやれば、もっと住民サービス、買い物困難者、そういう方に対しての利用が進められるのかなと思います。今、課題として費用面とかいうのが出てきましたので、その辺はしっかり確認して、できましたら、これは、まちづくり課につないで、ぜひ本町においても実現できればいいかなと思います。

ただ、どうでしょう、今後も予算的に400万円ぐらいをずっと2社ですね、EDACさんとリアルグローブさん、どこかに集約するなり、そういう物流を目的としてできるところに増額するなりして、どこかで一回舵を切る必要もあるかなとは思っていますので、ぜひそこは検討していただければと思います。

同じく83ページ、次の質問、よろしいですか。一回終わったほうがいいですか。

○議長（井上則臣君） では、一回終わってください。

答弁をお願いいたします。

宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 今後としましては、また視察研修に行かれるということで、ぜひ情報としていただければありがたいと思っております。

また、物流につきましては、小菅村がどのような機体を使っているか私も情報を知りませんが、申し訳ございませんが、現在ドローンで最大積める量というのがまだまだ限られているのかなと思っています。もう少し量が運ばれるようになると、もっと今の中山間の我々の町の状況でいくと、より使いやすいものになるかなと思っていますし、また機体ももう少しリーズナブルな金額になれば活用ができるの

かなという感じはしております。いずれにしても、重量を持って飛ばすとなると、バッテリー容量とか、そういった部分がかさんできて、どうしても積載する量というのが限られてくるというのが現状かと思しますので、そういった部分でいくと、そういった機体の性能向上という部分も含めて状況を踏まえて、導入時期とか、そういった部分も検討していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

ドローンは、それで終わらせてください。

同じく83ページで小国郷地域公共交通会議負担金、これはにじバスだと思います。それと併せて、次のページのタクシー利用について、どうでしょう、実績をもらっているの、そっちの話をしましょう。にじバスに関して、乗客輸送人員が毎月大体120～130人ぐらいです。費用負担からすると94%ぐらい、運賃収入が約5%で、残りは持ち出しみたいな形になっています。昨年の10月から運行路線を変えまして、ちょうど1年になってくると思います。今、今後の増収・増員に向けてどういうことを改善点として考えているのか、あったら教えていただきたいです。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） にじバスについての件でございますが、こちらは小国郷地域公共交通会議で協議した上で、両町でそれぞれの中心市街地を結ぶというところで運行を開始しております。議員がおっしゃるように、なかなか利用者数も伸び悩んでいるところではございます。こちらにつきましては、現在まだ具体的にこの増収に向けた取組について両町で案的なものは持ち合わせてはおりませんが、両町長並びに執行部の協議の場を設けて、この増収というよりも増員、利用者数の増に向けてどういう取組をしていくかというところで協議を重ねていこうというところで現在話を進めているところでございます。何か我々としても増員に向けて、いい案が出せて、もう少し町民に対してアピールできる部分ができればとの考えを持って協議を進めていければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 極端な言い方をしないと、やっぱり先に進まないと思うんです。にじバスに関してやめたほうが正直いいのかなと私は思っています。実際、南小国町に関してはタクシー利用助成もされていますので、そちらの利用拡大を推し進めたほうが町民にとってはプラスだろうなと思います。もう一つ、2台、それぞれの

町で購入しました車を、今、小国郷ライナーで1台使われていますので、この小国郷ライナーの日中、今、朝と夕しか動いていませんけれど、それだけでも、10か月しか小国郷ライナーは動きませんが、月67名で、運賃収入からすれば運行費の17%は運賃収入で賄われています。今後、今もそうですけれど、台湾からの観光客、昨日のニュースでは、香港からの定期便が阿蘇くまもと空港に就航するようになっていますので、まだまだ外国からの観光客という部分でその利便性を図って、空港から大津、大津から直接この小国郷に来ていただく取組というものを推し進める必要性もあるのではないかな。もう一方、昨日、それこそまたテレビのニュースの中で、やまなみリゾートの社長、支配人の意見で、阿蘇には非常に観光地、見るべきものが点在はしている。点でしかない。移動するのに足がない。シャトルバスとか、そういうのを出してもらえれば、もっと利便性が増えて、観光客が増えるのではないかという御意見をテレビのインタビューで言われていました。まさにそのとおりかなというところですので、へき地ではありますが、そういう公共交通の利便性という意味においても、小国郷から大津、阿蘇くまもと空港への直行という路線に切り替えて、観光客誘致、なかなか住民の交通の便と観光というところで目的が違いますけれど、ただ、南小国町においてはタクシー利用をもう少し拡充して住民の利便性を図るべきではないかと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

にじバスも始めて、そういったところの収益の部分というものは非常にまだまだ低調なところがございます。そういった意味においては、例えばまだまだ周知が足りないのかという部分もございますし、今、走らせながらやるべきことはやっぱりやらなくてはいけないと、まずは思っているところでございます。もちろん、うちのほうはタクシー券の助成事業をやらせていただいているんですけれども、どうしてもあれが、例えば大字満願寺地区からこちらに来て、それで大体降りるならば、そこで1枚払わなくてはならない。しかしながら、それからまたここで用を済ませて、小国町のほうに行こうとするならば、またもう1枚払わなくてはならないというところで、その間を、例えばにじバスとか、そういったところで利用してもらうことで補完の機能ができればなといったところで考えながら小国町とも協議をし、それで実施をしているところではあるんですけれども、低調であるといったところは事実としてございます。また、小国町長もそういったところに関しては、危機感というか、これだけ低調であるというところは予想外だった部分もあったんじゃないかなと思っておりますので、今後は、小国郷地域公共交通会議、そういったとこ

ろでまずは話していく、またこういった意見もあったということも私も共有をさせていただきたいと考えております。

もう1点、観光のほうで使うといった部分も一つあるかとは考えておりますけれども、観光になったらどういうルートで行くのかとか、観光地といったところは町の中心部から結構入っていったところとかにあったりするものですから、ルートをつくるというのは非常に難しいのかなと思う反面、またそういったところは点でないというのは、もちろん事実であると認識をしております。そこは、北阿蘇観光会議、産山村、小国町、南小国町で構成している部分があるんですが、そういったところでやはり観光の二次交通も一つ課題であるというところは事実でございますので、そういったところにも、まちづくり課を通じて、そういった二次交通の政策ができないかといったところはまた伝えていきたいと考えております。

あと、最後に小国郷ライナーに移行したらどうかといったところも、すみません、話が前後して大変恐縮なんですけれども、先ほどのにじバスの利活用の部分を小国郷ライナーで活用するといったところも一つの方策であるかもしれませんので、そういったところはしっかりとまた一緒に連携してやっております小国町と協議しながら、今後の在り方を模索していきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 85ページ、企画費の中にマイクロ水力発電設備導入実証事業補助金として500万円出ておりますが、今の実情をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度におきましてマイクロ水力発電の実証事業で発電設備を、SMO南小国が農園事業も行っておりまして、その農園事業の場所に設置をするということで申請をいただき、そちらに設置が完了して、実際稼働を行っているところでございます。場所としましては、湯田の北二又のほうに農園があるんですけれども、その横に流れている小川から取水して発電をするというところで行っております。発電規模がまだまだ小さい発電でございますので、自動車のバッテリーに蓄電をし、それを100ボルトに転換をして活用するということで、イノシシ、獣害対策として電柵等への電源、並びにその現地での電気製品等を使う際のちょっとした電力としての活用を行っているところです。まだまだこの実績を取りまとめて、こういった活用ができるかというところで今後の検討課題としますので、今、SMOにデ

ータを集めていただいている状況でございます。これをある程度の期間、運用していただいて、こういったデータが取れ、こういった発電能力でというような詳細をこちらが把握しながら、今後、町内でマイクロ発電が補助事業並びに推進できるかどうかというのをそのデータを基に判断をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） SMOが野菜とかを作っているところは私も存じ上げておりますが、あの水路でマイクロ発電ですので、かなり小さいものかと思います。水もあまりないところで、夏場には多少枯れるぐらいの水路かなと思いますが、もっとほかに水量の多いところでできなかったのかなという気持ちはあります。

それから、この水力発電に関しては、以前から相当な委託料を払って、何年間かにわたり町も調査もしてきたところですが、結果が出なかったということになったと思います。今回のマイクロ水力も無駄にならないように、今後していただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） マイクロ水力につきましては、当初、令和3年度に予算を計上しまして、ある地区が手を挙げていただきまして、交付決定を行い、話を進めていたところでした。ちょうどコロナ禍で発電機並びに関係機器類の部分が輸入品もありましたので、コロナ禍でなかなか納品が間に合わないということで繰越事業にさせていただいて話を進めていたところですが、ちょうど役員改選がその地区で行われて、その地区から辞退届出が出されました。それから、また再度募集をかけ選定を行いましたところ、SMOが手を挙げていただいたというところでございました。議員がおっしゃるように、いろいろ以前から委託事業等を通して、いろんな地区で実証事業とか試験を行ったところですが、なかなか実現には至りませんでした。今回につきましては、水量的には少ないですけれども、取水をして、タンクにためた上で発電をするという方式で行っておりまして、その分でいくと、ある程度の水量があれば発電ができるという状況をつくり出しているところです。また、以前から懸念されていたのが河川・水路等に流れてくるごみが発電の支障になるということで、ごみの除却とか、そういったところも含めて何とか対策ができないかということで試行錯誤しながら施設を設置したという経緯で現在に至っているところでございます。今回の実証事業もこのデータを基に何とか無駄にならないように、本町での導入にどういう部分が生かせるのかとかいうところは分析をし

ながら取組を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 幾つも、すみません。12 時前ですね。

一つ、土地の借上げ料が例年上がってきています。本年度も。

○議長（井上則臣君） 佐藤議員、すみません、12 時で、ちょっとだけ延長いたしますので、お願いします。

○3 番（佐藤 毅君） カアサ、保育園、きのこセンター、観光農園、それぞれで390 万円ぐらいあります。今後、この借上げ料、ぜひ町として購入してもらって、したほうが間違いなく負担は減るのではないかと思います。全部ではなく、一部のところもあるかと思いますけれども、その辺に関して、今後どういうふうにお考えなのか、このまま契約を継続していくお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

それぞれのところでそういった交渉はこれまでもやってきたかと思えますけれども、なかなかその契約というか、御理解まではいただけなかったというところもあるかと思っております。多分それぞれの施設で建物も老朽化してきているところもございますので、建物の改廃とか、またそういったところも視野に入れたところも考えなくてはいけないのかなと思っておりますので、そういった意味では、場所を新たに移すとか、そういったところでまたそれを原状回復して、お戻しするというところで、次にするべきところは購入というものを前提にしないと、やっぱりどうしてもこれこそまたボディーブローのように後で効いてきますので、そういったところを考えなくてはいけない時期にきているのかなと思っております。そこは、建物の老朽化とかとのバランスも正直あるので、あれなんですけれども、そういった土地の賃借、借りるというところの見直しというか、そこは随時やっていかねばならないことだと認識はしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 売買に至らない部分というのは、町から提案する価格が低い、そういう理由だけではないんですか。値段的な部分で折り合わないのか、その辺、過去、交渉の中ではどういう部分が売買に至らなかったのかというところを教えてください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、所管外で大変申し訳ございません。

先ほど御指摘いただきましたカアサの部分だったりとか、指定管理の制度をする際にこういった議論になりまして、そもそもその施設自体を今後どうするのかという御指摘もいただいたかと思います。やはり一番最も大きなところでは、きよらかアサの土地だろうと思っています。確か220万円ぐらいだったと思います。かねてから私が当該課にいました際にも何回とはなく所有者の方に個別に接して、1人の方は全く売る気がないという状況でした。しかしながら、そうもこちら側としてはいろんな思いもありますので、交渉も続けていっているところではございますけれども、なかなか台に乗っていけない。ただ、その一方で、確かカアサで言えば、数名の方がいらっしゃいますので、その一部分の方は売ってもいいというお話がありましたけれども、面積の割合が全然違うというところで、なかなか至っていないという状況です。

ほかの施設におきまして、これが波及効果と言っているものかどうか、あれなんですけれども、やっぱりこちらの情報を知って、動き的にですね。ただ、やっぱり購入する価格、以前の議会でも指摘いただきましたけれども、購入価格と今までに至る賃借料、その比較を踏まえた上でどう判断していくか、そして最終的には指定管理者制度をどうするかというのが当時の議論だったと思います。結論的には、先ほどの町長の回答の部分になるかと思いますが、すみません。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） では、質疑があるそうですので、休憩いたします。1時15分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後0時07分

再開 午後1時15分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 質問をさせていただきます。135ページ、移動販売についてです。毎年赤字分に関して町のほうで補填をされているということでありまして、売上げは、令和2年が437万円、令和3年が469万円、令和4年が490万円と増加しております。また、赤字補填額も、令和2年が90万円、令和3年が122万円、令和4年が136万円、これもまた増加しております。今年から担当者も変わられておられますので、どういう形になるかと思いますが、今後、売上増加、い

わゆる損失の圧縮、利益が出るように取り組まれているのか、お願いします。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 3番議員の御質問にお答えしたいと思います。

直近3年の現状は、今、議員にお話しいただいたとおりでございまして、赤字補填という部分の町の支出は増えている状況でございます。移動販売を利用される方々というのは、やはり交通弱者と言われるようなお年寄りの方がほとんどではないかと思われます。以前は、人員等も配置できていた関係上、1台プラス月に1回、通常の生鮮食料以外の部分も御利用いただいております。しかしながら、SMOの体制が以前移動販売されていたベテランの方が退職されたということで職員の募集等も行ったようですけれども、なかなか募集にはつながらず、会社内での異動で今現在は新しい方が移動販売を担っているようでございます。

具体的な方策というところではいきますと、私たち農林課のほうでもまだ検討までは至っておりません。SMOさんからいろいろと以前のような日用品みたいなものも必要という御要望もあるようなことは聞いておりますが、なかなか今の体制でありますと、あの車両1台での移動販売というのは荷物を載せる部分につきましても限界がありますので、現状で今のところは週の月曜日から金曜日まで地域を分けて運行をしている状況でございます。今、御指摘いただいた御意見につきましては、また農林課、それから定期的に移動販売だけではなくて、SMOとの意見交換等も行っておりますので、その中でももう少し何か方策というのがとれないか、あとは利用されている方の御意見を少しでも反映できるような移動販売にしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 移動販売、これもなくなつては、また利用者さん、今、利用されている方からすれば困る話ですし、人員が足りなければ、前もあつたと思いますけれど、車を少し大型化するだとか、今の軽から入れ替えるというような当時はそういう話があつたのかもしれませんが。少し大きくすると、何らかの道路事情で入り込めないとかいう話だったかな、ライトバンみたいな形にするというところなんです。ただ、ニーズがある部分を私は福祉事業でという話もしましたけれど、町長は民間でやるということであれば、やっぱり赤字幅を減らして、なるべく利益が出るような形をつくっていただきたいと思いますので、農林課も協力をしていただいて、知恵を出しながらやっていただきたいと思います。

併せて、SMOの話で質問をさせていただきたいんですけど、SMOの決算書を部門別で出していただいたときに情報発信チームがあるかと思います。この情報

発信チームは2年間売上実績がゼロという決算書、報告書をもらっているんですけど、そこに係る費用というのは人件費が2,000万円弱かかっております。部門別で見れば2,600万円ぐらいのマイナスというところですけど、ここの情報発信チームというのがどういう役割をされているのか、直接的な売上げにつながるような活動がされていないように感じますけれど、この辺はSMOの社長であります町長、どのように捉えているのか、またその議題の中、役員会とかでもそういう話というのは出ていないのか、お話をいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） すみません、手元に資料がないので、あれなんですけれど、多分部門別で出すからその財源がないという感じじゃないかなと思うんですけれども、情報発信自体のですね。ですので、多分トータルでSMOとして出したときには、いろいろなふるさと納税の事務だったりとか、もちろん情報発信部門もふるさと納税の写真を撮ったりとか、記事を作ったりとか、そういったところをするものですから、そういったところの補填で横から入ってきているような形で捉えていただけるといいのかなとは思っております。もちろん情報発信というのは、正直、記事を書いたりとか、ふるさと納税の写真を撮って、意見を聞いて、その話をふるさと納税のページに載せたりとか、そういった見えないというか、収益としてなかなか上がらないような事業でもございますので、そういったところで部門で分けるとそうになってしまうという形で御理解いただけるといいかなと思っております。

そういった中で、後ほどの補正予算にも出させていただくんですけれども、これから営業広報チームといったところをつくろうと思っているところでございまして、その情報発信部門に関しても結構営業のノウハウを持ったメンバーがいらっしゃいますし、それはSMOのスタッフだけじゃなくて、南小国町役場の職員もただ待っているんじゃなくて、やっぱりもっと外に出なければいけないよねと考えております。私も、いろいろな、例えば県人会とか、ほこすぎ会とか、あと経済団体との交流とか、そういったところに行くわけですけども、やはりそこで名刺を配れる数というのも限られておりますので、そういった意味では、うちの職員はもとより、SMOのスタッフ一部、数名ではありますけれども、そういう人たちに来ていただいて、一緒になって、南小国町を売り込もうというチームを立ち上げようということで今回予算化をさせていただいております。詳細に関しては補正予算の中でも組み込ませていただきますけれども、そういったところが一部委託料として、そういった情報発信チームのところで、作業だったりとか、段取りだったりとか、一部渡航費だったりとか、そういったところを計上させていただいているところでもございますので、そういう形で御理解いただけるといいかなと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 分かりました。そういうことであれば、ふるさと納税チームと情報発信チームを合わせると、最終利益からすれば2,500万円ぐらいプラスになっていますので、それは理解できるところではあります。どうでしょう、ユーチューブとか、「かじ×マックスのなんさんよかばい！」とかですか、ああいうのを僕はチャンネル登録をさせてもらっています。多分その辺も情報発信チームが主として動いている部分かなと思いますけれど、最近更新がされていないような感じもしていますので、非常に稼働が売上げにつながっていない部分というのもあるのかなというところで、以前、梶原さんから相談、何かないかなという話をしたときに、南小国の地域、昔、各地区がPR合戦をしたようなイベントがあったかなと思います。いいところを見つけて、順位を決めたときがあったと思うんですけど、そういう南小国を詳細な部分までPRするような事業をすると、そこに地域だったり、人が出てくると、もっと南小国のよさが人に分かるんじゃないか、当然出演がOKかどうかというのは、顔出しがOKだとか、そういうのを確認しながらやらないといけないと思いますけれど、そういう事業もどんどんPRして、町のほうに提案していったらどうかという話をしたことがございますので、ですから、せっかくここに7名ほど職員がおられるので、画像編集だとか、撮影だとかいうのはお手の物だと思いますので、今どきのユーチューブ配信だとか、何かそういうことで町をもっとPRしてもらい、情報を発信してもらい取組というのもぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 先ほども申し上げましたとおり、そういった情報発信部門というのは、数値としてというか、売上げがなかなかないものですから、大変厳しい状況ではあるんですけど、そういったところの今回の営業とかのチームとしての委託料だったりとか、そういった梶原さんとマックスの動画というのも非常に好評だったと思っておりますし、あれが及ぼす影響というのも少なからず私もあるのではないかなと思っております。また、役場の業務においても多分サポートしていただけたところもあろうかと思っておりますので、そういったところを、せっかくああいった素晴らしい人材がいらっしゃいますので、ぜひ町としても何かしら委託料という形で出しながら、彼らを生かせるような、また外に出ていかないように引き止めなくてはいけない部分もありますので、そういったところで仕事を発注するということも考えていかねばならないと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） 1 点お尋ねいたします。155 ページです。一番上の行に賠償金というものがあります。1,959 円ですが、この賠償金というのがなかなか決算書で、すみません、私が見落としかもしれませんが、あまり見かけることがないなと思っているんですけれども、これは一体何なのかといいますか、何について賠償をなされたのかというところをお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

この賠償金についてですけれども、くらし応援券など、まちづくり課で料金後納郵便で発送したものが多数ございまして、その中で請求が多課にわたって、いろんな課に請求があって、請求書が1枚来て、それをコピーして、各課に取りまとめ課がお配りして、それを伝票を起票して、お支払いするわけですが、1件、支払いが遅延しておりまして、その遅延で郵便の遅延における延滞金が発生しまして、その延滞金が1,959 円というところで、この賠償金としてお支払いをしたという経緯でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4 番、森永一美議員。

○4 番（森永一美君） 延滞金ということですが、これを遅延された、いうなら何かしらのミスなのかなと思うんですけれども、過去にも確か同様の似たような形で消費税の分で予算が追加で必要になったケースがあったと思いますが、こういったチェック体制といいますか、確認漏れ等を防ぐための体制づくり、仕組みづくりというのも、その当時も議員サイドからも幾つか提案があったと思います。チェック体制を強化すべきではないか、ダブルチェックをすべきじゃないか、またチェック表なども提案があったかと思いますが、そういった面で、今回金額が2,000 円弱ですが、事務手続のミスが違えば金額もまた膨らむケースも考えられるかと思います。同様のことをおかないため、防ぐことができるために何か取り組む必要があるのではないかと考えていますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） この件につきましては、郵便料金でございますけれども、郵便料金については総務課に後納郵便料として一括で請求が来ました。毎月一括で請求が来ているんですけれども、それを各事業とか各費目に振り分けて、お支払いを総務課からお願いするんですけれども、ちょうどこのときが観光商品券とかいろいろコロナ対策の郵便関係がたくさんありましたもので、総務課から各課に振り分

けてお願いをしていたんですけれども、うちのほうも枚数があまりに多くて、金額が100万円を若干切るぐらいの金額で幾つもの伝票がございましたので、うちのほうも確認ができなかったもので、こういう事案が発生しました。伝票自体は送金をすぐ行ったんですけれども、まちづくり課の分だけが1件だけ漏れていたということで遅延金が発生しておりますので、今の段階ではうちのほうで割り振った伝票については最終的に必ず納期限に間に合うように総務課のほうで取りまとめをして、全部確認をした上で郵便局に払うということで、今後はこのようなことがないようにしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 今回も、そうですね、今、体制を強化なさっているのかと思いますが、たくさん支払い物もあるかと思います。だからこそミスがなく、滞りなく進めていただけるように再度チェック体制の強化等々を含めまして、よろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） すみません、何回も。国保の特別会計で少し収入未済も含めてになるかと思いますが、外国人の就労者に対して国民健康保険の交付がされているのかなと思います。この収入未済額の中にそういう方もおられるのではないかと思います。実際、いい表現かどうか分かりませんが、医療を目的にこちらで就労して、医療行為を受けて、そのまま帰国されるだとか、そういう話もたまに聞くこともあるんですけれど、そういうことが本町ではないと思いますけれど。ただ、今後、国内において人材不足が叫ばれているところで、どうしても外国人技能者なり、外国人の就労者というのは増えてくるかと思います。そういうところで交付に当たって当然保険料の納付というのが条件にはなると言うんですけれど、そこを確約できるような何か仕組みだとか取組とかいうものができるのかどうか分かれば教えてもらいたいんですけれども。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の滞納の中に確かに外国人の方の滞納が含まれております。なおかつ、今回不納欠損を計上いたしましたが、そのほとんどが外国人となっております。理由としましては、町外への転居なんです。南小国町に住所を置きながら、居所不明というケースもございます。それから、調査の結果、国に帰ったというケースもございます。

肝心の受入れというか、手続のことなんですが、町民課の窓口を確認いたしましたら、まず転入するときは、あっせんの方だったり旅館の方が連れてきて、その場で町民税だったり国民健康保険税の説明をしているそうです。その後、税務課の窓口で申告書に記入をいただいて、それから課税が始まるわけですが、一応その点である程度御理解はいただいているものとは思っておりますが、事実こうやって滞納もありますし、不納欠損にしなければならない事案もございます。ですので、こういう問題を抱えている自治体というのは割と特に観光地を要する自治体が多いのかなと思っておりますので、何かそういう有効的な取組ができないか情報を収集しまして取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） あくまでもこれは個人的なことになる、当然保険証の交付なんかは個人の問題、納税に関しても個人の問題ではあるかと思いますが、国が違う外国の方であれば、日本の制度自体を理解ができてなく、言われるがままに手続きされて、実際納税の義務というものを勘違いされている方もおられるかもしれないというところで、あっせんされる事業所なり雇われる事業所、そういうところが厳密にきちんと管理をしていただくのが一番いいのかなと思いますけれども。ただ、そこもままならなければ、これはやっぱりこういう事案が発生しているということでレアな話ではないと思います。また、今後増える外国人労働者に対しての懸念事項であるならば、こういう話は国にも伝えながら何かしら対策をとる、出国する前に、未納がないような税金滞納がないとか、そういう情報が共有できるような取組もしていかなければならないのかなと思うところでございますので、今後そういう外国人の方に交付があるときには重々その辺を仲介業者なり事業所にも説明をしていただいて、しっかりと納税をしていただいて、利用すべきは利用していただくという取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点、最後、よろしいですか。

○議長（井上則臣君） はい。

○3番（佐藤 毅君） 水道、農水、特排、下水道、それぞれの一般会計からの繰入金についてお尋ねをします。4事業特別会計を合わせると1億4,300万円ほどの一般会計からの繰入金があります。これは令和6年度から公営企業会計が始まるわけですが、この繰入金分を補おうとすれば、当然利用料の負担増でこれを賄うのか、それとも町から何なりと補助をいただき、今と同じような繰入れをいただきながらやっていくのか、来年度の話ですけど、考えがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 大変貴重な御質問をいただき、ありがとうございます。

公営企業会計が令和6年（来年）の4月1日からということで、まずお手元にある決算書が全く変わってきます。今までの官公庁方式、単式の簿記ですね、それが複式簿記に変わってしまうという形の中で、そこら辺については3番議員さんをはじめ、そちらのほう詳しいという部分もあるかもしれないんですけども、結果的には、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー、それに基づくいろんな資料がついてきます。現段階におきましては、水道事業関係が1つ、それと下水道の3つの分野が1つとなった形での公営企業会計という形で進むであろうと思っております。そういった中で、公営企業会計になった際に一番大きく変わってくるのが、まず第1点目として、今持っている施設の価値化、減価償却とか、そういったところも含めた上での価値化、お金としての価値ですね、それと今後発生する、もしくは現時点で発生する負債、そういったものがいろいろと加味されて、また建設改良費の中における当該年度に発生する支出もしくは補助金関係、そういった部分が後年度以降においても減価償却費だったりとか、引当金、前受金、そういったいろんな形で計上されてきます。ですので、端的に繰入金と呼ばれているものがそのままあるとは思っておりません。そういった中で、昨日からの一般質問に上がっていますが、今、現在の、今までの建設改良に係る地方債の償還金が4会計合わせまして、最も長いもので41年ですけれども、総額的に14億3,000万円ほどあります。その上で、水道事業がさらに上乗せされていくという形になります。一方で、先ほども話しましたとおり、独立採算の原則という部分はありながら、一方で、水道事業に関しては公的負担をしてはならないという意見もあります。しかし、こういった生活に直結する部分、それと水道料金の改定をどうしていくかというのは今後の課題としてあるべきことなんですけれども、仮に値上げをしたら、いきなり値上げというのは無理だと思いますし、会計が変わったからといって、来年すぐいきなりその補填はどうするかという話になってきますので、やはり一般会計繰入金と変わる部分で他会計補助金的なもの、そういったものは必然的に発生するのではないかと考えています。ただ、今現在、公認会計士、アドバイザー、それと職員の知識向上とかも含めて協議を行っていますので、今までの一般会計繰入金というのは、端的に言ってしまうと、歳入と歳出を合わせる、プラマイゼロにする、その考え方も変わってくるんですけれども、そういったところも踏まえて、かつ、もらったお金に対する消費税の支払額、そういったものも含めて、今後の検討として、かつ予算書、決算書ががらっと変わってしまいますので、皆さん方のほうがお詳しいかと思いますが、一回勉強の場といいますか、今後の場ではそういったと

ころも含めて幾らぐらいのお金を入れていったほうがいいかというのは、こちらからの提案と色々な意見という形で検討をさせていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） この公営企業会計、僕は、公立病院がそういうふうに行われているので、目にしております。両町からの繰入金、他会計繰入金、補助金で賄って、当然その中で医療営業をしている部分で収入を得て、経費を払って、そして残りがどれだけ利益だとか赤字だとかいう話にはなってくるんだとは思いますが、であれば、令和6年度も同額的なものを町から補助金として当然予算計上という形になっていくという、そしてその状況を見ながら、令和6年途中なのか、令和7年以降なのか、その使用料の値上げとか、そういうものを見ていながら、随時検討していったら、繰入金的な部分、いわゆるそれは補助金になるのか、ここをどういうふうな調整額にするのかという形になるという理解でよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 正直、現時点で執行内部として決定しているわけではないものですから明確に言えないところがあるんですけども、今後の執行内部における方向性を踏まえた上で、先ほども言いましたとおり、使用料だけで賄うというのは現時点では不可能ですので、そうせざるを得ないのではないかと一つの提案をさせていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） そうですね、分かりました。料金は住民生活に関わる部分ですから、当然早め早めの対応というのが大事になってくると思います。先の話ではありますけれども、ある程度形ができたり、見通しが立ったときには事前説明をしながら住民に理解をいただけないといけないと思いますので、遅延なく情報の公開と議論の場をつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 質問するつもりはなかったんですけども、午後まで継続になりましたので、せっかくだから、一言、二言。

まず、1点目です。今、本田課長が言ったけれども、来年から決算書、予算書ががらっと変わるという話がありました。総務課長にお願いでございます。もし今回のような一般会計の説明の仕方、ずっとページが違って、また戻って、これは増収になった、これは減収になったという話、正直あっちいたりこっちいたりで全

然分らないんです。だから、これは要るのかもしれませんが、そういうところだけを抜き出した何か一覧表みたいな、ここはちゃんと説明をしたほうがいいというのが総務課長からあるでしょうから、来年のやり方、決算書の形がどうなるかは私も全然知りませんので、ただ、今回のような説明をもしするのであれば、分かりやすい一覧表か何かを一つ作っておいてもらいたいというのが1点目、どうぞ。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） すみません、分かりづらくて、申し訳ありませんでした。

今言われたのは特別会計の決算書等が変わるということで、一般会計の決算書についてはこのままの状態でございます。ですから、従来から特別会計のように収入済額、不納欠損額とか、そこだけで説明をしていたんですけれども、一般会計についてはやはり増減を以前から説明をしておりましたので、私も今年3年目になりますけれども、3年間、増減が分かるように議員の皆様にご説明をしたところでございます。今日は、説明のタイミングは私がめくるのを見て説明をしたところではございましたけれども、8番議員さんからも説明が早かったからもうちょっとゆっくりやってくれということを言われましたので、来年がどうなるか分かりませんけれども、1番議員さんの意見も踏まえた上で、また来年はもうちょっと分かりやすいような説明ができればと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） ありがとうございます。ぜひとも分かりやすいように、だんだんめくるのが遅くなったり何だりするものですから、よろしくお願いします。

2点目を質問させていただきます。先ほど穴井則之議員が質問をされました小水力発電のことについてであります。先ほどまちづくり課長に聞いたら、令和3年の議会ですから、当初予算ということでちょうど丸々2年前になります。当然私もそのときには議員でございましたので、多分賛成したことは間違いないということで責任の一端も私にもあるんですけれども。さて、そこで聞きたいんですが、小水力発電、その前に、ちょうどそれこそ総務課長がまちづくり課長か何かをしていたときに1回やりましたよね。その後、また2回目で、今回、令和3年ということ。最初は、うちの家の上中原の下城博志君のところにつけていた記憶がありますけれども、同じ業者でまた500万円の予算を上げた経緯、最終的にどうなったら、その小水力発電の目的が達せられた、成功したと考えるのか。何でかということ、最初にやったときのものが必ずしも成功したわけじゃないんじゃないかなと。そのときにもデータは相当取っただろうと。また、今、データの収集中ですという先ほどの説

明があったけれども、それを、今、何に使っているかという、イノシシのための電柵、そこで作業をする人たちの何か電気製品のと言っていたけれども、電柵 1 台大体 8 万円ぐらいです。町から補助が半分あったでしょう。農林課長、半分ありましたよね。ということは、500 万円あれば、8 万円でできるならば 63 人の人にただでやれるということ、簡単に言えば、そういう話なんです。だから、小水力発電は、一体何のためにもともとやり始めたのかな。それが、先ほど言ったように、成功した、やった思いが達成するというのはどういう状況になったら達成したということかなというのを改めて聞きたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

このマイクロ水力発電施設の導入実証事業ということで立ち上げましたのは、まず再生可能エネルギーのロードマップを作成いたしまして、本町における再生可能エネルギーをどのように導入していくかというところで、導入可能性が高い部分について導入に向けて取組を進めていこうということでロードマップを作成いたしました。その中で、太陽光発電については、既に補助制度をつくりまして、実際稼働しております。また、木質バイオマスでペレットストーブも以前からありましたけれども、そういったところで以前からの事業も展開をしているところです。その一つで本町でも河川、水路には豊富な水が流れておりますので、それを活用して実際水力発電ができないかというところを再度検討するために、今回、令和 3 年度に予算を計上したところでございます。

議員がおっしゃるように、過去、上中原でも実証事業という形でやっておられますし、立岩についても導入検討ということで施設をつくったところでした。そこで動かした中でもやはりごみが引っかかって、発電よりも何よりも維持管理のほうが大変だということもあって、その地区の方々が途中でこの事業を辞退したりとか、事業が途中で中止になったりとかいうところもあったかと思います。

今回につきましては、その事業も踏まえた上で、再度この実証事業によりましてデータを収集した上で、本町の各地区においてこのマイクロ水力発電を実際導入するのが有効的かどうかということ判断したいと。水量の関係もありますし、その水量によってどれくらいの発電力が出るのか、それを各地区に下ろしたときに、本当に各地区の中でこの水量でこの発電力では、もっと水量があるところだったら発電ができるのか、落差がとれるのかとか、そういった部分も含めまして検討する材料として、いま一度実証事業をしたいということで始めました。

ゴールとしては、やはりこのデータを踏まえた上で本町において本当にマイクロ水力発電を推奨していくのかどうかということを含めて判断をしたいと。もしこ

れが有効であるならば補助事業の創設というところまでつなげていきたい。もし有効的ではないと判断した場合は、ほかのエネルギーの導入も本格的に考えなければならぬ部分もあるかと思いますので、そういった判断材料をまずは収集したいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） ということは、最初の実証実験ではそれは分からなかったということですね、簡単に言えば。今回またやり始めて、500 万円はどこからか来ているんでしょう。経産省かどこか知らないけれども、これは町単独のお金じゃないんでしょう。じゃないの。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） この予算については、単独でございます。

○議長（井上則臣君） 1 番、下城孔志郎議員。

○1 番（下城孔志郎君） それなら、なおさら私は個人的に南小国の河川を全部知っているわけじゃないから一概には言えませんが、多分できるところは1 か所もないと思います。ですから、実証するということについては分からないでもないんですが、例えばそれを売電するとか、そういうところまでいくのかどうか知りませんが、町長も一緒に行った四国の梶原町は、多分何億円かかけて、マイクロじゃなくて、小水力発電を、あそこは売電までしていたのかどうかは分からないけれども、町の家屋の何十%かは賄えますみたいなことがあったような気がします。もう10 年ぐらい前ですから、あまりはつきりは覚えていないけれども、やるならそこまでやれよと、そういう今みたいな湯田のあそこに私はSMO も半分押しつけられて困っているのではないかなというのが正直な気持ちです。あそこの川じゃなくて、井手のところに流れているんだから。あれは井手ですよ、我々から言うなら。箱庭みたいな畑が作ってありますけれど、それを悪いというわけじゃありませんけれども。しかし、今、課長が言ったように、私は撤退する勇気も当然必要だと思います。今日は、特に決算ですから、どの予算がどのように使われたかというチェックをしている時間ですから、本当にこれはちょっと無理かなといったら、その事業から撤退をする勇気というのが私はそれもまた皆さん方の仕事じゃないかなと思いますので、これに対して応答は要りませんので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） ないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願い

をいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、これより決算についての採決に移りますが、代表監査委員におかれましては、長い期間、監査、大変お疲れさまでございました。また、午後まで引っ張りまして、大変申し訳ありません。今後も監査を続けていかれるわけでございますので、より一層深い監査をぜひともお願いしたいと思います。どうも本日はありがとうございました。御苦労さまでございました。

[石橋正寿氏 退場]

○議長（井上則臣君） それでは、決算の採決を行います。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第64号、令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第64号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第65号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第65号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第66号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第66号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第67号、令和4年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第67号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第68号、令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算

書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第68号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第69号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第69号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第70号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第70号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第71号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第71号につきましては、認定することに決定をいたしました。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてにつきましては報告案件ですので、これにて終了いたします。

○議長（井上則臣君） では、ここで休憩いたしたいと思います。2時25分から再開いたします。よろしくお願いします。

—————○—————

休憩 午後2時04分

再開 午後2時25分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第12 議案第72号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）

○議長（井上則臣君） 日程第12、議案第72号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第72号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第72号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）。

次のページをお願いいたします。令和5年度南小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,284万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億2,178万5,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正。起債の目的、臨時財政対策債、今回1,266万5,000円を減額し、1,033万5,000円とするものでございます。起債の現在の利率は1.0%でございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、今回23万1,000円を減額し、76万9,000円とするものでございます。確定によるものでございます。

次のページ、地方交付税、地方交付税、地方交付税、今回4,541万7,000円を増額し、20億3,641万7,000円とするものでございます。これも普通交付税の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。分担金及び負担金、負担金、教育費負担金、今回5万円を増額し、564万円とするものです。町立学校児童生徒給食費過年度分でございます。

次のページをお願いいたします。使用料及び手数料、使用料、総務使用料、今回1万6,000円を増額し、1,458万9,000円とするものでございます。庁舎内清涼飲料水自動販売機使用料、玄関前の販売機の使用料でございます。

続きまして、次のページをお願いします。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、今回3,132万4,000円を増額し、7,683万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、県支出金、県補助金、総務費補助金、今回668万7,000円を増額し、1,703万2,000円とするものです。物価高騰対応生活者支援交付金

でございます。

次のページをお願いいたします。財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、今回2万円を増額し、684万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、楽天モバイルのアンテナの土地貸付料でございます。

次のページをお願いします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回1億1,469万7,000円を減額し、1億160万1,000円とするものでございます。基金ベースの予算残高でございます。17億3,349万4,436円。数字で申し上げます。1733494436でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金、今回2,066万2,000円を増額し、1億702万9,000円とするものでございます。基金ベースの予算残高でございます。12億809万8,007円。数字で申し上げます。1208098007でございます。

次のページをお願いいたします。特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金、今回43万2,000円を増額し、43万3,000円とするものでございます。後期高齢者医療特別会計の繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。繰越金、繰越金、繰越金、今回4億437万7,000円を増額し、4億4,437万7,000円とするものでございます。決算による前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、雑入、雑入、今回56万6,000円を増額し、1,512万1,000円とするものでございます。障害者自立支援給付費国庫負担金過年度分56万3,000円、障害児自立支援給付費県費負担金過年度分3,000円となっております。

20ページをお願いいたします。貸付金元利収入、奨学資金貸付金収入、今回88万9,000円を増額し、176万円とするものでございます。奨学資金貸付金収入過年度分でございます。

次のページをお願いいたします。町債、町債、臨時財政対策債、今回1,266万5,000円を減額し、1,033万5,000円とするものでございます。臨時財政対策債の確定による減でございます。

22ページ、歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、今回1,082万6,000円を減額し、2億1,890万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、給料、職員手当等、共済費の減で9月の異動による減分でございます。

続きまして、財政調整基金費、今回2億218万9,000円を増額し、2億2,228万9,000円とするものでございます。財政調整基金の積立金でございます。

す。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回498万8,000円を増額し、2億1,255万7,000円とするものです。内容としましては、旅費23万7,000円を増額、営業広報プロジェクトチームを立ち上げまして、その活動に必要な職員の出張に係る普通旅費の増額です。続きまして、委託料です。475万1,000円を増額です。しごとコンビニへのまちづくり課の業務の一部を委託するための委託料、並びに、決算でも町長が申し上げたかと思いますが、町外、特に都市圏への方々に南小国町を知ってもらうため、新たに営業広報プロジェクトチームを立ち上げ、その活動に係る企画、取りまとめ等の活動及び業務をSMO南小国に委託するための委託料の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 23ページをお願いします。総務費、徴税費、税務総務費、今回397万7,000円を増額し、6,103万8,000円とするものです。給料、職員手当等、共済費ともに職員の人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、賦課徴収費、今回8万円を増額し、1,873万5,000円とするものでございます。需用費、消耗品費の補正です。今年の7月に道路交通法が改正されまして、原付の下に新しく特定小型原付という区分が新設されました。いわゆる、電動キックボードと言われるジャンルでございます。こちらのナンバープレートを購入するために今回補正を計上したものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 24ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回281万6,000円を増額し、5,117万1,000円とするものです。内容としましては、9月の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増額と、町にある正本データと法務局にある副本データについて戸籍情報の正副一致確認作業委託料33万円の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 25ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回171万3,000円を増額し、1億91万6,000円とするものです。内容としまして、給料から共済費までは人事異動によるものでござ

います。負担金補助及び交付金につきましては、人件費の町負担見直しによる増額でございます。償還金利子及び割引料につきましては、令和４年度低所得者保険料軽減負担金の実績に伴う国庫負担分返還金でございます。

続きまして、老人福祉費です。今回１５８万９,０００円を増額し、４,３６５万９,０００円とするものです。内容としましては、高齢者施設等物価高騰対策補助金として、町内の３つの法人へ燃料費や電気料など県の算定をベースとして補助するものでございます。

続きまして、障害者福祉費です。今回４８５万９,０００円を増額し、２億６１５万５,０００円とするものです。内容としましては、熊本県障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費国庫及び県費負担金、障害児自立支援給付費国庫負担金の実績に伴う返還金でございます。

次のページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。今回４１５万５,０００円を増額し、１,４１４万２,０００円とするものです。内容としましては、給料から共済費までは人事異動によるものでございます。委託料につきましては、子ども医療システム改修業務委託料として子供の医療費に伴う県の交付要綱の一部改正に伴い、県への補助金申請に必要なシステム改修委託料でございます。子育てプロジェクトチーム支援業務委託料につきましては、子育てについていろいろと考え携わりたいと１０名ほどの職員が集まり会議を行っておりますけれども、会議の運営進行及び議事録等の作成業務支援をＳＭＯに委託するための計上でございます。

続きまして、児童措置費です。今回２５万９,０００円を増額し、２億８２０万１,０００円とするものです。内容としましては、子供のための教育・保育給付費負担金、子育てのための施設等利用給付費負担金、どちらも令和４年度実績に伴う国及び県への返還金でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回３０万１,０００円を増額し、１億８,０１２万５,０００円とするものです。内容としましては、職員手当等につきましては人事異動に伴うものでございます。役務費につきましては、保護者配信用メールシステム構築費用として、現在、小中高で使用されております学校安心メールを保育園でも使用したく計上をしております。現在のビジネスラインでは送信件数に限りがあり、災害や園での催しが多い月には発信できないことがありますので、利用料がかかりますけれども、回数制限もなく、クラスごとなどにも対応できる学校安心メールへの初期費用及び利用料でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 27ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回78万1,000円を増額して、3億798万8,000円とするものです。内容としましては、償還金利子及び割引料として健康増進事業費補助金返還金から出産・子育て応援交付金返還金までの項目の各種返還金となります。繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金16万8,000円を増額になります。

続きまして、予防費です。今回336万1,000円を増額して、4,333万6,000円とするものです。内容としましては、償還金利子及び割引料として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金の300万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金の36万円の増額になります。

続きまして、環境衛生費です。今回775万3,000円を減額して、2億1,785万4,000円とするものです。内容としましては、水道特別会計繰出金609万1,000円、特定地域生活排水処理特別会計繰出金30万6,000円、公共下水道特別会計繰出金135万6,000円の減額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 28ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回59万2,000円を増額し、8,019万4,000円とするものです。主な内容といたしましては、職員手当等20万1,000円、住居変更に伴います増額となっております。需用費、修繕料20万円、農産物加工所の施設周辺、花壇の部分コンクリート張りにするものでございます。繰出金19万1,000円の増、農業集落排水事業特別会計への繰出金の増額となっております。

続きまして、農業振興費です。今回5,000万円を増額し、1億7,898万4,000円とするものです。負担金補助及び交付金5,000万円、昨年度も実施いたしましたが、飼料・燃料費高騰対策事業の補助金といたしまして5,000万円を計上いたしました。

続きまして、交流促進センター管理費です。今回20万円を増額し、1,038万7,000円とするものです。増額理由は、需用費の20万円、修繕料、ポンプ・排水管等の修繕費が不足しておりますので、今回20万円を増額させていただきます。

次のページをお願いいたします。農林水産業費、林業費、きのこセンター費、今回10万円を増額し、705万7,000円とするものでございます。需用費、修繕料の10万円です。きのこセンターの機器・設備等の修繕ということで10万円

を計上いたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 30ページをお願いします。商工費、商工費、商工振興費です。今回9,192万1,000円を増額し、1億607万9,000円とするものです。内容としましては、需用費2万円の増額、町民向け商品券発行事業、くらし応援券並びにLPガス使用世帯支援分の実施に伴う事務用品費計上による消耗品費の増額です。続いて、役務費です。200万円の増額、町民向け商品券発行事業実施に伴う各世帯へ発送する郵便代の増額です。負担金補助及び交付金8,990万1,000円の増額、町民向け商品券発行事業、くらし応援券並びにLPガス使用世帯支援分の実施に関する補助金の増額です。今回、全町民向けのくらし応援券では町民1人当たり2万円分の商品券を発行、LPガス使用世帯支援分ではLPガスを使用する1世帯当たり6,000円分の商品券を発行し、原油価格高騰、LPガス使用料金高騰、物価上昇の影響による家計負担の軽減に少しでもつながるよう、町内経済の活性化に併せて、町民の方へ生活支援を図るものです。また、それに伴い、商工会プレミアム補助金、通常のプレミアム商品券分の後期分の補助金の減額です。

続きまして、観光費です。今回1,734万円を増額し、5,125万6,000円とするものです。内容としましては、委託料1,734万円の増額です。観光施策として町の観光に関する様々な施策へ事業者が保有するビッグデータを活用するコンサルティング、並びに観光客誘客のための事業者のホームページ等を活用した観光プロモーション、及びクーポン券の発行に係る業務委託、観光プロモーション業務委託料を新規で計上、並びに自転車の国際ロードレース、ツール・ド・九州2023が10月6日から開催され、その中で10月8日が熊本阿蘇ステージで、スタート地点が瀬の本レストハウスとなっているため、スタート地点を盛り上げるため、集客やイベント企画等に係る業務委託、ツール・ド・九州関連事業委託料の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土木費、土木管理費、土木総務費、今回3万円を増額し、7,705万1,000円とするものです。職員の扶養手当になります。職員1名の扶養者が今後増えることから増額を行うものでございます。

続きまして、道路橋梁費、道路維持費、今回250万円を増額し、7,421万円とするものです。使用料及び賃借料の機器使用料250万円になりますが、町道

の維持管理における機器使用料につきまして、現在の執行残高、それと令和３年度・４年度の実績を踏まえ、増額を行うものでございます。

続きまして、３３ページ、住宅管理費、今回３６０万円を増額し、２,１３３万１,０００円とするものでございます。北黒川団地、奥の湯の手前になりますが、その中の１室分の部屋になりますけれども、老朽化が大変厳しい状況でございます。天井、壁、床、台所、洗面所、そういったところの取替え、トイレの便器交換等、多くの修繕をする必要があることから、また入居希望があることから、修繕を行うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ３４ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額２８万４,０００円を増額し、９,６４７万４,０００円とするものです。内容につきましては、需用費２８万４,０００円の増額です。印刷製本費の増額となります。本年度行います「へき地教育研究大会」で配布する関係上、きよらの郷の教育等のパンフレットの増刷を行うものです。また、町内業者さんを対象としました「おしごと図鑑」を新規作成する分も含まれております。

次のページをお願いいたします。３５ページになります。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額２９２万８,０００円を増額し、４億５,７７３万９,０００円とするものです。内容につきまして、需用費２３万円の増額、修繕料の増額となります。中原小学校のトイレ、和式便器の修繕を当初予算で予定しておりましたが、製造中止に伴いまして洋式便器への変更を行うため、不足分を計上するものでございます。続きまして、委託料１２１万円の増額。市原小学校のグラウンドにおきまして、別館周辺のカシの木やクリの木関係、こちらが隣接地へ支障を来していることから、伐採等を行う関係での委託料となっております。次に、使用料及び賃借料５７万９,０００円の増額です。各小学校のＺｏｏｍのライセンス更新の費用となります。次に、原材料費９万４,０００円の増額。こちらは、町内業者、北里道路さんになりますが、ボランティアの作業によりまして、市原小学校グラウンド河川側のところを舗装工事を行いますと提案がありました。そちらのボランティア作業に伴います材料費の支出が必要となるための計上です。次に、備品購入費８１万５,０００円の増額です。りんどうヶ丘小学校の体育館改修工事に伴いまして、テントなどを保管しております倉庫がございますが、こちらを移動することになりましたが、経年劣化が激しく、側面・底面等々の分離している部分等もありまして、現物、現在の物品は処分いたしまして、新規購入を計画したものです。

次のページをお願いいたします。36ページです。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額19万3,000円を増額し、3,972万4,000円とするものです。内容につきましては、使用料及び賃借料19万3,000円の増額、小学校費と同様です。中学校のZoomのライセンス更新費用となっております。

次のページをお願いいたします。37ページです。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額67万円を増額し、3,914万1,000円とするものです。内容につきましては、需用費12万円の増額、賄材料の増額となります。災害対応時のための非常食関係の備蓄が一部不足していることから、購入を計画するものです。次に、備品購入費です。55万円の増額、保存食及び肉類等の冷凍冷蔵庫の経年劣化に伴いまして破損がありました。新規に購入を計画するものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 30ページのツール・ド・九州関連事業委託料、これは前回の6月議会のときに、うちはいろいろグッズを作って盛り上げるということで、一度予算を計上されていたかと思います。今回、瀬の本周辺で盛り上げるために委託ということで、こちらはどちらの業者に委託をされるのか。そして、町長もこれは非常にテレビ局あたりを訪問されて、PRをされていますけれども、町民はいまいち全然、特に瀬の本のほうでありますので、ピンときていないのかなと、ケーブルテレビあたりでPRはされているみたいですが、もう1か月ない状況で、大会の開催時は、県道11号は通行止めになるかと思います。そうすると、国道212号、国道442号の通行量が一時的に増えるのではないかというふうにも考えられます。ヨーロッパでは非常に有名な自転車レースということで、今回、九州で4日間行われるわけですが、ツール・ド・北海道で当初は通行止めの区間に車両が進入して、参加者が死亡するという事故も起きております。こういった安全面の配慮も含めて、今後、残りの時間でどれだけ町民の方にアピールをしていくのか。スタート地点だけを盛り上げるのではなくて、できれば町民の方にも途中の、進入はできないかもしれませんが、例えば南小国波野線ですか、途中のあたりで応援なりすれば、少しでもやっぱりそういう町のPRにもなるし、盛り上がるのではないかと思いますけれども、そういった具体的な計画があるのか、お伺いをいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

ツール・ド・九州につきましては、県が旗振り役となって、今いろいろ着々と準

備は進めているところなんですけれども、スタート地点につきましては、特段イベント等、また演出等は考えていないという御返答でしたので、町長も踏まえまして、何とかスタート地点を盛り上げなければならないかなというところと、また、スタート時間も早いものですから、動員をかけるにしても、小中学生とかいうところにお声がけするのも日曜日ということもあり、はばかれるものもありましたので、そういう集客並びにイベント関係と、併せて観光PR等も含めてスタート地点を盛り上げるべく、この業務を委託したいというところで計上させていただきました。その中で、町民の方にはなかなかPRがまだまだ行き届いていない部分があるかと思っています。応援も呼びかけをしたいところであるんですけど、交通規制、並びに応援する場所もなかなか限られていると、いわばやまなみハイウェイですね、県道別府一の宮線の瀬の本からスタートして、阿蘇谷のほうへ下りるまでの間、ここがなかなか応援する区間がないというのが現状です。下りてから、今度は阿蘇谷から箱石峠を越えて、また南郷あたりのほうに下りていきますが、そちらの箱石峠あたりについても応援する箇所がなかなか限られるというところで、その呼びかけにつきましては、こちらのほうでも早急に考えを課内で検討しまして、何かいい方法があれば町民への周知を図っていければと思っております。いずれにしても、10月8日と、あと残り期間が短いので、こちらも早めに取りかかれればと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 補足をさせていただきます。

前は、グッズを計上させていただいております。今回は委託料ということで、まず委託先に関しましてはTKUテレビ熊本ということで、150万円の消費税ということで165万円となっております。今、課長からお話がありましたとおり、私が行って、お話をさせていただいたり、スタート地点の盛り上がりがこれでは本当に厳しいんじゃないかと。生中継は、九州エリアに関しては全部TKUがやられるんですよ。福岡、大分の分もそうですし、熊本の分もそうなんですけれども、スタート地点からもちろん中継をするといった中で、南小国の瀬の本レストハウスがあまりにもガラガラしていたら、あまりにもひどいんじゃないかなというところも危機感を覚えまして、行ったときに、例えばこれで、今この中に入っているものが南小国町の特産品だったりとか、観光地だったりとか、そういったところの動画を作って、それを配信するというで伺っております。それも併せて、ユーチューブにも載せて、やっぱり自転車というのは、こういったツール・ド・フランスをはじめ、欧州で人気があるスポーツでありますので、そういったところで見えていた

だけののではないかなといったところで期待はしているんですけども、そういったところのPR動画も一緒に制作をするというところが一つ入っているのと、あと大型バス6台で120名ほどそういった方々をスタート地点に、希望される方をこちらのほうに輸送するといった部分があります。あとは、開会式が知事とかも多分出席されるかと思うんですが、そういった中で中華首藤さんがMCになられて、この前も新聞とかに載っていましたが、今中さんという自転車に結構精通されている方が来てからの何かしら掛け合いというか、注目選手だったりとか、注目のチームだったりとか、そういったところをやるというところで話を今行っているところです。もちろんあまりいとまがなかったものですから、TKUとは話したんですけど、あと熊本県とマイナビ九州が主催的な部分、あとは九州の経団連とか、そういったところと一緒に入っているんですけども、そういったところと協議をしながら、これがあくまで上限値という形で捉えていただいて、少しでも負担が下がるように、今、県にも、またTKUにも御相談を差し上げているところで、少しでもこれによって南小国町でのスタート地点が盛り上がりたかなと考えているところです。

以上、補足でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） せっかくの機会でありますから、ぜひこれは成功のまま終わっていただきたいと思うんですけども、北海道でそういう事故があったということで、ちょうど时期的に非常に秋に向けての観光シーズンで日曜日でもありますので、一般のバイクであるとか、車であるとか、そういった移動も増えてくると思います。瀬の本から阿蘇に下りるまで、時間的には30～40分かと思いますが、その迂回路としては国道212号、国道442号あたりを使う形になると思いますし、また畜産農家についてはちょうど採草シーズンになりますので、草原あたりに大型の農業機械等の搬入等も考えられますので、これは南小国町だけではなくて、隣の産山村であるとか、近隣の町村にも周知徹底を図って、本当に安全な大会で終わるように町のほうも主催者側にも働きかけていただきたいですし、町としてもできることは安全面の部分に関しては十分考慮してバックアップしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） そういったところは、今度、来週あたりでまたもう一度協議はさせていただくんですけども、そういった中でしっかりと伝えたいと思いますし、そういったところの警備だったりとかの段取りとかに関しては、町のほうは全然一切タッチはしていなくて、向こうの主催者側でやるようになっておりますので、し

っかりとその辺はこちらのほうから伝えたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7 番、穴井秀房議員。

○7 番（穴井秀房君） 25 ページの社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金でございますが、人件費の負担見直しということでございますが、なぜ今の時期になったのかというのを教えてくださいませんか。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

もともと社会福祉協議会の人件費というところが実際はもっと2,200万円以上かかってくるところで、今現在は7割ほどの人件費を補助として渡しているところなんです。今年度、昨年あたりからリハビリ等がサービスとして社会福祉協議会がありませんので、そのあたりでお客様が小国町のみどりの里等に流れていき、社会福祉協議会の事務局というのはお金を生む部分がございますので、どうしてもりんどう荘側のサービスのお金である程度そこを入れて賄っていくというところがありますので、サービス側の金額が少し下がってくると事務局の人件費を賄う部分が足りなくなってくるので、そのあたりを見直したところで200万円という金額を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 22 ページ、南小国町広報・営業関連委託料、営業広報プロジェクトチームの委託ということです。それと、もう一つ、30 ページの観光プロモーション、両方を町長に聞かないといけないところです。この事業の目的ですね、同じような広報関係でしょうけれど、観光プロモーションに関してはなぜこの時期を選んで打たれるのか、そういうところをお話しできればと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 補足があったときには担当課長からも説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、南小国町の広報・営業関連委託料ということでSMO南小国に出させていただいております。こちらは、先ほどの決算のときも少しお話をさせていただきましたけれども、やはり南小国町だけで待っていてもどうしようもないというか、限界もありますし、黒川温泉は知っているけれど、南小国町は知らないとか、逆に、南小国ですよと言っても、近隣の町村名だったりとか、そういったところを言われ

てしまうということで、なかなか南小国のPRができていないなというのはかねてから思っていたところでございまして、そういった中、営業広報をまずは役場職員が僕は率先して外に出て行って、いろいろ名刺を配りながら、例えば県人会の方々もしくは経済団体の方々、そういったところの人といろいろと会話をし、情報を仕入れて、アンテナを張っていくことが必要ではないかと考えております。また、特に、今、福岡事務所に職員も行っておりますので、そういった意味ではいろいろな場を与えていただけるチャンスがあるということもございます。そのような中で、手挙げ式で呼びかけたところ、現在10名の方々が手を挙げていただいております。これは、本当に幅広い年代の方で、会計年度任用職員の方も入っていただいております。10名の方で今どういうふうにやっていこうかということで考えているところがございます。まずやることは、名刺を作り変えます。名刺に関しましては、今、私たちの名刺というのは、結構美しい村のロゴマークが入っているような名刺であって、それも確かにもちろんいいのはいいんですけども、もっとやっぱり南小国町をPRするような名刺、例えば自分の一番のおすすめの食事だったりとか、おすすめの観光スポットだったりとか、そうやって名刺を渡すことによって会話が広がっていく、広がるきっかけをつくるという意味では名刺はすごく大切ではないかなと思っておりますので、名刺の作成のデザインとか、そういったところもこの中に入っているという部分、あと私たちの統一のポロシャツというのは役場職員は幾つか、何種類か持っているんですけども、冬場というのがどうしてもポロシャツじゃあんまりだろうと、しかしながら、統一したユニホーム的なものを持つことが必要じゃないかということで、はっぴ、そういったところを作って、やろうと。そのデザインとかも含めて、こちらに入っております。あとは、東京だったりとか、大阪、福岡もあるかもしれませんが、そういったところの、回数は担当課長じゃないと分からないんですが、SMOのスタッフの出張の部分、あと、もう一つ考えているのが地元の生産者をそういった都市部に一緒に行くような機会をつくれないかといったところで、生産者の方々の旅費もこの中に入っているといったところで、今、南小国町で米フェスとかやっていますけれど、そういったものを都市圏でやってみると、それで生産者が直接消費者と触れ合う機会、そしてこれからだったら新米だったりとか出てきますので、その新米のおいしさ、または手作りの味噌で南小国産の野菜を使った味噌汁と、例えばお漬物とか、そういう意味でどんどん外に売っていかなければならないと私は思っておりますので、そういったところの旅費、また場所を借りたりとかもございまして、そういったところの委託をこの中で賄ってもらおうということで今回企画をしているところでございます。

あと、30ページの観光プロモーションの事業委託料ですね、こちらに関してで

ございますけれども、新聞等々で皆様方も御覧になったかもしれませんが、現在、楽天株式会社と一緒にいろいろ今後事業を展開していこうではないかといったようなお話をいただいております。熊本県と熊本市、そして、くまもとDMCと、あと南小国町も今回声をかけていただいているところでございます。そういった中で、楽天株式会社に関しましては、楽天トラベルとか、そういったネットでの販売とか、そういったところも強うございますし、楽天カードとか、そういった意味でいろいろな会員の情報を持っていらっしゃる会社でもありますし、今、楽天モバイルもどんどん普及していつている状況でもあるという中で、そういったところの、例えばマーケティングの部分、どういう方々が南小国町に泊まりに来て、例えば30代が多いのか、50代が多いのか、家族連れが多いのかとか、そういったところのデータだったりとか、そういう観光に南小国町に訪れてこられる方が、どこから入ってきて、どういう購入形態をたどって、南小国町で大体こういったお金の使い方をしている、そういったデータを持っていらっしゃるものですから、これからそういったマーケティングというのはすごく大切だなと思っておりまして、そのような意味でSMOとか、うちの役場職員とか、そういったところのマーケティングの勉強会、Raku Dash（ラクダッシュ）だったりとか、Raku Demy（ラクデミー）という勉強会があるんですけれども、そういったところに参加をしながら、コマーシャルの打ち方だったりとか、そういったところも一緒に勉強して、これからのまた交流人口だったりとかを増やしていけないかといったところを考えております。また、楽天に関しましては、こういったトラベル以外にも、楽天シニアだったりとか、そういったヘルス系、健康管理の系統のものもあったりするものですから、いろいろなジャンルのアプリだったりとか、そういったものがございますので、今後、楽天と組むといったところはすごく大切なんじゃないかなと思っておりますし、どうしてもまだまだ南小国町でも携帯の不感地域というものは多うございますので、楽天モバイルを持っている楽天株式会社と行く行くは包括連携協定を結ぶといったことを前提にこういった取組をまずはやっていこうと考えております。もちろんこの取組に関しては、今年はこれをやって、来年度は次はこれをやるとか、そういったところでの協議は毎年できますので、そういったところの今年度のあと残り半年ぐらいの期間はそういったデータマーケティングの勉強会だったりとか、楽天トラベルを通じたいろいろなクーポンだったりとか、そういったところも出せないかというところで、現在は想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 私からは、町長からほぼ説明をいただきましたので、

補足としましては、まず営業広報プロジェクトチームですが、回数としましては、東京のイベント開催参加を1回、福岡のイベント開催参加を1回、大阪のイベント開催参加を2回と、名刺作成とはっぴ作成、この業務委託を予定しているところでございます。

観光プロモーションにつきましては、業者の有するデータを活用するデータコンサルティングで113万5,000円、国内プロモーションが386万5,000円、観光プロモーションに伴いますクーポン券の発行で、クーポン代が1,000万円と諸経費が69万円、計の1,569万円となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） コロナが明けまして、攻めに転じるという町長の意気込みかなと、そしてなおかつ、職員のスキルアップ、レベルアップ、いろんなところの見聞を広める、外に出て行って、また違う知識なり経験をするという意味において、面白いという、これが成功することを当然望みますけれども、非常にマイナスにはならないのかなという思いをしました。今、子育てに関してもプロジェクトチームをつくっています。いわゆる各課を横断するような形でそこに意識を持っている職員さんがいろんなことに取り組むというのは非常に大事な事かな、そしてそれが経験値として、今後、役場内、庁舎内での仕事に役立てば、なおまたいいことだと思います。観光プロモーションに関しましても、なかなかやっぱりデータの的なものを集めるというのは難しゅうございますし、今、ちょうど森永議員とも話しましたけれど、観光協会でそういうデータ分析とかがやられているかという、なかなか宿泊情報とか、個人情報的な部分で集めにくい部分もありますので、そういう楽天さんをお持ちの情報とか、そういうものが共有できて、なおかつ南小国のPR、今後の観光客誘致、誘客につながる部分においては非常にいいことだと思いますので、これはまた注視しながら見ていきますので、効果があるような施策になるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） では、1点お尋ねをいたします。私も、町長の先ほどの広報をぜひ応援させていただきたいと思っています。とても楽しみにしています。

1点お尋ねです。30ページのくらし応援券についてお尋ねをいたします。今回のくらし応援券も町民の暮らしを支援するためという目的でよろしいですか。はい、ありがとうございます。実際に昨年も配布いただいて、町民の方からもとても助かったと、よかったというお声はたくさん聞いているところです。その一方で、やは

り商品券ですと、メリットとしては町内での使用に限られていますので、町内企業の経済の循環を高めるという役割もあるかと思いますが、その一方で、現金、よその町村でも実際に現金支給というのもあったかと思いますが。現金の支給であれば、例えばガス代など高騰している現金じゃないと支払いができないものに対しても対応できるのではないかというお声もあります。その中で、今回も商品券を選ばれた理由といたしますか、そういうものがあればお尋ねをしたいです。また、くらし応援券の詳細のところで確定している分で何名分なのか、また使用期間なども決まっていることがありましたら、併せてお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

現金支給となればどこに行こうと使えますので、家庭としては使い勝手がいい部分があるかと思いますが、まちづくり課としましては、そういう生活支援という側面もありながらも、商工振興という面もございます。住民の方々並びに商工関係の方々ともにウィン・ウィンとなるような、完全にウィン・ウィンとはなりませんけれども、そういった方式がとれるのであれば、そういう方式をとりたいということで、くらし応援券ということで町内事業者を限定としまして商品券の発行を行ってきました。これまでもコロナ禍において。それと同様に、やはりＬＰガスの利用者においてもＬＰガスの高騰で負担があっている部分を何とかＬＰガスの使用部分だけではなくて、町内の事業者へ使っていただいて、家計の負担を軽減いただくという部分で使っていただきたいという趣旨がありましたので、今回も商品券という形をとらせていただきました。そういったところで、やはり商工振興という側面もあるということとはぜひ御理解いただいた上で、議員の皆様方も御理解いただければと思っております。

概算でのところで、くらし応援券につきましては、２万円の４，０００人分を計上しております。ＬＰガス使用世帯支援分は、世帯数ですので、６，０００円の２，０００世帯分ということで予算を計上しております。なので、くらし応援券につきましては、商品券の換金分が２万円の４，０００人分で８，０００万円、事務費分が１５２万６，４００円、ＬＰガス使用世帯支援分が６，０００円の２，０００世帯で１，２００万円、事務費分が３７万４，０００円で、１，０００円未満の処理で９，３９０万１，０００円の総額となっております。時期につきましては、くらし応援券、ＬＰガスともに準備期間がございまして、最短で、くらし応援券については１１月１日からの使用と、ＬＰガスにつきましては、使用世帯の調査等がございしますので、１２月１日からの使用ということで考えております。こちらは国・県の補助金を活用して事業を実施することもありますので、使用期限は１月末日を予定しており

ます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

商品券を特に否定するつもりも毛頭ありませんし、私自身も一商工会員です。特に商品券、くらし応援券となると、やはり暮らしの日用品がそろったドラッグストアなんかでもたくさん使われますけれども、ここも町内になくてはならない場所ですので、日用品が購入できるという必要な場所ですので、そこが多く使われるからといって、そこに対して否定的な思いもありません。そこだけ申し添えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 28ページ、農業振興費の補助金でございますが、今回上程していただきまして、ありがとうございます。この補助の開始日というか、予定等がございましたら、お教えいただけると助かります。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

内容等につきましては、昨年度に実施いたしました飼料・燃料費等高騰対策補助金と内容は同様でございますが、要綱等も全く同じものは期限が違いますので、使えませんので、また新たに要綱は作成しないといけません、たたき台となるものは既にごございますので、できるだけ早く開始をしたいとは思いますが、その要綱の準備等がございますので、できるだけ早くということしか、すみません、今のところ申し上げられませんが、準備ができ次第、広報や文字放送、それから告知放送、あとはLINE等で周知はいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今の関連なんです、昨年度は二度にわたり補助をいただいたかと思っております。一度目と二度目、それぞれ該当の項目、費目が違ったかと思っておりますが、今回はどの費用に対して補助をいただくのか、そのあたりが決定しているのであればお伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

すみません、私、昨年度と同様ということで分かりにくかったと思っております。昨年、

議員おっしゃるように、第1段階といたしまして、肥料と飼料と動力光熱費、この3つを対象にまず予算措置をいたしまして、補助制度を作成いたしました。その後、農協の各部会の代表者の方々からの請願等もございましたので、そういった方々の御意見等も加味しまして、先ほど申し上げた3つの項目に種苗費、素畜費、農薬衛生費、諸材料費、荷造運賃手数料、この5項目を追加いたしました。今回は予算額も5,000万円計上させていただいておりますが、前回は当初4,000万円、2,000万円の6,000万円だったと思いますが、実績等を考慮いたしまして5,000万円としております。内容につきましては、先ほど申し上げました第2段階の3項目プラス5項目合わせました農業所得の確定申告の収支内訳書の今申し上げた全ての項目、8項目の費用の合計額の1割といたしております。上限額を200万円、1,000円未満切り捨て、これは昨年度の内容と同様でございます。ただし、対象経費の年度を1年間後ろにずらしまして、令和4年中のものいたします。令和4年の確定申告の収支内訳書の内容で、それが直近の数字となりますので、その直近の数字の1割相当を補助するという内容になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

26ページの通信運搬費についてお尋ねをいたします。ここ数年で保育園もLINEが導入されたり、年度末にある写真の注文なんかもアプリを導入いただいて、とても保護者としてもそうですけれども、先生方の御負担も軽くなっているのではないかと、利便性も高まっているのではないかなと思っております。今後ですけれども、連絡帳のアプリとかもさらに一層便利になるというところ、また先生方の連絡帳に毎日記載するという、子供たちのお昼寝の時間に頑張ってくださいというけれども、そういった負担軽減というところも必要になってくるかと思います。今回このメールの導入ですけれども、今後もその連絡帳のアプリなんかも検討いただけたらなと思っているんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 御質問、ありがとうございます。

その連絡帳のアプリ等は、昨年度あたりから業者さんとかにパンフレット等をいただいて、保育園の先生方と話はいろいろとしているところです。それをすぐ入れるかどうかというのはまだ全然決まってはおりませんが、そこはやはり使っている先生方がどういう感じか、そのあたりを聞きながらやっていきたいと思っております。今回のメールも、今までのLINEが月に200件だけとか、そういう

区切りがあつて、２００件というのは２００回出せるんじゃないくて、２００人に出せるということですから、１回で５０人に出したら、４回で頭打ちという形になります。増やせば金額がかかりますけれど、増やしても件数の上限がどうしてもありますので、今回の学校で使われている安心メールというのは、月に３,３００円ほどかかりますけれども、何件でも使えるし、各クラスごと、今、保育園では０歳児とか、２歳児、３歳児とか、その歳のクラスで別々に送ることもできますので、まずはこちらに変更したいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

５番、井野和哉議員。

○５番（井野和哉君） ２５ページの老人福祉費、高齢者施設の高騰対策の補助金ということで３社という説明であつたかと思いますが、これはこういった割合でその補助金を出すのか、均等なのか、利用数とか、そういった部分で補助の割合があるのか、そのあたりを説明いただければと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

３法人ということで、１つは社会福祉法人昭寿会、もう１つが南小国町社会福祉協議会、そして３つ目が居宅介護支援事業所銀の鈴さん、南小国町には今この３事業所が、法人がございますので、この価格高騰の補助金というのは県が今やっておりますので、この金額は県の補助に合わせてやっております。事業所ごとに定員数で金額が決まっておりますので、悠清苑は、地域密着型のホームとか、福寿苑のグループホームとか、短期入所とか、そういう形で入所人数ごとに補助金が決まって、打ち出しております。昨年との差額を出しておりますので、金額は、悠清苑が１４万２千１,０００円、社会福祉協議会が１１万２,０００円、銀の鈴さんが５万６,０００円で、悠清苑の金額が高めではございますけれども、これは前年との比較をしたときに、悠清苑は相当価格高騰で金額が大きくなっています。社会福祉協議会は、前年と比べるとサービス関係のもとが小さくなっていますので、確かに価格高騰では金額は上がっていますが、差額としてはそんなにないので、金額というところではこういう形の数字になっているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願い

をいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第72号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

お疲れさまでございました。明日は、また10時から審議いたしますので、よろしく願いいたします。

—————○—————

延会 午後3時37分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 15 日（金）開会

（ 第 4 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和5年第3回南小国町議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月15日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第73号 令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第3 議案第74号 令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）

日程第4 議案第75号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第5 議案第76号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第6 議案第77号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）

日程第7 議案第78号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）

日程第8 議案第79号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）

日程第9 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書

日程第12 陳情第5号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情

日程第13 委員長報告付託議案第62号

経済建設常任委員会 令和5年付託

町道路線の廃止について

日程第14 委員長報告付託議案第63号

経済建設常任委員会 令和5年付託

町道路線の認定について

日程第15 議員派遣報告について

日程第16 議員派遣の件について

日程第17 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特

別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	下 城 孔志郎	2 番	北 里 桂 一
3 番	佐 藤 毅	4 番	森 永 一 美
5 番	井 野 和 哉	6 番	後 藤 六 男
7 番	穴 井 秀 房	8 番	穴 井 則 之
9 番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	北 里 能 蔵	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 3 回南小国町議会定例会の第 4 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、森永一美議員、5 番、井野和哉議員を指名いたします。お二方、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 73 号 令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

日程第 3 議案第 74 号 令和 5 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 2、議案第 73 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）を議題といたしますが、議案第 73 号と議案第 74 号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。それでは、議案第 73 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）、議案第 74 号、令和 5 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 73 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）、議案第 74 号、令和 5 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 73 号、令和 5 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）。

1 ページをお願いします。令和 5 年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,681万3,000円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回100万1,000円を減額し、1,924万4,000円とするものです。内容としましては、実績に伴う減額になります。

7ページをお願いします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回424万9,000円を減額し、575万1,000円とするものです。内容としましては、実績に伴う繰越金の減額でございます。

次のページをお願いします。諸収入、雑入、雑入です。今回312万6,000円を増額し、317万8,000円とするものです。内容としましては、一般被保険者第三者納付金179万4,000円の増額と診療報酬費用等概算払の精算金133万2,000円の増額になります。

9ページをお願いします。歳出でございます。

基金積立金、基金積立金、準備基金積立金です。今回212万4,000円を減額し、288万6,000円とするものです。内容としましては、準備基金積立金の減額です。これにより、予算ベースの基金残高は5,406万9,264円でございます。数字で申しますと、54069264でございます。

以上です。

続きまして、議案第74号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）になります。

1ページをお願いします。令和5年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,256万6,000円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金です。今回43万2,000円を増額し、43万3,000円とするものです。内容としましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金です。今回43万2,000円を増額し、43万3,000円とするものです。内容としましては、一般会計への繰出金でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑はございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第73号、令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第74号、令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第75号 令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第75号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第75号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第75号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）。

次のページをお願いいたします。令和5年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,797万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,158万3,000円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

県支出金、県負担金、介護給付費負担金です。今回19万5,000円を増額し、8,848万1,000円とするものです。内容としましては、令和4年度実績による追加交付分でございます。

7ページをお願いいたします。県支出金、県補助金、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金です。今回3,893万円を増額し、3,893万円とするものです。内容としましては、県から10分の10、町を通して悠清苑への補助金でございます。詳細は、この後、歳出で御説明をいたします。

次のページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。今回16万8,000円を増額し、717万9,000円とするものです。内容につきましては、地域支援事業事務費の繰入金でございます。

9ページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金です。今回19万5,000円を減額し、1,098万6,000円とするものです。内容としましては、介護給付費負担金の追加交付に伴う基金繰入金の減額でございます。

次のページをお願いします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回1,887万5,000円を増額し、1,887万6,000円とするものです。前年度繰越金でございます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回3,893万円を増額し、4,228万9,000円とするものです。内容としましては、悠清苑の施設大規模修繕として、今回、全施設内のナースコールを新しいものに入れ替え、併せてWi-Fiを設置し、職員が持つPHS及びタブレットの導入、また介護ロボット型のベッドを導入するものでございます。その中のナースコールの特殊なコンセント部分が、今後、介護ロボットを導入していく上で必要となるということでございますけれども、その部分は大規模修繕に当たり、今回の補助対象外でございます。それ以外の部分が今回の介護ロボット・ICTの導入補助金の対象でございまして、県から10分の10、町を通して補助するものでございます。

次のページをお願いいたします。基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金です。今回1,195万7,000円を増額し、1,195万8,000円とするものです。内容としましては、前年度収支残の積立てとして繰越金から介護給付

費負担金等返還金を差し引いた残りを積み立てるものでございます。これにより、予算ベースでの残高は5,247万5,960円。数字で申し上げます。52475960でございます。

13ページをお願いいたします。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、総合相談事業費です。今回16万8,000円を増額し、939万6,000円とするものです。内容としましては、需用費の修繕料につきましては地域包括支援センターの公用車のエアコン故障による部品交換等による増額、役務費の手数料につきましては地域包括支援センターのクライアントパソコンに国保連合会への給付費の請求等を行うシステムを入れる手数料でございます。

次のページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回691万8,000円を増額し、711万8,000円とするものです。内容としましては、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金、低所得者等対策補助金の実績による返還金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。何か質疑ございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第75号、令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第76号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第6 議案第77号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書

(第1号)

日程第7 議案第78号 令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書(第1号)

日程第8 議案第79号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第3号)

○議長(井上則臣君) 日程第5、議案第76号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)を議題といたしますが、議案第76号から議案第79号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上則臣君) それでは、異議なしと認めます。議案第76号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)、議案第77号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第78号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第79号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第3号)は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長(高橋周二君) 議案第76号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)、議案第77号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第78号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第79号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第3号)については、建設課長より説明させます。

○議長(井上則臣君) 本田建設課長。

○建設課長(本田圭一郎君) 議案第76号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)。

次のページになります。令和5年度南小国町の水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ756万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,886万8,000円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回609万1,000円を減額し、3,905万8,000円とするものです。一般会計からの繰入金となります。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回1,365万6,000円を増額し、1,365万7,000円とするものでございます。令和4年度決算におきます実質収支額1,365万7,144円を前年度繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、今回755万5,000円を増額し、3,217万1,000円とするものでございます。

内訳としまして、委託料、水質検査委託72万6,000円ですが、御存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、熊本県内におきます各水道事業者のほうで有機フッ素化合物と言われるものが自治体によっては検出されております。南小国町においては可能性的には限りなく低いのかなとは思っているんですが、水道の原水となる6か所の湧水地点・原水地点を、大体11万円が非常に高い単価なんですけれども、安心・安全な水の供給のために検査を行うという形で考えております。

続きまして、積立金682万9,000円ですが、前年度繰越金、歳入に上がりました実質収支額の2分の1以上を積立てとしていることから、予算の計上を行っているものでございます。

続きまして、公債費、公債費、利子、今回1万円を増額し、508万円とするものでございます。地方債償還金利子なんですけれども、当初予算に計上していた見込額が確定したことによる利子の増となっております。

以上です。

続きまして、議案第77号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）。

令和5年度南小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,191万4,000円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回19万1,000円を増額し、1,698万8,000円とするものです。一般会計からの繰入金となります。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回143万3,000円を増額し、143万4,000円とするものでございます。令和4年度決算における実質収支額を前年度繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出です。

集落排水費、集落排水管理費、集落排水総務費、今回71万8,000円を増額

し、480万1,000円とするものでございます。先ほどから上がっております繰越金の2分の1以上を積立てをすることから増額を行うものでございます。

続きまして、集落排水維持費、今回90万円を増額し、801万8,000円とするものでございます。需用費の修繕料となりますが、通常の維持管理におきます修繕料について、今後の突発的な修繕を考慮し、また現状の予算残高を考慮し、増額を行うものでございます。

続きまして、9ページになります。公債費、公債費、利子、今回6,000円を増額し、134万3,000円とするものでございます。水道と同様の利子の増額となります。当初見込額からの利子の増による今回の増となっております。

以上です。

議案第78号、令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）。

令和5年度南小国町の特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,209万円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回30万6,000円を減額し、670万8,000円とするものでございます。一般会計からの繰入金です。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回63万円を増額し、63万1,000円とするものでございます。決算に伴う実質収支額を前年度繰越金として計上するものです。

続きまして、歳出です。

生活排水処理費、生活排水処理費、生活排水処理総務費、今回31万6,000円を増額し、1,862万2,000円とするものでございます。前年度繰越金の2分の1を積立てを行うとしております。

続きまして、公債費、公債費、利子、今回8,000円を増額し、47万円とするものでございます。先ほどからと同様の内容でございまして、当初見込額からの利子の増に伴う今回の増となっております。

以上です。

議案第79号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）。

令和5年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定め

るところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,281万7,000円とする。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回135万6,000円を減額し、4,973万5,000円とするものでございます。一般会計の繰入金です。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回419万9,000円を増額し、420万円とするものでございます。令和4年度決算におきます実質収支額に伴う前年度繰越金の計上でございます。

歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回210万1,000円を増額し、2,346万1,000円とするものでございます。積立金ですけれども、先ほどの前年度繰越金の2分の1を基金に充てるとしております。

下水道維持費、今回70万円を増額し、2,303万2,000円とするものでございます。需用費の修繕料でございますが、通常の維持管理におきます修繕料について、突発的な修繕を考慮し、また現状の予算残高を考慮し、増額を行うものでございます。

続きまして、9ページです。公債費、公債費、利子、今回4万2,000円を増額し、1,118万円とするものでございます。今まで出てきましたのと同様になりますけれども、当初見込額からの増によるものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） まず、水道事業の8ページ、歳出の水道総務費の中で水質検査の委託料というのが増額されていますけれども、これは定期的に水質検査が行われていると思います。また、年に1回は全項目の水質検査を行っているということで、これではフッ素化合物の検出が難しいということですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、通常行っております必ずやらなければならないもので、水道法第20条の規定に基づくものなんですけれども、その中の水質基準検査項目にはこれは含まれておりません。しかしながら、水道法の中に定められています水質管理目標設定項目というものがございまして。その中には位置づけはあつて

おりますが、義務ではありません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） もう1点が、それぞれ公債費の中で利子の見直しという部分がありますけれども、下水道に関しては金額が大きいからなのか、利子の補填が、ほかのは何千円単位なんですけれども、下水道に関しては4万2,000円と大きな増額になっていますけれども、利率とか、その事業費が大きいので、こういう大きな追加になったのか、そのあたりの説明をお願いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、地方債の借入れに関してなんですけれども、現実的には5月の出納閉鎖期間において決算額がある程度固まっておりますので、それに応じた形で借入れというものを行います。本来でいけば、その後の金融機関等との締結において各年度ごとの元金利子というのが定まってくるわけなんですけれども、その一方で、当初予算というのが1月ぐらいの段階で入力等も職員のほうで行っておりますので、そこでまず差が出てくるという形になってきます。公共下水道につきましては、今御指摘いただいたとおり、借入額が非常に大きいものですから、そのあたりの0.01%であったとしても、こういった額で反映されてくるという形になってきます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 予算書ではないんですけれども、9月5日に市原配水区において水量の減少並びに濁りですか、その後、緊急の漏水工事が行われたと思いますけれども、まず原因と、どこの場所でどういう理由でこういう工事になったのか、減少になったのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、その質問に答える前に、先ほどの質問の中に今後の水質検査についても質問があったかと思います。すみません、そちらのほうを先に答弁させていただきます。

まず、阿蘇管内の各水道事業者において、現実的にはまだこの水質検査というのはほとんどやっておりません。うちの町だけが阿蘇管内では行うような状況なんですけれども、今後、国からのいろんな基準等が示される中においては、恐らくなんですけれども、熊本県内におきます検査状況を踏まえると法が変わる可能性もあるのかなと思っております。一方で、以前に水質の濁りとかいうのも発生しましたの

で、極力安心・安全な水を供給するという過程においては検査を行うということが必要だと思っておりますし、今後については、その検査結果を踏まえて判断をしたいと思っています。

すみません、それでは、お答えします。先だつての赤馬場地区については、大変御迷惑をおかけしたところです。根本的な原因としましては、先だつての6月の議会で教育委員会のほうで計上したんですが、山村広場のほうに上がっていきます道路沿いの支障木の伐採を行いました。その際に、森林組合が間に入って、いろんな作業もやったんですが、よくありますバックルでしたか、バックホーの先に木をつかんで枝を落としながら玉を切ったりとかするものもあるんですが、すぐ隣に水道のテレメータ室という制御盤の機械がございます。そこと隣接している関係と電線等の絡みから、木をつかんだ状態で伐採を行う。その結果、根は最終的には残っているんですけども、その根の絡みで地が揺れまして、山村広場に本管から引き込んでいます口径40ミリのメーターがあるんですが、そのメーターと本管との間の引込管を割ってしまったということから、結果として、本管を止めないと修繕工事ができないという形に至りまして、約1時間ぐらいたったと思いますが、そのくらいの断水が生じました。修理を行う際に当然その管が一度断水をしたという形の中で、一方で、通常の維持管理になるんですけども、仕切弁を回したりとか、中にエアーが入ったりとかするときに、どうしても管内に残っている、もともと水道の中に含まれている微量なさびだったりとか、土質成分とか、そういったものが水圧の変化によって管内に一気に回るんです。そういった関係から、特に馬場地区に非常にそういった御迷惑をおかけしたところでもあるんですけども、一部では濁りとか、上流部ではエアーが入って、白く濁ったような形になったかと思います。そのこの周囲の方には、職員が直接赴きまして、御理解等もいただいた上なんですけれども、今回につきましてはそういった事象でした。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 76 号、令和 5 年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第 2 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 77 号、令和 5 年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第 1 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 78 号、令和 5 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第 1 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 79 号、令和 5 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第 3 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入りたいと思います。10 時 55 分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 55 分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第 9 議案第 80 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（井上則臣君） 日程第 9、議案第 80 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 80 号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、意見を求める。

令和 5 年 9 月 12 日提出、南小国町長、高橋周二。

- 1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場2303番地。
- 2、氏名、橋本和香美。
- 3、生年月日、昭和31年6月13日。

提案理由。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がある。これが議案を提出する理由である。

現在、橋本和香美さんにつきましては、2期目の人権擁護委員を務めていただいているところでございます。御存じのとおり、長年、教職員を務められ、子供たちの指導に当たってこられており、人権感覚にも優れ、また人権バランスを持った方であると感じておりますので、今回、人権擁護委員に推薦したく考えております。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、それでは投票といたします。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、3番、佐藤毅議員、4番、森永一美議員を指名します。

事務局より投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（井上則臣君） 異常なしと認めます。

人権擁護委員候補者の推薦に同意される方は○、されない方は×をお願いいたし

ます。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

では、ただいまから投票を行います。順次、お願いいたします。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行いますので、開票立会人は前をお願いいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） 報告いたします。投票総数8票、有効票8票、無効票0票です。有効投票中、○が8票、×が0票。

以上です。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定をいたします。

—————○—————

日程第10 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（井上則臣君） 日程第10、議案第81号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第81号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。

令和5年9月12日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、南小国町大字満願寺32番地9。

2、氏名、嶋崎俊秀。

3、生年月日、昭和27年7月21日。

提案理由。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

現在、嶋崎俊秀氏におかれましては、2期目の固定資産評価委員を務めていただいております。ほかにも社会教育委員等も担っていただいております。また役場在職中には総務課長も担っていただいております。そういった意味でも町民からの信頼も厚く、また公平公正な観点からの評価ができる方であると認識をしておりますので、ここに推薦をさせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、討論を終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） それでは、投票といたします。

開票立会人を指名します。会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、5番、井野和哉議員、6番、後藤六男議員を指名します。お二方、よろしく願いいたします。

事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（井上則臣君） 異常なしと認めます。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意される方は○、されない方は×をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

では、ただいまから投票を行います。順次、お願いいたします。

〔投票〕

○議長（井上則臣君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人は前にお願いいたします。

〔開票〕

○議長（井上則臣君） 開票を終わります。

投票の結果を事務局長に報告させます。

北里事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） 報告いたします。投票総数8票、有効票8票、無効票

0票です。有効投票中、○が8票、×が0票。

以上です。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定をいたします。

議場の出入口を開放願います。

〔議場開放〕

-----○-----

日程第11 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書

日程第12 陳情第5号 会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情

○議長（井上則臣君） 日程第11、陳情第4号を議題といたしますが、お手元に配付しております。陳情第4号、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書、及び、陳情第5号、会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されておりますので、配付のみといたします。

-----○-----

日程第13 委員長報告 付託議案第62号

経済建設常任委員会 令和5年付託 町道路線の廃止について

○議長（井上則臣君） 日程第13、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員会委員長より、付託議案第62号、町道路線の廃止についての審議結果の報告を求めます。

穴井経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君） 結果を報告いたします。

令和5年9月14日、南小国町議会議長、井上則臣様。

経済建設常任委員会委員長、穴井秀房。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、事件名、令和5年付託、議案第62号、町道路線の廃止について。

2、付託年月日、令和5年9月13日。

3、審査の結果、本委員会に付託された上記の事件について、9月13日、議会終了後、現地に経済建設常任委員会で赴きまして、現地を視察した。それから、その後、議員控室において慎重に審議した結果、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（井上則臣君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　質疑はないようですので、以上で委員長報告を終わります。これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　異議なしと認めます。本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

委員長報告のとおり、付託議案第62号、町道路線の廃止についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君）　起立全員です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14　委員長報告　付託議案第63号

経済建設常任委員会　令和5年付託　町道路線の認定について

○議長（井上則臣君）　日程第14、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員会委員長より、付託議案第63号、町道路線の認定についての審議結果の報告を求めます。

穴井経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君）　委員会審査結果を報告いたします。

令和5年9月14日、南小国町議会議長、井上則臣様。

経済建設常任委員会委員長、穴井秀房。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、事件名、令和5年付託、議案第63号、町道路線の認定について。

2、付託年月日、令和5年9月13日。

3、審査の結果、本委員会に付託された上記の事件について、慎重に審議した結

果、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、報告します。

以上です。

○議長（井上則臣君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　質疑はないようですので、以上で委員長報告を終わります。これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

委員長報告のとおり、付託議案第63号、町道路線の認定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君）　起立全員です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15　議員派遣報告について

○議長（井上則臣君）　日程第15、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりでございますので、報告をいたします。

—————○—————

日程第16　議員派遣の件について

○議長（井上則臣君）　日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君）　異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第17　閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第17、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の2特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定をいたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、令和5年第3回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前11時18分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 5 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第62号	町道路線の廃止について	9月13日	経済建設 常任委員会 付 託
議案第63号	町道路線の認定について	9月13日	経済建設 常任委員会 付 託
議案第64号	令和4年度南小国町一般会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第65号	令和4年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第66号	令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第67号	令和4年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第68号	令和4年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第69号	令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第70号	令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第71号	令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
報告第2号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月14日	報告済み
議案第72号	令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）	9月14日	原案可決
議案第73号	令和5年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）	9月15日	原案可決
議案第74号	令和5年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）	9月15日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第75号	令和5年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）	9月15日	原案可決
議案第76号	令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）	9月15日	原案可決
議案第77号	令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）	9月15日	原案可決
議案第78号	令和5年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）	9月15日	原案可決
議案第79号	令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第3号）	9月15日	原案可決
議案第80号	人権擁護委員候補者の推薦について	9月15日	同 意
議案第81号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月15日	同 意
陳情第4号	インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書	9月15日	配付のみ
陳情第5号	会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情	9月15日	配付のみ
委員長報告 付託議案第62号	経済建設常任委員会 令和5年付託 町道路線の廃止について	9月15日	原案可決
委員長報告 付託議案第63号	経済建設常任委員会 令和5年付託 町道路線の認定について	9月15日	原案可決
	議員派遣報告について	9月15日	承 認
	議員派遣の件について	9月15日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	9月15日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和5年第3回定例会

令和5年9月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 北 里 能 蔵
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電 話 (0967) 42-1125